

AR5
651
1



82430534



0025208000

0025208-000

AR5-651-1

ソヴェート土地法

[農林省農地部・訳]

農林省農地部

[194-]

ADE

シセ E63

ソ
ヴ
ェ
ー
ト
土
地
法

農
林
省
農
地
部

AR5
651
1



~~849293~~
82W30534

はしがき

これは一九四〇年にソ同盟司法人民委員部法律出版部からだされた《ЗЕМЕЛНОЕ ПРАВО》のホンヤクである。

この「土地法」はエム・ア・ガルヴィチ、エリ・イ・デムボー、エヌ・デ・ガザンツェフ、ア・エヌ・ニキーチン、イ・ヴェ・バヴロフ、ア・アールスコル、ベ・エム・トルストイ、エス・エリ・フックスなどの共著である。ぜんたいの編集はア・アールスコルがあたつている。

この「土地法」は、いままでの反マルクス主義的な立場、——「土地法」を「農民的」法律、ないしは社会法とカイシヤクする立場をヒハンしてかかれたものである。なお、一九四〇年七月一日以前にだされた指分、法令、政府資料、官廳資料などがこの本では利用されている。

枚数のかんけい上、日本訳では第六章までを第一分冊に、以下を第二分冊にわけざるをえなかつた。第二分冊もまもなく発表する予定である。

目次

第一章 ソヴェート土地法の対象と体系……………一

第二章 地主、ブルジョアのロシアの土地立法（一八六一—一九一七年）……………一九

第三章 ソヴェート土地立法の歴史……………三九

第四章 独占的な社会主義的土地田有権……………六五

第五章 ソフホースおよび機械、トラクター配給所の土地利用権……………九五

第六章 コルホースの土地利用権……………一一一

(以上第一分冊)

第一章 ソヴェート土地法の対象と体系

第一節 ソヴェート土地法の基礎である。プロレタリア的土地国有

第二節 科学部門としてのソヴェート土地法

第三節 ソヴェート社会主義法律制度内の土地法

第四節 現行土地法のもつとも重要な典拠

第一節 ソヴェート土地法の基礎である

プロレタリア的土地国有

ソヴェート社会主義法律の一特殊部門であり、独立の科学部門である土地法はソ同盟の土地法関係の全体系をふくむものである。これら法律関係の土台にあるのがプロレタリア的土地国有である。土地法関係——これは、全経済生活の一般の労働条件であり、おおくの国民経済部門、まず第一に農業でもつとも重要な生産手段である土地の分配および利用（経済的利用）と関係をもつ法律関係である。

マルクス・レーニンの著作では経済的カテゴリーとしての土地がほかの生産手段のあいだでもつ特殊性、各種の経済生活部門で土地がえんずる各種の役割が再三キョウチョウされている。

「土地（経済的には水もこれにふくまれる）は——とマルクスはいう——人間にたいし本源的に食料、既製の生活手段をあたえるものだが、人間の助力をまたずに人間労働の一般の対象として存在する」（マルクス、「資本論」第一巻、一九三七年版、一七一ページ、日本訳、長谷部文雄訳、第二分冊、七〇ページ）。土地は同時にいつさいの生産過程の物質的土台である——すなわち「一般的な労働手段はやはり土地そのものである。なぜなら土地は労働者に『organic standi（立つ場所）をあたえ、かれの過程には作業場面をあたえるからである。……』（マルクス、「資本論」第一巻、一九三七年版、一七三ページ、日本訳、七四ページ）。この場合地表という意味で

の土地——これは経済活動の対象であり、面積が制限されている。

「土地の有限性は一般的な現象である。……」——とレーニンは新ナロードニキープルガコラ一派その他との論争でキョウチョウした（レーニン、全集、第四巻、一九一ページ）。

レーニンは土地（地表）の有限性の意義と土地生産力の有限性にかんする根本的にまちがった観念とをはつきりと對置した。

「マルクス主義批判家諸君」はこの後者と土地えの最終投資における「假定的な收穫率の法則」をむすびつけた。「土地生産力の有限性」というかわりに、「土地の有限性」といふべきである（土地生産力の有限性とは、つまり、あたえられた技術水準、生産力のあたえられた状態の「有限性」である）（レーニン、全集、第四巻一九〇ページ）。

「農業では、……土地は生産手段のはたなきをする。……」（マルクス「資本論」第三巻、一九三八年、六八八ページ）つまり生産力のはたなきをする。林業でもおなじである。採取産業では土地は人間にとつたたとえば狩猟では「かれの食料の本源的な倉庫として役立ち、たとえば鉱山業では「かれの労働手段の本源的武器庫」として役だつ（マルクス「資本論」第一巻（一九三七年版、一七一ページ）。経済活動のほかの部門では「……土地はただ土台として場所として、空間よりの作業の土台としての働きをする」（マルクス「資本論」第三巻、一九三八年、六八八ページ）。「……いつさいの生産、いつさいの人間活動の要素として必要な空間」の働きをする（マルクス、同上、六八二ページ）。これが大部分の加工業部門、

第一節 ソヴェート土地法の基礎である プロレタリア的土地国有

ソヴェート社会主義法律の特殊部門であり、独立の科学部門である土地法はソ同盟の土地法関係の全体系をふくむものである。これら法律関係の土台にあるのがプロレタリア的土地国有である。土地法関係——これは、全経済生活の一般的労働条件であり、おおくの国民経済部門、まず第一に農業でもつとも重要な生産手段である土地の分配および利用（経済的利用）と関係をもつ法律関係である。

マルクス・レーニンの著作では、経済的かつ法的、政治的としての土地がほかの生産手段のあいだでもつ特殊性、各種の経済生活部門で土地がえんずる各種の役割が再三キョウチョウウサレている。

「土地（経済的には水もこれにふくまれる）は——とマルクスはいう——人間にたいし本源的に食料、既製の生活手段をあたえるものだが、人間の助力をあたえずに人間労働の一般的対象として存在する」（マルクス、「資本論」第一巻、一九三七年版、一七一ページ、日本訳、長谷部文雄訳、第二分冊、七〇ページ）。土地は同時にいつさいの生産過程の物質的土台である——すなわち「一般的な労働手段はやはり土地そのものである。なぜなら土地は労働者に「*organ stand*」（立つ場所）をあたえ、かれの過程には作業場面をあたえるからである。……」（マルクス、「資本論」第一巻、一九三七年版、一七三ページ、日本訳、七四ページ）。この場合地表という意味で

の土地——これは経済活動の対象であり、面積が制限されている。

「土地の有限性は一般的な現象である。……」——とレーニンは新ナロードニキープルゴラ一派その他との論争でキョウチョウウシタ（レーニン、全集、第四巻、一九一ページ）。

レーニンは土地（地表）の有限性の意義と土地生産力の有限性にかんする根本的にまちがった観念とをはつきりと對置した。「マルクス主義批判家諸君」はこの後者と土地への最終投資における「假定的な收穫率の法則」をむすびつけた。「土地生産力の有限性」というかわりに、「土地の有限性」というべきである（土地生産力の有限性とは、つまり、あたえられた技術水準、生産力のあたえられた状態の「有限性」である）（レーニン、全集、第四巻一九〇ページ）。

「農業では、……土地は生産手段のはたなきをする。……」（マルクス「資本論」第三巻、一九三八年、六八八ページ）つまり生産力のはたなきをする。林業でもおなじである。採取産業では土地は人間にとつたたとえば狩猟業では「かれの食料の本源的な倉庫として役立ち、たとえば鉱山業では「かれの労働手段の本源的武器庫」として役だつ」（マルクス「資本論」第一巻（一九三七年版、一七一ページ）。経済活動のほかの部門では「……土地はただ土台として場所として、空間よりの作業の土台としての働きをする」（マルクス「資本論」第三巻、一九三八年、六八八ページ）。「……いつさいの生産、いつさいの人間活動の要素として必要な空間」の働きをする（マルクス、同上、六八二ページ）。これが大部分の加工業部門、

各種の運輸、都市その他の建設で土地がえんずる役割である。

土地が一般的労働条件、もつとも重要な生産手段として本源的な意義をもつがめ凡歴史上土地所有をもとめてとくにはげしい階級斗争が展開されたのである。サクシユ者の社会経済構成では、支配階級はいつさいの法律制度、まず第一に土地私有によつて土地関係にたいするその階級的利益をハシヨウしている。サクシユ者の田家では土地とそれに不可分にむすびつくいつさいのもの——地下埋蔵物森林と河海湖沼、これらいつさいの自然のいきかたは私有によつてしぼられていく。「土地所有者は——とマルクスはかいていく——ある人間が地球の一定部分を、かれ個人の意志の独占的場面であつて、いつさいの他人の意志をハイ除するものとして独占的に処置することを前提とする」(マルクス)「資本論」第三卷、一九三八年、五四三—五四四頁。

土地の役割は農業ではとくに大きいため、土地の私有権、土地所有形態、土地利用の条件にかんする問題は広汎な労働農民大衆の状態にとつてもつとも重要な意義をもつている。帝制ロシアの貴族地主の土地私有はかれらの経済的・政治的勢力の源泉であり、広汎な農民大衆のサクシユ手段のひとつであつた。土地問題は、だから、十月革命の直前まで、ロシア革命運動のもつとも重要な問題のひとつであつた。この点をレーニンは再三シテキした——「一千万の農家には七千三百万デシヤチンの土地がある。二万八千戸の名門のだらしない地主のところには——六千二百万デシヤチンの土地がある。これが農民の土地トウソウが展開されている戦場の根本的背景である」(レーニン、全集第十一卷、三三七—三三九頁、日本語、

レーニン農業体系、第三卷、改造社版、五二二—五二三頁)

工業家は、労働者階級との有力なトウソウ手段として、土地私有権をいろいろに利用している。家賃(建築敷地の地代)は工業家の手中では労働大衆をサクシユするもつとも重要な手段のひとつである。マルクスはこの点についてつぎのようにかた——「……この土地所有があたえるおそるべき権力は、それがひとり人の手中で工業資本と結合すると、賃金問題でトウソウをはじめ労働者をその土地からも、住居からもじつさい上おいたてる可能性を土地所有にわたる。社会の一部分は他の部分からその土地の居住権にたいする買物を要求する。一般に土地所有は所有者が地球、地下埋蔵物、空気、同時にまた生活の維持と発展に必要ないつさいのものを利用する権利を意味する」(マルクス)「資本論」第三卷、一九三八年版、六八一—六八二頁)マルクスはその地代にかんする分析をおわるにあたり、天才的予測をあたえている——「よりたかい社会経済構成の立場からみる場合、各個人の土地私有は、ちようどひとり人間がほかの人間を私有するのとおなじように、まづたく不合理なものとなろう」(マルクス)「資本論」第三卷、一九三八年版、六八四—六八五頁。

二、古典的マルクス主義は、土地の私有が、ほかの生産手段の私有とはちがつて、資本主義的生産様式の必要な条件でずらない、ということを再三説明した。

「……土地私有は——とマルクスは土地の私有を頭にかべながらいつた——一定の発展水準では資本主義生産方法の立場からみてもそれが余分な・有害なものとなる点で、ほかの所有形態とちがつてはまつたく純粋に資本主義的な発展の要求の表現である」(レーニン、全集、第十一卷、四一〇、四〇八—四〇九頁、日本語、六五二、六四八—六四九頁)。

ここからつぎの結論がでる——土地固有、すなわち土地私有のハイ止は、ブルジョア制度のなかで理論的にはカンセンにゆるされることであり、それは「集團的資本家」であるブルジョア国家の土地所有をつくることである。

だが、このような可能性をみとめながらも、同時にマルクスとレーニンは、高度に資本主義が発達した諸国でもブルジョアジーの権力を維持しながらこの政策の実行しようとするシヨウにであることシテキした。

ブルジョアジーは土地私有のハイ止にたいして二重のタイドをとる。「土地所有者は、古代と中世の社会ではきわめて重要な生産手段トウソウ者であるが、工業の世界では無用のコブである。だから急進的ブルジョアは……理論的には土地私有の否定にちかずく、つまりかれらはこれを国営(正確には——「国有」——編集者)の形でブルジョア階級の財産、資本にしようとのぞんでいる。だがじつさい上かれらにはその勇氣かない、なぜならひとつの形の所有——労働条件の私有の形——にたいするコウゲキはべつな形の所有にとつてもひじょうに危険だからである。そのうえ、ブルジョアじしん土地をもつていた」(マルクス、剰余価値学説史、第三卷、第一部、一九三六年版、三八—三九頁)マルクスのみぎの言葉を引用しながら、レーニンはつぎのようにかいた——「ブルジョアジーが、階級として、ひろい、アットウ的なキボですすでに土地所有とむすびつき、す

ている」(マルクス)「資本論」第三卷、一九三八年版、五四九—五五〇頁)。レーニンはその本「一九〇五—一九〇七年第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」のなかで、この思想におおくの注意をさいた。「土地の私有は土地購入のための資本の支出を意味する。この点についてマルクスは「資本論」第三卷で……「土地購入のための資本の支出はこの資本を耕作からとりあげ、農業生産のためにこのさるる資本をへらす。土地所有者がうけとり、農産物の価格をたかめる」「絶対地代は土地の私有からうまれる。この地代には独占の要素、独占価格の要素がある。土地の私有は自由競争をまたげ、農業企業と農業外企業との利潤の平均化、平均利潤の形成をまたげ」(レーニン、全集、第十一卷、四〇八、三九四—三九六頁、日本語、同上、六四九、六二四—六二五頁)。

資本主義のもとで「田有とは絶対地代をなくし、穀物価格をさげ最大限の自由競争と農業への資本侵入の自由をハシヨウすることである」(レーニン、全集、第九卷、一五二—一五三頁)。これは——「……資本主義一般の全発展をはばんでいた独占のハイ止」である(レーニン、全集、第十一卷、三九六—三九七頁、日本語、同上、六二七—六二八頁)同時にこれはブルジョア国家に差額地代をわたすことであつたりつまり「資本主義のヘンイです部分的な改良(剰余価値の一部所有者の異動)……」である(レーニン、全集、第十一卷、三九六—三九七頁、日本語、同上)このように「……土地私有のハイ止は、ブルジョア社会でできる最大限のものであり、農業への資本の自由な利用とひとつの生産部門からべつな部門への資本の自由な移動をまたげらるありとあらゆる垣をとりはらうことである」。「土地私有の否

で土地を「じしんで領有し」「土地に定着し」土地所有をカンゼンに従属させた場合——国有化のためのブルジョア階級の眞の社会運動はありえない。それはどの階級もじぶんじしんには反対しないというタンジエンな理由によるのである」(レーニン、全集、第十巻、四一三ページ、日本語、六五八ページ)。

じつさいにはどの口でも資本主義は土地私有権をハイ止せず、どこでもこの権利をハコシ、資本主義的生産方法の要求に応じてその形をかえている。

ロシアでは一九〇五年の革命でレーニンがブルジョア民主主義革命の一政策として土地国有を主張した。それはちやうどマルクスじしん一八四八年のドイツ・ブルジョア革命の時期だけではなく、一八四六年アメリカにたいしても、土地国有をみとめ、部分的に直接にそれをヨウゴしたのとおなじである。レーニンはさきにあげたマルクスの分析から出発し、ブルジョア制度のもとで土地国有の問題を「……図式的なジュンスイなチュウシヨウにタンジエン化するところが根本的にまちがっているとかんがえた。ロシア・ブルジョア革命の条件のうち土地国有化トウソウにとつてとくに有利なものをレーニンは一九〇五年のロシアの「……歴史的、具体的カンキョウ」にみている。このさい、だれもがしつていっているように、レーニンは土地国有の問題と地主、貴族、ツァーリの権力を革命的にうちたおす問題「労働者、農民の革命的、民主的独裁」の問題とむすびつけた。

★レーニンの著作「一九〇五—一九〇七年第一次ロシア革命における社会民主主義綱領」第三章、第七節「どんな条件で国有

に制限されない。

生活はもうこのワタをこえている。……こんな事態のもとで土地国有は農業細領でべつなりあつかいをうけざるをえない。つまり——土地の国有はブルジョア革命の「さいごの言葉」だけではなく社会主義への一歩である」(レーニン、全集第二十一巻、二二三—二三四)。

土地国有は、十月大社会主義革命のさいしよの日から実現されたが、それは社会主義への一歩となつた。それは政權をとつたプロレタリアートの手で実施され、それも孤立した政策としてではなく、基本的な生産要具および生産手段の国有とならんで、プロレタリアートの一般的な経済政策のひとつの環として実施されたのである。プロレタリアの国有はすべての地主的土地所有およびほかの非動労の大土地所有にとどめをさしただけではなく、それはいつさいの土地関係にのこつていた封建制度の遺物ぜんたいを清掃しただけでもなかつた。プロレタリア的土地国有はさらに農業ぜんたいの社会主義的改造の強力な武器となり、またそれは一九二九—一九三〇年の全面的な集約化になくしてはならぬ前提をつくりだした。

著作「プロレタリア革命と背教者カウツキー」(一九一八年)のなかで、レーニンは土地国有により、社会主義への移行の意味からいつてもつとも柔軟性のある土地制度がつくりだされたことをキョウウチョウしている——「土地国有は農業上で社会主義に移行する最大の可能性をプロレタリア国家にあたえた」(レーニン、全集、第二十三巻、四〇三—四〇四ページ、日本語、一五四—一五五ページ)。

マルクス主義農業家会議(一九二九年)での演説で同志スターリ

化が實現されるか」全集、第十一巻、四二二—四二五ページ、日本語、六五五—六六一ページをみよ。

ブルジョア民主主義革命の諸条件のもとで、土地国有は、レーニンが説明したように、社会主義的政策ではない。だがこれは——地主に反対し、貴族階級に反対し、封建制度と農奴制のいつさいの遺物に反対する広汎な農民大衆の要求であり、ブルジョア民主革命を勝利にみちびき、それを社会主義革命に転化させるためのもつとも重要な条件として確実に革命的な意義をもつ要求である。

三、はかりしれないほど大きな、しかもあたらしい意義をかちえたのは社会主義革命のもとでの土地国有である。

一九一七年の四月会議はレーニンの報告にもとずいて党を「……ブルジョア民主主義革命から社会主義革命への移行のための斗争にむかつて」はつきりと方向転換させたが、この会議の決議ではすでに「……地主所有地をボッシュウシ、これを農民委員会の管理にうつし、国内のすべての土地を国有とする」という要求がだされた。「ソ同盟共産党小史」三二四、一八二—二〇二ページ、日本語、田岡信太郎訳、大雅堂版、二六二—二六三ページ、M・L研究所訳、二五二—二五三ページ)。

社会主義革命の政策としての土地国有のあたらしい意義はレーニンがつぎのようにカンタンに定式づけている(一九一七年九月にかかれた、かれの本「一九〇五—一九〇七年第一次ロシア革命における社会民主主義綱領」の「序文」のなかで)——「現在、革命はロシアの農業問題を一九〇五—一九〇七年のときよりもはかりしれないほどひろく、ふかく、するどく提出している。……プロレタリアートも、革命的な小ブルジョア民主主義も資本主義のワタのなか

ンがかつた——「われわれのところには土地の私有がないからこそ、われわれのところには西ヨーロッパにあるような農民のドレイ的な土地崇拜もないのである。そしてこの事情は小農経営をコルホイズのレールにうつすのを容易にせざるをえない。

ここにこそ農村の大経営、農村のコルホイズが、わが国で土地国有のもとで、小農経営にたいするその優越をあれほどやすやすとシヨウメイしたひとつの原因がある。

ここにこそ絶対地代をなくし、土地の私有をハイ止し、土地国有をうちたつたソヴェート農業法の偉大な革命的意義がある」(スターリン、レーニン主義の諸問題、第十一版、二八一—二八二ページ)。

農業における社会主義建設にとつて土地国有がどんなに意義をもつかをキョウウチョウすると同時に、社会主義的建設ぜんたいにとつて、国民経済のいつさいの部門で、——すなわち国家の工業化とその電化にとつて、運輸の発展にとつて、都市の再建と都市計画にとつて、林業、水産業および鉱山業の発展にとつて、土地国有が最大の意義をもつていことに注目する必要がある。

「偉大なる転換の年」(一九二九年)という論文で同志スターリンはかいた——「資本家のところでは、大穀物工場はつくれない。なぜなら生産の費用がひごようにかさむのでひとつながりの土地もかえないし、絶対地代もはらえないからである。反対に、われわれのところでは絶対地代もなければ、土地の賣買もない、この点は大穀物経営の発展に好つごうな条件をつくりださずにはおかない。それというの、われわれのところには土地私有がないからである」(スターリン、レーニン主義の諸問題、第十一版、二七一—二七二ページ)。

ソフホーズにかんする同志スターリンのこれらシテキは、ほかの国民経済部門における国有企業にもあてはまる。土地私有をハイ止し——これは絶対地代の根絶とむすをつく——土地の独占的固有をつくりあげたことは、ソ同盟の土地ぜんぶを全国民経済の社会主義的発展のため自由に処分する可能性をソヴェート国家にあたえた。社会主義国家は国内の生産力諸を正しく、もつとも合理的に配置し、工業を原料資源に接近させるために人口を計画的に移住させることができ、このため都市と農村との対立はしだいに解消するのである。

第二節 科学部門としてのソヴェート土地法

一、ソヴェート土地法の内容は土地法関係ぜんたいの土台となつていてプロレタリア的土地固有によつてあたえられる。

土地固有の法律的表现は独占的土地固有権の樹立である。土地固有権は社会主義国家の独占権利として、ほかの物件にたいする固有権とにかよつた性格をもつていて、おおくの本質的な差異をもつていて（非譲渡性、民事的譲渡からの除外、貨幣的評價の皆無など——あとの第四章、第一節をみよ）。独占的土地固有権制度のトクチョウとその具体的表現形式——これこそまず第一にソヴェート社会主義土地法にはいるものである。

この場合、プロレタリア的土地固有はソ同盟国境内のいつさいの土地が法律関係のうえで無差別だということの意味するのではな

保である。

このように、プロレタリア的土地固有から土地利用権法の全体系がうまれる。この権利はソヴェート土地法にとつてトクチョウ的なものであり、ほかの物件の利用権本質的にとちがうものである。

国家——所有者の手で実施される土地管理もその特殊性をもつていて、とくに重要なのは社会主義建設のための地域のソシキに關係のある特別な管理機能——土地整理、住宅地の計画化、土地改良などにたいする措置である。土地割当や土地没収のような特別な行政行為は、指導的な意義をもつ。各種の経済的用途をもつ土地にたいする管理の機構上の形式、各種カテゴリーの土地利用者にたいする統制形式はとくにめだつて雑多である。

土地利用の争はあるテイド特別な基準で解決されている。

土地法關係のこれらいつさいの特殊性はソヴェート土地立法——その大部分が特別な法令である土地立法を特殊に分岐させている。土地法關係の特殊性は、土地法だけに固有な特別の法律制度をつくりだしている。たとえば——独占的土地固有権を單一固有土地ファンドの制度、これからうまれる土地利用制度——これはほかの物件（民法上での）の利用制度とひじょうにちがつていて——土地利用権のもつとも重要な確定方法である土地割当の制度および土地利用権を禁止するひとつの方法である土地没収の制度、農業地域のソシキにかんする制度など。

これらすべてのモメントは、ともに、土地法をソヴェート社会主義法の特長部門、独立の科学部門、教育課程に分離させる條件をつくりだしている。この分離の旧は法的規定の對象——特殊な生産手

い。土地固有は各種の経済的用途（耕地と採草地、森林地、敷地など）をもついつさいの土地——これらの土地の個々の地片がその経済的利用にあたつてすべて同一の法律制度にしたがうことを意味するのではなく、いつさいの土地の経済的利用が直接に国家全般によつて実現されることを意味するのではない。

土地の経済的利用が国家じしんの手でおこなわれる場合、それは地表の各種物件にたいして各種の権限をもつ各種の国家の機関、企業および官廳によつて実施される。土地の経済的利用は、国家機関以外に、各種の公共機関、まず第一にソホルホーズの手でおこなわれさらに個々の市民——ソホルホーズ員、個人農、労働者、（報給生活者）などの手でおこなわれる。この場合土地利用の権利義務のハンはそれぞれちがつている。

だが、プロレタリア的土地固有とは、土地利用に關係のあるいつさいの権利が例外なしに、独占的土地固有からうまれるという意味である。——その土地がどんなものであるとも、その土地がだれに利用されていようとおなじである。ソヴェート社会主義土地法の制度では、固有権に對立する、ないしはそれを制限する土地法はぜつたにない。

だからソヴェート国家における土地法關係——これはまず第一に国家、つまり土地利用の許可権をもつ当該、国家機関という形の土地所有者と、あれこれの経済的利用のためにあれこれの條件で土地をうけとる各種の個別的な土地利用者との間の法律關係である。

なお、土地法關係——これはあるいはおなじ土地で、あるいはとなりどうしの土地で、各種の土地利用者間にうまれる相互の法律關

段として土地である。これは特殊な法制度に属しているが、それは社会主義的固有権の特別な内容をもち、固有土地ファンド管理の特別の機能をもち、土地利用権の特別な制度をもち、法律の独自の源泉の總体をもつていて。

だから、法律の独立部門である土地法は、第一に、土地法關係そのもの、およびその管理の特殊性によつてトクチョウづけられ、第二に、立法（土地立法）の特殊な支脈の存在によつてトクチョウづけられる。

土地法のトクチョウは、なお、これが——物的法的基準とおおくの訴訟法的基準（土地利用の訴訟、土地の争いにかんする裁判権）をふくむ総合的部門である、という点にある。

この法律の基ハンの側面をキョウチョウするにあたつて、われわれはソヴェート社会主義土地法を労働者、農民の社会主義国家がうちたて、採用した基ハンの總体として規定することができる。この基ハンは土地固有にもとずき、社会主義建設にとつて有利なように土地法關係、すなわち一般的な労働條件であり、一般的な生産手段である土地の利用に關係のある法律關係を管理するものである。

ソヴェート社会主義法のほかの部門とおなじように、土地法にはサクシユから解放され、共産党を先頭とする労働者階級のシドウのもとに共産主義社会を建設しているソヴェート人民の意志があらわれている。

二、土地法部門のハンをきめるにあたつて、土地法には森林法、關係、鉱山法關係、河川法關係がどのテイドふくまれるかという問題がおこる。

地下埋蔵物も、森林も、河川も、土地とおなじように——天然資源であり、「地球の一部分」である。これらのものは、土地とおなじように、独占的固有財産の対象である。これらはあるティド土地法体系にした法体系にしたがうのさ。土地森林、地下埋蔵物、河川の法体系はたがいミッセツにむすびついでいる。

だが、森林、地下埋蔵物および河川はその特殊生産上の任務をもち、その経済的利用が本質的な特殊性をもっているのである。かぎりこれらのものはその大部分が特殊な、専門の立法（森林立法、鉱山立法、河川立法）の対象である。土地法の部門は元來森林、地下埋蔵物および河川の法体系のうち土地表面そのものに關係のある要素だけをふくんでいるのである。

とくにおおくの土地法關係が森林立法によつて規定されている。森林の法体系——これは森林（森林の根）におうわれた土地表面の法体系である。だから森林フォンドの土地には独立の章（第十章）をあてている。だが森林立法には土地法關係のヘンイをこえていて土地法の研究において視野からそれるおおくの法律關係がある。たとえば——木材供給準備、木材浮送、材木の駁路、材木の加工のソシキ、樹木のソシキ、火災、木材妨害者からの森林のハゴ、森林經濟などである。

地下埋蔵物についてみると、二三の鉱産物、いわゆる「一般に分布している」鉱産物（粘土、砂、砂利その他）の層、泥炭の層は直接土地そのものの表面にある。ところで、ほかの、もつとも高價な鉱産物（鉱石類）は深淺の差はあれ、地表の下にある。主として地表からとれる鉱産物、すなわちさきにあげた一般に分布している鉱産物

社会主義的建設の一定の段階における土地法關係の總体と關係のある法律制度を体系するだけではなく、あたらしい社会主義的土地法關係の動態を展開するものである。

これによつて、科学部門である土地法は社会主義国家での土地法關係の發展の上にあられる変化を認識し、そのケイコウをはつきりさせる手助をあたえ、現行法のしかるべき適用と新法規をつくるための立法活動を手やすくする。土地法關係の領域が重要であり、天然資源をもつ土地がもつとも重要な生産手段として、またあらゆる活動の物質的基ソとして、大きな役割をはたせばはたすほど、科学部門としての土地法は社会主義建設の實踐にとつて、ソヴェート法の教育制度のなかでますます大きな意義をもつのである。

世界ではじめての社会主義国家の土地法は全世界の勤労者にとつて特別な意義をもつていた。それは土地固有を土台としてつくられたまつたくあたらしい法律關係の体系をしめしている。しかもそれは全資本主義世界において私有権のサクシユ者的本質が、また私有と生産力發展との非共存とがとくにはつきりあらわれている領域内のことである。レーニンはその著「プロレタリア革命と背教者カウツキー」（一九一八年）でソヴェート共和国の農業改革すなわち「……このもつとも困難な、同時にもつとも重要な社会主義的改革」（レーニン、全集、第二十三卷、三九五ページ）における立法活動が全世界のプロレタリア革命の成熟にとつて意義をもつ点をキョウチョウした。

おなじように農業問題にかんするレーニンの有名なテーゼ、これはかれが一九二〇年のコミンテルン第二回大会のためにつくつた

物と泥炭の層の部分では、地下埋蔵物の法体系は土地法にふくまれる。ところが、発掘に地下のいわゆる鉱山採掘（鉱坑、炭坑から）を必要とする鉱産物の法体系は、その大部分が土地法のヘンイ外にある。だが地下ふかくにある鉱物資源の試掘は、なおまたこの資源の発掘はなおさらのこと、地下作業のための作業の土台として地表を利用する必要がある。土地法關係は鉱石類にかんする鉱山立法にもあるわけである。

もつと多面的な相互關係にあるのは土地立法と河川立法とである。あれこれの河川の利用——航行と浮送、漁業、カンガイのためには地表しんのあれこれの利用とむすびついでいる。カンソウする地域では地表は人工カンガイをされる——沼沢地では地表は干拓される。地表には人工的な貯水地——池、貯水池、運河など——がつくられる。人工的な貯水地はカンソウする、河川は水路をかえたり人工的に別な方に流されたり、地下にいれられたりする（地下の排水路にこれにあつたりすること）地表から飯料用または薬用の地下水がわいてでる。地表は水道施設（堤防）のため、水運と浮送のため、漁業のための作業地ベンとして利用されている。これらすべてのことは土地立法と河川立法、土地利用法と河川利用法とのあいだに多数の接点をつくりだしている。だが河川立法のなかでもつと大きな位置をしめているのは土地立法となんの關係もない。法律關係の規定——漁業、水運、給水そのものの法規である。これら法律關係の規定が土地法にはいらぬのは、とうぜんである。

三、科学部門としての土地法は社会主義国家の多様な現行法規と

ものである。——では、わが十月大革命のケイケンに大きな地位がさかれている（レーニン、全集、第二十五卷、二六六—二七八ページをみよ）。

ソヴェート土地法の國際的・政治的意義は同志スターリンがマルクス主義的農業家會議（一九二九年）の演説でとくにキョウチョウしたところである。同志スターリンは農業集團化のために土地固有が意義をもつている点をあきらかにした上で、つぎのことをシテキした、すなわちわが国と西ヨーロッパとの農民の態度を區別するこの活動は「……われわれソヴェートの労働者にとつてだけではなく、各国の共産主義者にとつて最大の意義をもつてあろう。なぜなら、資本主義諸国のプロレタリア革命にとつては、プロレタリアートが政權をとつたさいしよの日から土地固有にもとずいて社会主義を建設すべきか、このような基ソなしに建設すべきかということは、どうでもよいことではない」（レーニン主義の諸問題、第十一版、二八三ページ）。世界さいしよの社会主義国家の土地法であるソヴェート土地法の意義は、現在、ソ同盟が「無階級の社会主義社会を完成し、しだいに社会主義から共産主義にうつる時期」ソ同盟共産党（ボリシニヴィク）第十八回大会決議集一九三九年一一ページ）にはいつたのち、「……資本主義諸国の良心的な人たちが空想したし、空想しつづけているもの」がすでにソ同盟で實現されたのち（スターリン、ソ同盟憲法の草案について、一九三六年十一月二十五日第八回全国ソヴェート特別大会——「レーニン主義の諸問題」第十一版、五三三ページ）ますます大きくなつていく。

四、土地法の理論でもつとも重要な意義をもつのはマルクス主義

古典の著作である。一般に知られていないように、マルクスとエンゲルスの著作で、マルクス主義的農業理論の基がつけられ、この理論はさらにレーニンとスターリンの著作で発展させられた。マルクス・レーニンの農業理論は社会主義的農業法の重要な理論的問題を研究するにあつて必要な基本的立場をあたえている。レーニン・スターリンのおおくの著作では国民経済の社会主義的再建において土地立法が特別な意義をもつとキョウウチョウウとされている。ソヴェエト土地の部面での法律的分析と法律の普遍化のためのもつとも豊富な資料をあたえるのは、ほかの部面でもおなじだが、ソヴェエト建設の各段階における土地政策の諸問題について党がだす指令である。だが、さいきんまでマルクス・レーニン主義的農業理論の富は土地制度の法律問題を分析するにあつてじゅうぶんに利用されなかつた。ソヴェエト土地法にかんする専門的法律文献はとくに貧弱である。現行の土地法の問題をとりあつたものとしては、少数の雑誌論文があるだけで、これらの論文ではただこの法律部門の個々の問題がとりあつたにすぎない。

一九二二—一九二九年、法律高等専門学校で土地法（のちに講義録目からのけられた）の講義がなされた当時、この部門について二三の参考書が発行された（土地法のおおくの註釈書はとりあげない）。だが、これらの参考書は、原則として、土地法の諸問題を正しくマルクス・レーニン主義的に説明しなかつただけではなく、反対に、ソヴェエト法学を各種の反マルクス主義的「理論」と「理論家」でけがしたのである。

これらの参考書で発展させられた有害な「理論」のひとつはソヴェエトの国では、この観念は階級斗争のキノオのなかから生まれたソヴェエト法の本質をまつたくゆがめ、とくに新経済政策のものと、ふたつの制度——うまれつつある社会主義制度とまだ克服されていない資本主義制度の歴史的競争のなかでは、動労者を武装解除したのであつた。

一九二二—一九二九年のこれらの法律参考書には国民経済復興の数年間をその社会主義的再建への移行の数年間わが国でおこなわれたあの階級斗争が特殊な形で反映していたのである。

土地法にかんする参考書で発展させられた有害な「理論」と「理論家」は、しかるべき時に、少数の法律学者——農業家の著作でバクロされた、かれらはソヴェエト土地法を「農民的」法律、ないしは「社会法」とするさきの「理論的」構成がもつ眞実の階級の意義をあげた。同時にこの法律学者、マルクス主義的農業家はこの科学部門のマルクス・レーニンの理論について現実の問題にもとずき、積極的におおくの仕あげをした、たとえば——土地法関係の階級の本質について、排他的土地所有の権利について、直接的な国家的土地利用について、社会主義的コルホーズ的土地利用について、等々。(1)

(1) ア・ベ・バヴロフのつぎの論をみよ、——「土地はだれのものでもない——土地は神のものである」雑誌「法の革命」一九二七年、第二号——マルクス主義的農業家会議の著作集「第一巻、一九三〇年三三七—三四七ページと雑誌「ソヴェエト国家と法の革命」一九三〇年、第二號、一一五—一二一ページにのせられた「土地法理論の反マルクス主義戦線」——ソヴェエト

エリート土地法を農民法と、自然発生的な農業革命から生まれた法律とカインヤクすることであつた。ソヴェエト国家の土地法はだいたどれも農業経営のために農民のものとされた土地の利用にかんする律法に帰せられた。土地にたいする独占的固有制度が無視された。労働者・農民の社会主義国家が処理し管理する単一の固有土地ファンドが無視された。ソヴェエト土地法の階級の性格がゆがめられた。広汎な動労大衆にたいするプロレタリアートの指導的役割とソヴェエト土地法の社会主義的性格がごまかされた。個人農のちいさな、分散した農業生産を永久化した。これによつて「農民法」という階級的に有害な観念は、わが国で資本主義を復活させるためのイデオロギー的土台を土地法の理論のなかに作りだそうとした。

土地法にかんする専門的文献にある別な本質的に有害な方向は土地法を独占資本主義の時代にも典型的であり、ソヴェエト社会主義法の体系にとつても特徴的ななにか「社会法」といつたもの的一部分としてカインヤクすることであつた。ソヴェエト土地法は、この観念によると、社会主義法のあたらしい部門でなくして、サタシュ者の社会の内から生まれた土地法がひきつづいて発展してゆくにあつたのの段階にすぎないものとして説明される。この方向の基には「法の社会的機能」にかんする反マルクス主義的な理論がある。これはブルジョア法律学者デューギ・カーネルなどの著作で発展させられたもので「社会的通帯性」の学説を支柱にしている。資本主義社会ではこの観念は帝国主義の時代にすくなくつた階級対立をやわらげ、ブルジョア法律の階級的内容をぬりつぶし、かくすためのイデオロギー的土台をあたえようという試みであつた。ソヴェ

大百科、第二十六巻、一九三三年、五九〇—五九七ページの「土地法」。

一九二九—一九三〇年に全面的集團化にむかい、それにもとずいて階級としての富農層が掃蕩された結果、土地法のあたらしい制度（社会主義的コルホーズ的土地利用制度として）がつくられ、法律学者——農業家の前に土地法関係のあたらしい個別的問題がだされただけではなくて、かれらの前にあたらしい任務——コルホーズ建設の特殊性とむすびついた法律関係の總体の研究——をだしたのである。あたらしい部門——コルホーズ土地法があらわれ、これは法律専門学校の教授科目となつていく。この部門はいつさいの固有土地ファンド、とくにコルホーズの利用する土地の法体系とともに、コルホーズ建設の組織よりの法律問題の總体をふくんでいた。

コルホーズ土地法という部門をつくつたことは、当時、積極的な役割をはたした。これは科学思想を農業部面における社会主義的建設のもつとも重要な法律問題——これは全面的集團化への移行によつてつくりだされた——の研究に集中させた。コルホーズ土地法の問題の深化は当時妨害者のバクロに役だち、このために重大な意義をもつていた、かれらは理論的な法律戦線にすくい、ソヴェエト法一般の社会主義的性質を否定し、その失効を説教し、土地制度とコルホーズの建設の法律問題を研究し、一般化するコルホーズ土地法が独立の科学部門としてつくりられ、存在する可能性そのものをダンコとしてハイセキしたのである。

だが、法律学者、マルクス主義的農業家がコルホーズ土地法を講

義したそのはじめの数年には、おおくの本質的なマチガイがなされた。(1) 根本的には、このマチガイは法律を農業経済と農業政策とにかかしてしまふこと、コルホーズと土地との法律関係の研究をコルホーズの建設、それも主としてソシキ的、経済的側面の研究にとかしてしまふことである。まさにコルホーズ建設の法律問題、とくにその定款とコルホーズ員の義務がまつたくふじゆうふんにしか説明されなかつた。これらのマチガイはいわゆる経済法という階級的に有害な観念がコルホーズ土地法の分析にあたえたエイキウの結果であつた。

さらに、一方ではコルホーズ建設にかんする立法が発達し、他方では——農業外の任務をもつ土地についての立法が発達するにつれ總体的な部門であるコルホーズ土地法の内部に土地法の構想とコルホーズ法の構想とがますます独立しはじめた。この構想をひとつの部門に統一することは、土地法関係の研究をコルホーズ土地利用の問題だけにかぎり、ほかの土地法関係をほとんど科学的研究と一般化のそとにおくことになるか、あるいはコルホーズ法の研究をそれと直接関係のない問題でうずめることになる。科学思想はしだいにふたつの独立部門——コルホーズ法と土地法（これら部門の境界については、つぎの第三節、第二項をみる）をつくる必要があるという結論にちかづいた。

五、土地法のこの講義の体系は、根本的には、現行の土地立法でしめされている法律資料の区分にしたがつて、つくられる。

講義のさいしよには歴史的部分——地主、ブルジョアのロシアの土地立法（一八六一—一九一七年）とソヴェート立法の歴史（一九

して分析される。土地法では、これらは各種の土地利用役にかんするあらゆる多様な土地法の内容のなかで特別な体系として、土地法関係の総合の土台としての中心的な位置をしめしている。

土地法は土地利用法の部面でもあるテイド民法と接触しあつている。二、三の土地利用法は民法が統制するなかの物件の利用にかんする法律とにかよつた性格をもつている。これは都市の土地についてはとくにみられるところである。だが土地利用法は、各種の土地についてきわめて難多であるが、根本的には民法関係よりもむしろ行政法関係の型にはいる特殊な、独立した土地法制度の上になつてゐる。たとえば——国家機関の直接的土地利用にかんする法律、コルホーズの永久的土地利用法、一般的土地利用法、など。

立法じしんが土地法関係を民法関係からとりのぞき、民法法典で「土地関係は特別な法典によつて統制される」（ロシア社会主義同盟ソヴェート共和国民法法典、第三章をみよ）とシテキしている。民法法典が土地・法関係について法規をつくつてゐるのは、ただ例外として、それが土地以外の財産法関係、たとえば建築と不可分にむすびついている場合にかぎられる。ところで土地立法は、土地利用法と関係のある土地以外の財産法関係、たとえば公共財産ないしは私有財産の対象——建造物、造営物など——のある土地を収用する場合の損害賠償を統制する。

土地法がひじょうに接触しあつてゐるのは行政法、つまり土地管理の部分である。土地管理は行政法にはいゝ、だがそれは社会主義国家行政の一般的制度内の多数の構成部分のひとつとしてであり、まず第一に社会主義建設の各種の段階における行政組織の一般的な

一七一—一九三四年）のカンタンな概観をおく。
この歴史的な部分のあとにソヴェート土地制度の土台にある排他的土地固有制度をくわしく分析する章がある。この章は、また、単一固有土地フォンドの管理の問題、ソ同盟の土地利用法の一般的トクチウがふくまれる。

以下各章の資料配列は現行法の経済的任務による土地の区分を土台とした。もつともくわしくとりあつたのは主要な環である農業的任務をもつ土地の法体系（ソフホーズ土地利用法、コルホーズ土地利用法、個人農動労働土地利用法）である。そのあとで特殊な任務をもつ土地、鉱山および森林地の法体系が分析される。さいごの各章は法制度としての耕地整理と土地利用にかんする紛争を解決する制度（土地問題にかんする裁判権）があつかわれる。

第三節 ソヴェート社会主義法

体系内での土地法

一、土地法はソヴェート社会主義法の一部である。それは労働者階級の独裁をその源泉としてもち、ソヴェート社会主義法全体とおなじ原則の上になつてゐる。ソヴェート法の一部としての土地法は、ソヴェート法のほかの、おおくの部門とミッセツに接触しあつてゐる。

土地法と民法との接触は土地の排他的固有と単一固有土地フォンドの法律の線にそつておこなわれる。だが民法では固有地と固有土地フォンドはほかの固有フォンドの固有財産法体系内にあるものと

原則とむすびつてゐる。同時に土地管理の組織のなかに排他的、国家的、社会主義的、土地財産にかんする法律が表現されている。個々の物質的土地法制度はどれも土地管理にむすびつてゐる。土地法は土地ぜんたいの独占的所有者である社会主義国家によつて実現される土地関係部面でのあらゆる管理機能の土台となつてゐる。これはきわめて多様な管理機能である。——一方では、社会主義国家がほかの領域でも実現するが、土地法制度としての特別の内容をもつ管理機能がある（用益別土地の計算、個々の土地利用の登録、土地利用者の統制など）——他方、国家が主として、または土地関係内だけで実現する管理機能がある（固有予備地からの土地の除外、土地の収用、農業上の使命にもとづく耕地整理、居住地の計画、土地改良など）。

二、とくにミッセツな関係のあるのは土地法とコルホーズ法である。コルホーズの土地利用にかんする法律——これは国内で支配的な社会主義的農地利用の形式であり、これは——土地法制度のもつとも重要なものひとつであり、同時にコルホーズ法制度のもつとも重要なものひとつである。

だが全体としてみると土地法とコルホーズ法とはその内容上一致しない。

社会主義的土地法のなかで指導的な位置をしめるのは固有地法であつて、これの研究はコルホーズ法のハンイをこえるものである。農業上の使命をもつ土地でもコルホーズの利用以外にべつな形の土地利用がある——すなわち、固有農業企業土地利用（ソフホーズ

機械、トラクター、配給所、国有企業および施設内の類似の經營)個人農の土地利用など。そのほか農業外のほかの目的——都市計画、国防、工業、運輸、電化、文化的施設、林業、鉱業、水産業などのためにつかわれる各種の土地利用と関係のある多数のフクザツな関係がある。これらすべての種類の土地利用はコルホーズ法と関係をもたない。

他方、コルホーズ法——このもつとも重要な源泉は農業アルテリにかんするスターリン定款である——はコルホーズの土地法関係のハンイ外にあるおおくの法律関係をふくんでいる。コルホーズとコルホーズ農家への加入資格、コルホーズとコルホーズ農家の相互關係法入としてのコルホーズの法資格、コルホーズの管理機關、コルホーズの勞組織、コルホーズとエム・テ・エスおよびほかの国有公共機關などの相互關係がこのようなものである。

第四節 現行土地法の重要な典拠

ソ同盟社会主義的土地法關係の全体系、およびほかの社会關係の法形成的要因はプロレタリアートの独裁である。

現行土地法のもつとも重要な典拠——これは一九三六年のソ同盟憲法と加盟共和国の憲法である。一九三六年のスターリン憲法と加盟共和国の憲法である。一九三六年のスターリン憲法とそれにつづく全加盟共和国の憲法ではソヴェート土地法のキソ(第六一—〇章)が土地。關係管理にかんするソ同盟と加盟共和国の權限(ソ同盟憲法第十四章、ロシア社会主義同盟ソヴェート共和国憲法第十九章、

ほかの加盟共和国憲法のこれに於する章)とおなじように、規定されている。

ソ同盟全領土にたいする、また各種の土地にたいする全国的、指導的土地法は一九二八年十二月十五日ソ同盟中央執行委員会で確認された「ソ同盟土地利用および耕地整理にかんする一般規定」(ソ同盟法令集、一九二八年、第六九集、第六四二章)である。だがこの一九二八年の「一般法規」は現在その意義をうしなつており、この「一般規定」のおおくの法規はのちの立法によつてハイ止されたスターリン憲法(第十四條「C」項によつて「土地利用、ならびに森林、地下埋藏物および河川の利用の根本的規定」にかんする全国的立法の発表が予定されている。

共和国の土地法——これはあらゆる型の土地、とくに農業につかわれる土地をふくむ——のもつとも重要な典拠は各加盟共和国の土地法典、土地——河川法典および河川——土地改良法典である。これら法典はすでに一九二二年—一九二九年に發布された(そのさいしよのものはPCPCPの土地法典であつた)——つまり農業での支配的な形態が個人農の小經營であつた當時に發布されたのである。コルホーズ制度の勝利とともにこれら法典はその大部分が効力をなくし、おおくの篇、章、節がけずられた。

わが国の土地法關係のうちもつともおおくのものをふくむコルホーズ土地利用は、根本的には一九三五年の農業アルテリにかんするスターリン定款によつて規定されている。

土地法の典拠として、さらに、各種の土地にかんする法体系を制定した。全ソ同盟、また各共和国の法令がある。たとえば、都市の

土地区劃にかんする規定(一九二五年PCPCPの法律)交通用の土地にかんする規定(一九三五年CCCPの法律)その他である。

森林立法と鉱山立法も、それらを土地利用に關係のある法關係が規制するかぎりでは、土地法の典拠となる。まず第一に——各共和国の森林法典(PCPCPでは——一九三三年)とかなりふるくなつた一九二七年のソ同盟「鉱山規定」(ソ同盟法令集、第六八集、六八八條)がある。

ソ同盟、加盟共和国および自治共和国の法令のほかにつきのような典拠が現在土地法關係を規制している——

- イ) ソ同盟最高會議、および加盟共和国と自治共和国の最高會議の指令。
 - ロ) ソ同盟人民委員會議および加盟共和国と自治共和国との人委員會會議の決定と規定。
 - ハ) 勤勞者方代議員會議とその執行委員會(地方、州、地区、都市および農村)の決議。
 - ニ) ソ同盟と加盟共和国の各種の人民委員會議と各省(農業人民委員會、共同經營人民委員會など)の指令と訓令。
 - ホ) ソ同盟最高裁判所プレナムがとりあげた訴訟問題にかんする判決。
- これらの法令はすべて、スターリン憲法によると、現行法にもとずき、また現行法の遂行のもとで、各機關にあたえられた權限のハシ内、發表される。

第二章 地主ブルジョアのロシア（一八六一—一九一七年）の土地法

第一節 農奴制のハイ止

第二節 十九世紀末における改革前の土地法

第三節 一九〇五年の革命前夜および革命期の土地法一九〇六—一九一二年の
反動期におけるストルイピンの農業法

第四節 大十月社会主義革命前夜の土地法體系

第一節 農奴制のハイ止

大十月社会主義革命で掃蕩されたツァール・ロシアの土地制度は基本的には農奴制のハイ止——一八六一年にロシアの大部分でおこなわれた改革の結果つくられたものである。

一八六一年以前には、全国にわたつて、地主がのぞむ場合に農奴にたいして各種の条件つきで土地利用をゆるす契約をむすぶことをみとめた個々の法令が發布されただけであつた(たとえば——一八四〇三年のアレクサンドル一世の勅令「自由な農夫について」一八四二年のニコライ一世の勅令「ソクバクされた百姓について」)。これらの法令は、地主じしんの善意をあてにするものであつたが、それは——この点は予言されねばならなかつたことであるが——農奴制のハイ止という事業において、これという役割もはたさなかつた。

一、農奴制のもとでは地主、農奴の關係は農奴労働の二つの基本的な採取形式にわかれつた——すなわちオプロクとバルシチナである。

オプロク(黒土地帯以外の各県で支配していた制度)の場合、農業はすべて農奴によつて、その分有地でおこなわれ、地主にオプロク(金納、ないしは大部分は現物納、一部分は労働「イスボルウ」すなわち收穫の半分)をきちんとおさめる義務をもつていた。

バルシチナ(肥沃な各県で支配していた制度)の場合、地主はじぶんのために最良の土地をのこし、農奴にたいしてまず第一にこの土地を耕作するよう強制した。——農奴はその生活資料をじぶんの

やせた分有地からえなければならなかつた。

オプロクと地主のための補充的な「オトラポルトカ」とを混合した形もあつた。

農奴はエカテリナ二世の勅令の言うところによると地主の「不完全な財産」であり、地主にたいして「盲従」すべきであつた。物のように、農奴は一種の「土地の附屬物」として、一般に土地とともに売買された。なお、役畜のように一種の「家畜」として農奴は土地とは別に、一家がそろつて、または別々に——この点については政府から弱気な禁止がでていたが——売買された。

地主の「農奴主の」農奴のほか比較的少数ではあつたが分有地農奴の群があつた。かれらは皇族の土地とじぶんの土地を「第一の地主」として耕作した。かれらはオプロクをしており、地主の農奴よりもすこしおろくの分有地を利用してはいた。

多数の群をつくつていたのは官有地の国有農奴であつた。かれらはもつともおろくの分有地を利用し、バルシチナをしらず、オプロクをはらつていた。十九世紀の前半に国有農奴の各グループの法律状態は統一された。同時にそれは国有農奴が以前はすくなくとも若干のグループにみとめられていた土地所有権をしいにうしなつてゆく時期であつた。

一八六一年の改革以前、十九世紀の前半に、地主の農奴はロシアの農奴人口全体の約半分であり、国有農奴はずつとすくなく、御料地寺領地、農奴使用工場などの農奴は約六%であつた(一八五一年の第九回人口調査の資料による)。

二、農奴制は十九世紀にブルジョア・ロシアにとつてますます障

碍となつた。発展する資本主義は自由な雇傭労働を要求した。

ロシアの国民経済はますます市場関係にひきこまれた。年々ロシアの輸出、まず穀物の輸出が増加した。この事情は市場の競争のもとで労働生産性の向上をシツコウに要求した。農奴の労働はひじょうにひくい生産性によつてめだつていた。生産諸力の発展は国内を支配する生産諸関係——その法律上の表現が農奴制であつた——とますますムジユンするにいたつた。

「経済的發展の全進行過程は、農奴制絶滅の方へみちびいた。ツァー政府は、クリミア戦争の敗北でわり、地主にたいする農民「一揆」におびえて、一八六一年に農奴制をハイ止せざるをえなかつた」(ソ同盟党小史)一九三八年、五ページ)

三、農奴制、ハイ止のための急速な準備が政府の手ではじめられたのはやつと一八五六年以来であり、それもロシアがクリミア戦争でまけた結果、農民「一揆」の勢いが増すにつよくなるのにおされてであつた。アレクサンドル二世はモスコウの貴族階級にたいし(一八五六年)「農奴制が下から自然とハイ止されはじめるようになるよりも、それを上からハイ止した方がよい」と宣言せざるをえなかつた。農奴制が「下から」革命的な方法によつてハイ止される危険があつたため、農民問題秘密委員会はアレクサンドル二世から「いろいろな口実をつかつて事態をずるすにのばさないように」迅速に行動するようにという勅令をうけた。

この改革を実行するにあつて、アレクサンドル二世は支配階級とともにつぎの点から出発した。すなわち、農奴が農奴制のもとで利用して土地は地主、御料地、国有に属し、しかもこれらだけ

が所有するのであつて、農民じしんに属するものではない。反対に農民の眼には、農奴制のもとで農民の手でたがやされた土地は、かれらが個人的には地主にレイ属しているにしても、地主の財産ではなく、農民じしんのものである。「われわれはあなたのものである。だが土地はわれわれのものである」——こう農民たちはかたつていた。この点で農民の革命的な権利意識をもつともよく証明するものは、レーニンが引用したサラトフ県出身の第二国会議員の一人、トルウドヴィーク・グループに属する(一九〇七年三月二十六日国会の席上での)キルイーの演説——農奴制がハイ止されてからほぼ半世紀もたつてからのちではあるが、土地所有にたいする農民の眞の見解をはつきりと反映した演説であつた。——「現在われわれはもはや土地以外のことについてはかたるまい、またわれわれにこういふ人がいる、土地は神聖で不可侵だと。わたしの考えでは土地は不可侵ではありえない、ひとたび人民がそれをのぞむなら、なにもものも不可侵でありえない。……貴族諸君、あなたたちは、われわれがしらないとおもつているのか、あなたたちがわれわれを犬ととりかえたときのことを。われわれはしつてゐる。これはすべてあなたたちの神聖な、不可侵の財産であつたことを。……あなたたちはわれわれから土地をうばつた。……わたしをここにのこつた農民たちは、こういつた、——土地はわれわれのものである。われわれはここに土地をかうためにきたのではなくて、それをとりよきたのだ、と」(レーニン全集、第十一卷、四七四ページ)。

1) 農奴が所有し耕作する土地が地主の所有であるとするツァーリズムのこの態度は一八四八年三月六日(フランスの二月革命の

のち)農奴制のハイ止にさきだつてニコライ一世がベテルブルグの貴族階級にたいしておこなつた演説にこくにはつきりとおられてゐる。この演説でかれは農民の土地所有権についてかれがもつてゐるといわれた「もつともおろかな、理性をかいだ意見」を「憤激の念をもつて拒否し」「あらゆる土地は例外なしに貴族地主に属する。これは神聖なものであり、何人もそれに手をふれることはできない」と宣言した。(エンゲリマン、ロシア農奴制史、一九三〇年、二六五ページ。なお、セミヨフスキー、十八世紀および十九世紀前半のロシア農民問題、一八八八年、第二卷、一八九ページ)。

農奴のうちいわゆる自由農民だけが土地所有者として認められた。

2) 農民が耕作する土地は農民のもので、地主、御料地、国有のものではないという農民間に支配的であつた立場は、一八六一年の改革期に急進的な評論家に反映し、かれらに完全に支持された。この立場を文献の上にもつともはつきりとあらわした者は、ゲルツェンとくにチエルメイシエフスキーであつた。

「階下よ——とゲルツェンは「北極星」のなかで一八五五年にアレクサンドル二世によびかけた——土地を農民にあたえなさい、土地はまさしくかれらのものですから。」

檢閲のもとにあつた「現代人」のなかで、ユヌ・ゲ・チエルメイシエフスキーは、農民が農奴制のもとで利用してゐる土地は名目上の地主の私有財産にすぎないという立場をとつた。「プロローグ」という詩——これは六〇年代のおわりごろシベ

リアの流刑地で自傳としてかかれ、一九〇六年になつてやつとロシアで発表されたものである——でチエルメイシエフスキーの定式化はもつとすどくなつてゐる——「いそいでかれら(農民——編纂者)を解放せよ、かれらがまだ民主的な演説に耳をかたむけないうちに。いそいでやらないうち、あなたたちのところに叫びがせまるだろう。——どの土地も百姓のもんだ買うことはない。地主たちよいきてゐるあいだにはぎとりなさい」(かれら(地主——編纂者)は賠償をうける権利はすてしもない——かれらが一ヴェルシヨツクの土地でもロシアの国でもらう権利があるかどうかは——これは人民の意志によつて決定せられるべきである)(チエルメイシエフスキー、選集、第五卷、一九三二年、「プロローグ」第一部、第七章、四九三、四八九ページ)。

あらゆる土地は地主のものだという一八六一正の改革の根本的な立場は、レーニンによつて農民にたいするもつとも非良心的なリヤクダツであるヒナンされた「解放」にあつて、農民たちはじぶんじしんの所有地を「買う」ように強制された……(レーニン、全集、第十五卷、一四二ページ)。

四、改革を準備するにあつて中心的位置をしめたのは、農民を土地につけて解放するが、それとも土地なしで解放するかの問題であつた。この問題について地方の貴族階級のあいだに意見の一致はなかつたし、またありえなかつた貴族階級の各グループは、それがどんな経済状態にあるか、地主的経営がどんな性格をもつかによ

つて、その利害がちがつていたのだから。

二方の翼には大土地所有貴族があり、その巨大な私有地で資本主義的農業経営に移る準備をしていないものがあつた。この翼には、その小経営の本来の性格と資本不足のため、資本主義的経営への移行によつて崩壊のおそれのある小地主もいた。この翼は土地を農民の所有に分割することにはいつさい、たとい賠償つきでも反対した。

1) レーニン、地主が農民から土地をとりあげようと努力することを資本主義的な傾向であるかのようによつて人民主義者の意見が根本的にまちがつてゐることを、キョウチヨウした。「一八六一年の農民の土地取上げは、たいていの場合、資本主義的生産における自由な労働者の創設を意味せず、そのおなじ「旦那」地主の借金ドレイ的（事實上は半農奴的な、または、ほとんど全く農奴的な）小作人の創設を意味した」（レーニン、全集、第十五巻、九四ページ）。一八六一年の農民の土地取上げは「資本主義的發展のための担保とは考えられない。反対に、それは借金ドレイ的、すなわち半農奴的小作および、ロシア農業における資本主義的發展と生産力の増大を異常にさまたげるオトラボトカ的、バルミチナの經營の担保であるかのようであつた——また事実そうであつた」（レーニン、全集、第十一巻、三四九—三五〇ページ）。

別な翼には主として非黒土地帯の中位の領土の所有者がいた。これらにとつてはあまり価値のない土地の一部分を多額の代償をとつて農民にすりつけ、同時に手にいれた金で、別な部分の土地に資本

主義的農業経営をはじめの方が有利であつた。この翼は農奴的諸關係を清算し、土地を農民の所有に分割し、農民にうつた土地と、ならんかの資本主義的生産のために必要な労働力の喪失にたいし地主に最大限度の補償をすることに賛成した。

2) くわしくは、モロホーヴ、エツ、一八六一年の農民改革、科学普及的概観、一九三七年、八三—一〇一ページをみよ。

各種の地主グループの利害は各種各種ではあつたけれども、農民改革をめぐる斗争の基本的な線は、ブルジョア文獻にいわれているようにけつして「農奴制ヨウゴ者」と「自由主義者」との間のもではなく、地主と農民との間のものであつた。農民は「すべての土地」と「すべての自由」をうけとるようになり、すなわち地主のあらゆる形のサツ取と地主たちの権力から解放されてしまふようになつた。地主は国内におけるその支配的地位の経済的基礎をまもろうと努力した。

「農奴制ヨウゴ者と自由主義者との悪評高い斗争は——とレーニンはかいた——わが自由主義的な、または自由主義的、人民主義的歴史家によつてユチヨウされ、かざられているが、これは支配階級内の斗争、大部分は地主内部の斗争、まづたく、讓歩の形と程度にかんする斗争であつた。自由主義者も、農奴制ヨウゴ者とおなじように、地主の財産と権力をみとめる立場にたち、この財産を絶滅し、この権力を完全にハイ止しようという革命的思想にたいしては、いつさい憤怒をもつてながめた」（レーニン、全集、第十五巻、一四三—一四四ページ）。

「プロシヤ型」となすけた。これは「地主型のブルジョアの進化」の道であり、農民型のブルジョアの進化ではない、すなわち農奴的大土地所有の部分的改造の道であつて、その根絶の道ではない、すなわち封建的・農奴的諸關係の多様な遺物をのこす道であつて、それを根本的に廃止する道ではない。農民たちは農業進化の「アメリカ的な」道のためにたたかつた。

五、一八六一年の農奴制の廃止はツァールの政府、地主の政府がまず第一に地主の利益を考へて、地主の大土地所有をのこしながらおこなつた改革であつた。一八六一年の改革はロシアをブルジョアの農業進化の「プロシヤ型」の方にむけた。このさい「農奴制的地主経営はブルジョアのユンケルの經營へとしたいに成長する。農民は数十年にわたつてもつともザンコクなサクシュと借金奴レイの運命をおわされきわめて少数の「グロースバウエル」（大農）がつくりだされる」（レーニン、全集、第一章、第五節ブルジョアの農業の二つの型「三四八—三四九ページ」）。

一八六一年の改革は多くの法令によつておこなわれた、その法令の大部分はのちに法令集第九巻の「特別附録」にのせられている。これら法令のうちもつとも重用なものは——一八六一年二月一九日の宣言、農奴的レイソク關係から解放された農民にたいする一般規定、農家構成にたいする規定、購入にたいする規定、県および郡の農業關係の機關にたいする規定、農民にたいする規定および多くの「地方規定」（大ロシア小ロシア等の）を實行する順序にかんする法規および一般的規定がいろいろの地方性に応じてさだめられている「補充規定」である。

1) すでに六〇年代において、農民改問題にかんする地方貴族の陣營内の意見不一致は原則的な意義をもたないという立場を宣傳した少数の評論家、農民改革期の同時代人の一人は、エヌ・グ・チエルヌスタイシエフスキーであつた。「なぜ進歩主義者と地主の間で斗争がおこなわれるのか？ それは土地といつしよに農民を解放すべきか、それとも土地をつけないで解放すべきかということについてである。これはとほらもなく大きな差異である」（自由主義者の意見によると——編集者）「いや、とほらもなく大きなものではなくて、とるにたらないものだ。……もし農民が無償で土地を手に入れるなら、とほらもなく大きなものだろう。ある人がら物を取りあげるか、そのひとつにものをのこしておいて金をはらつてとりあげるか——これはどつちでもおなじである。……かいはどしは——やはり購入である」（チエルヌスタイシエフスキー、選集、第五巻、一九三二年）。「プロローグ」第一部、第六章、四八〇ページ）。

チエルヌスタイシエフスキーのこの意見についてはレーニンはつぎのように書いた——「まさに農民改革をおこなうその時代にはこのようにハツキリと改革のブルジョアの性格を理解するにはまつたくチエルヌスタイシエフスキーの天才を必要としたものである。……」（レーニン、全集、第一巻、一七九—一八〇ページ）。

レーニンがシテキしたように、地主たちのうちには農奴経営の危期からゆけてブルジョアの農業進化の道にむかおうとする努力をしめすものがいた、これをレーニンは「アメリカ型」と區別して

以前の農奴的農民に土地をあたえるというキホンの問題は彼等に土地（菜園地および耕地）を有償で分割しなければならぬといふふうで解決された。これはパールシチナおよびオプロークをおこなつていて、農業に従事しているのは副業を営んでいる農民にもテキキウされた。僕婢（すなわち地主の家事をおこない主として檀那のヤシキにすんでいる農奴）は土地を分割してもらえなかつた。

農民たちは土地を財産として分割されたのはなくしてただ「永久耕作」するものとして分割されたにすぎない。それにはたいしてかれらは地主のために労働ないしは現物で賦役を払う義務があつた。農奴的農民から直接自由農民へかわつたのではなくて「かりにレイゾク的な」農民にかわつたのである。農民と地主のあいだには「土地に関する義務関係」がこされた。すなわち農奴制的な形の搾取がこされたのである。

オプロークのキボは土地の収益におうずるものではなくて農奴制廃止以前にあつたオプロークの大きさにおうずるものであつた。このように地主たちはかれらがうしなつた農奴的農民の無料の労働力にたいし、また農奴の控部屋の収入をなくしたことにたいし、補償をうけとつた。

六、分割地は定められた評価で農民が購入してはじめてかれらの財産となつた。耕地の購入には（一八八一年以前は）地主の同意が必要であつた。土地の評価しんはあきらかに地主に有利で農民に不利なように——市場価格以上に定められた。

購入の手續はつぎのようになされた——政府は農民から地主にはらう購入金額の七五—八〇パーセントのハイんで買戻し貸出金を地によつてひらかれた。すなわち、農民に最低基準で土地を分割したのち、地主のところのこる土地が土地全体の三分の一以下の場合、地主は「好適な土地」全体の三分の一（ステップ地帯では半分）をかれら、地主の手もどにのこすに必要なだけ農民の分有地から土地をけずりとる権利をもつていたのである。

農民をリマクダツするのための別なトリックとして役だつたものはいわゆる「施しもの」ないし「乞食」分有地であつた。農民は地主の同意をえて最高基準、ないし「勅令」基準の四分の一にあたる分有地をただでもらう権利をもつといふふうにされていた。ところが売渡し用土地にきめられた地價の最高で、農民たちは「施しもの」分有地をかうことがしばしばであつた。

農奴制のときには農民が耕作していたが、改革をおこなうにあつてなくしてしまつた。これらの土地を、農民たちは「きりとり地」となすけた。さきにあげたあらゆる法律上の詭計を利用して、「地主たちは、「解放」にあつて、以前農民が耕作していた土地のかなりな部分をとりあげ、きりとり、こうして農民をリマクダツした」（『ソ同盟共産党小史』一九三八年、五ページ）。これらの「きりとり地」は土地のすくない農民をますますはそらせた、これこそまさに地主たちがじぶんの経営のために利用しようとしてあてにしてきたことである（安い労働力と地主所有地を高い小作料で小作にだす）。

果によつては、この「きりとり」地（改革のとき農民がうしなつたもの）は、以前農奴制のとき農民が耕作していた分有地の三分の一または四〇パーセントをこした（もつとも土地のこえた果、たと

主にただちに支払う、農民はこの貸出金を四九年間のうちに政府に支払う。こうして地主は新しい原則にもとずいて自分の経営を組織するに必要な資本を国家から受取り、国家は地主にだした貸出金を高利で農民からとりあげたのである。

分有地の買戻しが終りに近づいても、旧農奴はその分割地の完全な「所有者」とはならなかつた。

九年間分割地は他人に手渡すことはできなかつた。九年の間買戻し貸出金がなくならないあいだ分割地を他人にゆずるには果廳の特別許可が必要であつて、もちろん地を賣つて手に入れた金は買戻し貸出しの過重な負債を支払うためにまず差引かれたことはいうまでもない。借金するため分割地を抵当に入れることも禁じられた。

七、分有地のキボは土地の収益、土地がこえているかやせているかにかんする地主の利害関係にひじよりに左右される。

ほとんどすべての地方に二つの分割キジューン（ステップ地帯だけ）は一つ、いわゆる「勅令」基準、最低基準と最高基準——最低の三—五倍——がきめられた。地主は農民に最高分割基準をとるよう義務づける権利をもつていた。地主がこの権利をつかつたのは、土地の地味がわるく、農民の義務がたかく、土地購入価格がたかいところであつた。だが、地主は最低基準以上の土地を農民にあたえる義務をおくつていなかつた。かれはいつでも農民に最低限度の分有地をあたる権利をもつていた。これによつて、地主は未墾地——土地の地味がわるいところ——をカイコンシ、農奴制のもとで存在していた農民の分有地をすくなくしたのである。

農民の分有地をさらにちいさくする可能性が、つぎのような指令

えは——ボルタワ、エカテリノスラフ、サマラ、サラトフ）

1) 『ソ同盟史』第二巻、一九四〇年の附録をみよ。附圖、第十二（一八六一年二月一九日の改革による舊農奴分有地のキボの變化）。

八、農奴制的搾取の遺物をのこすうえにもつとも大きな意義をもつていた農民諺風化のひとつの形は、一八六一年におこなわれた農民の分有地と、地主所有地との境界をきめる方法であつた。地主はこの場合完全に思いどおりにすることができた、この結果耕地整理は農民が地主に隷屬し、地主のワナにおちるようにおこなわれた。

農民の分有地は多数の土地に分割され、それらはたがいによりがとおく、また農民の家からもはなれていた。分有地は地主の所有地にとりまかれていた。そのため家畜に水をのますには十ヴェルストもゆかねばならぬとし、地主の所有地を通つて家畜をおつてゆく権利をもらうためにはベルシチナをしなければならなかつた。農民たちは農民の分有地にくいこんでいる地主の所有地をまつたくたかい小作料をはらつて小作し、この土地の耕作を農民の家畜がふみあらして、力以上の罰金をとられないようにしなければならなかつた。

農村全体の分有地も、各農家ひとつひとつの分有地もそれぞれ交錯し、遠距離で、せまいことは、小人のような土地の合理的な耕作の可能性を排除する。

地主がその経営上必要な場合農家を移転させる権利をもつているが、これは買戻しがおわる以前に農民の土地と地主の土地を交換す

る権利を地主がもっているのとおなじように、農奴的隷属からうまれた農民の経済状態をさらにわるく、農民の土地「権」をさらに条件つきのものまぼろしのようなものにした。

九 改革期の土地制度にとつて重大な意義をもつたものは、いわゆる農民の「自治体」構成であつた。以前ひとりの地主の所有であつた農民で、農奴的隷属から解放されたものは、行政上、および土地制度上、いわゆる「農村自治体」である——これは各村ごとに、または大きな村の各部落ごとに、その村の農民で地主の所屬に應じてつくられた。これは農民の自発的ではなくて、強制的な連合であり、地主にたいしてもつとも隷属関係のふかいものであつた。

買戻し終りまでは「一時的債務」農民にたいして、形式的には旧來の警察権すなわち、地主の行政権が維持されていた。地主は「一時的債務」農民を農村自治体の「管理者」とみなした——けつきよく地主は農村行政（村長、村役人）を支配したのである。農民は、このほか、あらゆる自然発生的な災害——火事、洪水など——の場合に、地主経営に援助する義務をおつていた。

だが、耕地買戻し終了後——これは一八八一年になつてからはじめて地主にたいして義務的となつた——農民は依然として農村自治体にしづかれ、この自治体の一員としてかれは購入価格を支払わねばならなかつた。この自治体からはなれる権利をもてるのは、ほとんどかれが実行できないようなおろくの要求（土地をすてて、国家、地方、村の未納金および税金を翌年分までおさめ、また個人の借金もはらい、購入借金全額の半分をはらい、残額の支払いについては自治体の保証をうけ、家族扶養の保証をする、など）をやりと

げた場合にかぎられた。農民は、一般に、購入代金ないし税金の未納分が自治体全体にかけられる場合、またかれが裁判をされたり、捜索中の場合、自治体からはなれる権利をもたなかつた。

村会——これは全能の地主ないし村の警察にしばりつけられていた——の決定によつて「自治体のこのましからざる者」（これにはたとえば「農民暴動」に参加したものはいる）は、行政上の規律にしたがい、遠方の土地に流刑にすることができた。購入代金の未納分は自治体に手間かせぎをしてはらつた、すなわち未納分をはらうために、強制労働がおこなわれた。自治体の全員は、金納および現物賦役にたいして連帯責任をおつていた——各人は全体にたいして責任をもち、未納者のために支払う義務をもつていた。

一〇、一八六一年の改革では、分有地の土地所有の形に歴史的につくられた二つの形の土地所有が維持された——ロシアの大部分の領土にあつた共同体所有のものと、主として西部にあつた農家所有のものであつた。

このふたつの形の土地所有では、各「耕地にたいする経営單位と所有権の主体とは農家であつた——これは歴史的につくられた制度で、一八六一年の改革ではそのままでのこされた。これは家族的勤勞体であり、その長は戸主であつた。戸主は村令および郷令で家を代表した。村会および郷令に参加する権利をもつていたのは、農家と村自治体の全員ではなくて、村会へは戸主、郷会へは「十人組長」（十戸から一人）だけであつた。

ふたつの形の土地所有——共同体所有と農家所有——のちがいはつぎの点にあつた。すなわち、農家土地所有の場合分有耕地のうち「農民をユダヤ人町に、密告のための、賦役のための中世紀的な小団体に、分有地所有の団体、すなわち土地共同体においこんだ」（レーニン、全集、第十一卷、四九四ページ）

「一、一八六一年の改革以後の農民の身分的・財産的不平等は、「解放された」労働の生産性をたかめ、農業を發展させる上でのこの改革の意義をさらにせばめた。

農民はあゝもかわらず「第二級の市民」ロシア帝国のほかの住民とはちがつて、一般市民権、財産権、移住権、教育権、官吏就職権を制限され、特別な刑罰をともなつた特別な裁判権（郷の裁判）に従属するひどい身分であつた。農民にたいしては（一九〇四年まで）管刑のこされ、ひろくおこなわれた。「……農民はちよつとした過失のために、年貢不払いのためにムチうたれた」（小同盟共産党小史）一九三八年、六ページ。一般刑法は、農民については、たとえ「不正な訴願で長官をわずらわしたかどにより」飲酒のかどにより、等々のためにタイホすることをきめた特別な規定によつて、補充されている。

「このように、農奴制当時とほとんどかわらない状態がこつただだそのちがいは、現在は農民は身分上自由であつて、物のように入りかいてできない点だけであつた」（ソ同盟共産党小史）一九三八年、五一六ページ。

「二、改革にかんする、とくに明確な一般的評價は一八六一年改革四十年祭にちなんでレーニンがその著「労働者党と農民層」のなかであたえている。——

「われわれのところでは一般におこなわれている「大」改革につい

の各農家の「耕地」の位置とキボとはかわらない、ところが土地共有体は定期的な「全般の土地割替え」によつて、その間には——部分的な土地割替え、個々の「割引」と「割増」によつて、農民の「耕地」を均等化する形である。均等化は農家の家族数の増減に應じて土地共有体のいわゆる「分割單位」にもとずいて、共有体の裁量によつて（扶養口数、労働力などに應じて）おこなわれる。

特別な意義をもつていたのは、農民の土地所有の支配的な形——土地共同体にあたえられた法制度である。土地耕作者——これは共同体的土地耕作の場合均等な土地耕作の共通の義務によつてむすばれている——の団体である「土地共同体」と、行政單位としての「村落共同体」とは、原則として、その組織上、別々のものではない。これによつて、地主とその手先——村の行政機關——のもつとも強力な勢力が共同体内の土地制度にもおよび、貧農にとつてあきらかに不利なことになる。このことによつて農民的土地所有の階層的な意義が強化された。

この共同体のなかに地主国家は農民を土地——すなわち農民が連帯責任によつて土地購入代金と税金をおさめ、農民が地主経営にたいして安い労働力を提供するその場所にかたくしばりつけておく方法をみたのである。共同体は農民のテッチイ的な土地喪失とプロレタリア化にたいする保証となるべきであつたし、それとむすびつけて農村における革命的運動の成長にたいする保証となるべきであつた。共同体的土地所有形式を維持したことは、改革当時の農民的土地所有をしばりつけ、農村における資本主義の自由な發達をしやまずる農奴制的遺物の一環であつた。この立法は、とレーニンはかい

の評價——すなわち「国家の買収による農民の土地からの解放」ということは、まづたくもつて偽善的で、うそ八百である。事実上これは農民の土地からの解放であつた、なぜなら、農民が数世紀にわたつて所有してきたあの分有地から、ベク大なきりとり地がつくられ、数十万人の農民がまづたく土地をなくし——四分の一ないしはきわめてわずかの分有地にすえられたのであるから、事実、農民は二重にリュクダツされた——かれらからきりとり地がけずりとられただけではなく、かれらの手もとにのこされ、以前はかれの所有であつた土地を「かいてもどす」ために金をはらわねばならず、その上、土地の購入価格はそのじつさいの価格よりもはるかにたかかつた。地主じしんが解放後十年たつてから、農業状態を視察してまわつた政府役人にたいし、農民はじぶんの土地にしろらうだけではなくてじぶんの自由にたいしてもしはうよう強制されたことをみとめている。しかも、農民は身分上の自由をあがなつたのちも、なお自由人にはなれなかつた——かれらは二十年間一時的債務者であり、かれらは——このとき以来——管刑におびえ、特別な年貢をはらい自由に半農奴的な共同体からでることができず、自由に土地を処分し、自由に国家内のすきなところに移住することのできない、ひくい身分であつた。政府の寛容をわが農奴解放がレウウメイしているのではない——反対に、この解放は、専制的政府の手をとるとあらゆることがどれだけゆがめられるかの歴史上の最大の手本である。敗戦、おそるべき財政上の困難、おどろくべき農民暴動の圧力におされて、政府はともかくも農民を解放せざるをえなかつた」(ライニン、全集、第四巻、一〇〇ページ)。

つづくつた特別の基金から補償をうけた。

グルジアでは一八六四—一八七一年に改革がおこなわれた。農奴制の遺物は、ここでは、中央ロシアよりもひろいハンイでのことされた。グルジアの農民は、テプハジアと同様、一九一二年直前まで「一時的債務者」の状態であつた。

第二節 十九世紀末の改革

当時の土地法

農奴制ハイ止後農村ブルジョアジへの土地の集中過程は加速度的にすすめられた。

農奴制当時でも農奴出身の富農の土地所有は発展しているし、すくなくならざる意義をもつている。土地を「旦那」の名でかわねばならないということは、農村ブルジョアジを阻止しなかつた——地主は富農と競争する成算がなかつた。農奴制ハイ止と同時にだされた特別法規は地主の名で農奴が手にいれた不動産をかれらの破却できない財産とみとめ、地主にたいする賠償要求権をかれらにあたえた。

一八六一年以後、富農の土地所有は、一方では、附近の、まず地主の土地をかいいて、ますます増大した。この富農が地主所有地を購入する過程は一八八〇年代のはじめ貴族の土地銀行といわゆる「農民の」土地銀行がつくられたのちとくに発達した。貴族銀行の設立は、この銀行の抵当貸付の条件がとくによかつたため、その業務をひろげて貴族所有地を抵当にとつたが、地主たちがますます負

だからこそ農奴解放はげしい不満と農民運動の波(一八六一年一カ年で一二〇〇件の一揆が記録された——以前の三五カ年間全体よりもおい)をよびおこした。農民は解放直後の数カ月ほど苦しめられたことはなかつた。おおくの村では武装衝突までひびきおこした。

一三、一八六一年の改革は、直接には「農奴主の」農民だけにかざられたのだが、これが国有地農民と分有地農民におよばされたすこしあとで、若干変更されてのことであつた——分有地農民にたいしては——一八六三年、国有地農民にたいしては——一八六六年である。国有地農民も、分有地農民もその分有地を維持した——かれらの土地にかんする保証は地主所有農民よりもはるかに確実なものであつた。

辺境については農奴制ハイ止と農民の土地制度にかんする特別法規がだされた。

エストリヤンド、リブリヤンドおよびクールリヤンドの各県(いまのエストニアとラトヴィア)では農奴制は一八一六—一八一九年アレクサンダー一世当時ハイ止された。これは、農民に土地を分割せず、かれらを土地なしで解放したのである。

ポーランドでは、ナポレオン一世の政權下で、一八〇七年に農奴解放されたとき、農民は土地をうばわれた。のち、一八四六年、ツァール政府は農民の動搖におされて、しばしば農民が地主から小作している地主所有地を農民のものとして確認せざるをえなかつた。一八六三年のポーランドの暴動は政府にたいして地主所有地の一部分を無償で農民にあたえさせた。しかし地主は農民に税金をかけて

債をかえさなくなるにつれ、貴族の所有地はしだいに銀行の手にうつりそれはのちに「農民」土地銀行の手にうつつて富農に転売された。取引される農民所有地という形がひろがつた。すなわち分有地(主として土地共同体の土地)とちがう土地が身分的性格をなくした所有権の対象として一般に売買されるのである。

他方、富農が貧農の分有地を入手する過程がだんだんと大規模になつてくる。もちろん分有地の大部分は共同体的土地所有によつて

しぼられ、このような過程は禁止されていたのである。

一八六一年の買戻し條令(一六五ページ)は期限までにその分有地を買戻す、すなわち買戻し支払額をせんぶしはらうという條件で農村共同体員に分有地の権利をあたえた、しかしこれは買戻し支払金の大部分がしはらわれ、残額が比較的すくなくなつたとき、現実の意義をもつたのである。そのときになつて、この権利を利用する傾向もあらわれた。国家協議会がみとめたところによると、分有地を与えるために努力したのは一方では最低の「無産者」すなわち農村プロレタリアートであり、他方では——「勤強な、精勵なもの」すなわち富農層であつた。その経営がテッテイ的に崩壊した貧農は富農にその分有地を借金のかたとしてうるために共同体からはなれた富農は共同体にしばられない強固な富農経営を発展させるために共同体をはなれた。

農村のプロレタリア化におどろいたツァール政府は貧農を共同体内に維持し、その崩壊をおさえようところみだ。一八九三年十二月十四日の法律は村落共同体員が共同体の同意のない場合は分割地を要求する権利をあたえず、村落共同体に加入しない局外者に個々

の農民の土地をうることも、そのとちを抵当にいれることもいつさい禁止している。

同時にツァール政府は共同体が富農経営の発展にあたえた圧迫をすくなくする手段をとつてゐる。このため、おなじ一八九三年の別な法律で土地割替への制限がとりいれられてゐる——土地割替への最低期限を十二年とし、富農経営にたいしては割替へにあたつて最良の土地を耕作する権利があたえられてゐる。

このおなじ期間に政府は東方の空地、とくにシベリアと中央アジアへ土地のすくない地方、第一に中央ロシアの各県から移住するのに対し、これをソシキシ、法的に統制するための第一歩を講じた。中央ロシアの各県といふところは、一八六一年の改革の悪い面がとくにみられ、「貧困の中心」農民の土地がすくないという問題はますます激化してゐた。

地主にたいする農民の讒罵をさらにつよめる手段のひとつとしてゼムストヴォ長官制定にかんする一八八九年の法律がある。この法律は村落共同体と農民の分有地所有とを以前より以上に、ツァールの役人の保護と気ままにまかせるものであつた。この役人がまたかならずその地方の貴族から任命され、農民問題にかんする裁判権もかれらにあたえられてゐた。勤労の農民大衆の法律状態は、これによつてひじょうにわるくなつた。

第三節 一九〇五年の革命前夜および革命期の土地法。一九〇六一

強化——地主所有地内における特殊警察の創設（一九〇五年十月六日）農業労働者のストライキにたいする苛酷な法律（一九〇六年四月十六日）蜂起にくわつた農民を裁判なしに、大量的に、銃殺する無数の懲罰隊をともなつた。

おなじ方向をめざすつぎの措置は、すでに革命がまけたのちのものであるが、一九〇六年十月五日の勅令であつた。これは農民身分に附属する法律上の、および公務および教育上のもつともきびしい制限をハイ止し、農民がその住居をえらぶ自由と村落共同体からジヤマなしに脱退することをみとめたのである。

これは地主所有地の強制的没収と地主ラティフンディウムの一掃のかわりにあたえられたつまらない賜り物であつた。前者は農民大衆の基本的な努力目標であり、農民層がさいしよの二回の国会（一九〇六—一九〇七年）の代議員によつてシツコウに主張したものである。もつとも反動的な社会を支柱とするツァール政府はさいしよの二回の国会からだされたこの方向をめざす多数の農業改革案を、それがひじょうに温和なものでも、原則的に拒否した。二回の国会とも、主として農業問題にたいする立場によつて解散され、数十、数百の代議員がタイホされ、選挙法は勝手にかえられた。

二、革命の敗北後、ツァール政府はブルジョアの農業進化の「プロシヤの道」にむかつてさらに一步をすすめた。ストルイビン先頭とする政府は、いまやはずきりと富農的経営の自由な発展をしばらくつけていた共同体の破壊をはじめた、しかもこの破壊こそは富農層に勤労農民層をリヤクダツする可能性をあたえたものである。「ツァール政府は、親父なるツァーリ」にたいする農民層のソボク

一九一二年の反動期におけるストルイビンの農業法

一、農民土地法ウクラードにある農奴制度の遺物の緩和をめざすツァール政府の小改革は、一九〇〇年代のはじめ、革命的な波のたかまる時期以来、とくにハリコフ、エカテリノスラス、その他の諸県を農民一揆の波が席捲して以来、はじめられたのである。一九〇三年に連帯責任ハイ止の勅令がだされ、一九〇四年には——郷の裁判の判決によつて農民に答刑をくわえるのをハイ止する勅令がでた。

一九〇五年のブルジョア民主主義革命のさい中には、ツァール政府は、農民運動（これは国内全部の三分の一以上をおうつてゐた）をよわめようとして、二三の、とくに農民層にとつてこのましくない農奴制の遺物をさらにハイ止した。

この革命のさいしよにとられた措置は一九〇五年十一月九日にだされた「農民の幸福を増進し、その状態を安楽にすることにかんする」宣言であつた、これによつて、買戻し代金の残額——もつとも大した額でなかつたが——は翌一九〇六年から半額にけずられ、一九〇七年からは全部削減された。このツァール政府の「恩恵」といふものは、分有地買戻し代金をきめるときにあげられた価格の値上分さえも農民に弁償しないようなものであつた——じつさい上農民層はずつと以前にその分有地の代金をしはらひずみであつた。同時に、このとるにたらない物質上の譲歩は、政府当局の警備によつてよびおこされたものであるが、これは農民にたいする警察の圧迫の

な信仰がしだいにきえざるのをおどろきの眼で見おかつた。このため政府は大きな術策を弄し、多数の農村ブルジョア階級——富農層によつて農村にしつかりした支柱をつくらうと思いついた。「ソ同盟小党史」一九三八年、九四ページ。

いわゆるストルイビン農業法がはじめられたのは第一回国会解散後、土地共有体脱退のあたらしい、自由な制度にかんする一九〇六年十一月九日の勅令（うえにのべた一八九三年の法律と正反対のもの）以来であつた。憲法第八七條によつて発布されたこの勅令は、すなわち国会の審議をへずにだされたこの勅令のちに、四年後、第三回国会によつて一九一〇年六月十四日の法律として、多少の修正をうけたのち、承認された。一九〇六年十一月九日づけ勅令と一九一〇年六月十四日づけ法律の基本的な項目はつぎのとおりである。

第一に、長期間一般の土地割替へのなかつた共同体では、共同体的土地所有制度は解決したものとみなされる——共同体は世帯別土地所有制度にうつつたものとみなされ、個々の家長はかれらの所有する持分の私有者とみなされる。

第二に、共同体的土地所有制度をもつあらゆる共同体の各家長は一般の土地割替へのときだけではなくて、いつでも分有地のうちかが耕作してゐる持分をじぶんの私有財産として確認するよう要求できる権利をあたえられた。共同体がみとめない場合、持分の土地の確認はゼムストヴォの長官によつてなされる。家長はその世帯が耕作する分有地持分の面積がその村落共同体で分割のときに世帯にわりあてられる規程をこす場合でも、それを共同体所有地からぬ

きだして私有財産とすることを要求する権利をもっている。

第三に、家長は、かれのものと確認された交錯した分前地のかわりに「オトループ」または「フートル」をかれにわけてくれるように、すなわち個々の分前地をすべてひとつの場所にあつめ（「オトループ」）、そしてそこに住宅をうつす（「フートル」）ことを要求する権利をもっている。これは共同体制度から独立した、孤立的な、強固な農民経営をつくりだすことになった。

第四に、農家内の家族財産の原則が制限され、世帯にみとめられた土地の所有者は、世帯財産の所有者同様、世帯全部ではなく、個人としての「家長」すなわち家長の長であるとされている。

すこしまえ、まだ第一回国会が召集される以前、一九〇六年三月四日だけの勅令で耕地整理委員会制度がつくられ、これはのちにストルイビンの農業法と耕地整理の重要な遂行者となつた。

これにつづく耕地整理にかんする法律は一九一一年五月二十九日だけのもので、これはおなじブルジョア、地主的第三回国会で承認されたものであるが、ストルイビンの耕地整理の原則をその実地の耕地整理計画とともに発展させた。それは多数の分有地を農村ブルジョアジーの私有財産にくりいれ、オトループとフートルとをうえつけて、勤労農民をギセイにし、資本主義的土地所有を確保する方向にむかつた。

ストルイビンの耕地整理にかんする措置のなかで大きな注意はらわれたのは中央ロシアの人口の密な諸県から農民を国有地に移住させることであつた。これは移住地にオトループとフートルとをうえつける傾向をもつていた。この広汎な移住政策はストルイビン派

の努力目標——農民の世界にある私有財産の本能をかきたて、農民の注意をかかれらとなりにある地主所有地の強制没収からそれさせこのために地主的ブルジョアのロシアにとつてふさわしい別な土地を利用すること——を反映している。

ストルイビン農業法の反動性は、ナロードニキが考えたように、それが共同体的土地所有にダゲキをあたえたという点にあるのではない。土地共同体は共同体じしんの体内における資本主義的諸関係の発達のあらゆる歩みが共同体の崩壊をもたらしたのである。「ストルイビンの「肅正」は——とレーニンはシテキシした——もちろん、ロシアの進歩的、資本主義的発展の線にそつたものであるが、しかしこの肅正はまったく地主の利益になるようにおこなわれた。……（レーニン、全集、第十一巻、三七八ページ）ストルイビンの農業綱領は——これは「あからさまに地主の綱領である」（レーニン、全集、第十一巻、三五二ページ）。ストルイビンの「肅正」はつぎの点にあつた。すなわち農村では小農、および貧農の状態をひどく悪化させながら、富農層によつてもつとも暗黒な反動の支柱がつくられたのである。

一九〇六年から一九一五年にかけての十年間に、共同体から二百万戸以上のものが脱退した。百万以上の無力な農民はまったく土地をなくし、崩壊した。ツァーリ、地主および富農にたいする勤労農民の斗争は、新農業法の結果激化した。「……農民層はツァールに政府と地主、カデトの国会ががざり、地主所有地を手に入れることができないことを理解しはじめた」（『ソ同盟共産党小史』一九三八年、九四ページ）

第四節 大十月社会主義革命前夜の土地法制度

一、帝国主義戦争前夜の労働運動のたかまりは、地主、富農にたいする多数の農民一揆をもたらした（一九一〇—一九一四年間に一萬二千以上の農民一揆）。ロシアが帝国主義戦争に突入したため、一般的な農業の崩壊、とくに全国的動員、馬匹馬車の徴発による農業の低下を土台として、農業問題がさらに激化した。

二月革命の結果、政権にいた臨時政府は、ブルジョアジーと地主の代表からなり、メンシェヴィキとエス・エルの妥協的政党内閣を土台としていたが、じつさい上はツァーリズムの農業政策の基本線を踏襲した。「地主的土地所有、この農奴的ツァーリズムの物質的基礎をこれをおびやかさなかつた」——とレーニンはシテキシした（レーニン、全集、第二十巻一一二ページ）

臨時政府がツァーリズムの打倒にともなつて心ならずも清掃しなければならなかつた。ただひとつの地主的土地所有は——これは「官廳の分有地」（皇族の所有地）と「御料地」ツァール個人の所有地であつた。これらの土地は一九一七年三月十六日と二十七日に国有財産にうつされた。

臨時政府のいつさいの努力は、ブルジョアジーと地主たちがその国家権力をつよめて、武力で地主所有地をとりあげようという農民の試みをおさえつけることができるようになるまで、時をひきのばして、地主の土地とりあげをゆるすまいとした。

一九一七年四月十一日の法律によつて、地主と富農との耕作保護は食料委員会にまかされた。政府は耕作保護の責任をひきうけ、「人民の暴動の結果」おこつたあらゆる損害を補償する義務をせまつた。地方の食料委員会には、また、地主の不耕作地を小作にだす義務がおわされ、同時に小作料はかならず土地所有者にあたえられた。

一九一七年四月二十一日に「土地改革の準備のため」またこの部面でもうしても着手せねばならない一時的な政策を考へるために、土地委員会がつくられた。中央には全国土地委員会がつくられ、その任務は土地改革の一般的な案をつくることであつた。地方には県地区、郡の土地委員会がつくられ、これらは「だれの権利利益にたいするものにせよその勝手な侵害」をおさえる手段を講ずる。すなわち地主を没収から保護すべきであつた。地方土地委員会には調停部があり、ここでは農民と地主との「自発的協定」がむすばれる。土地委員会法にかんして一般的な評價をあたえて、レーニンはこうかいた——「土地委員会は、このベテン師のようにかかれた地主の法律によると、地区委員会は郡委員会よりも非民主的であり、県委員会は地区委員会よりも非民主的であり、全国委員会は県委員会よりも非民主的である、といつたふうにつくられている！」（レーニン全集、第二十一巻、三五九ページ）

とくに激烈な階級斗争が臨時政府（聯立）第二次農相 エス・エルの指導者チエルノフのときにつくられた土地取引制限法案をめぐつてもえあがつた。このチエルノフの任命そのものは臨時政府がエスエル党が農民大衆間で当時まだもつていたエイキョウ力をなんとか

して地主に有利に利用しようという腹を意味した。農民層は法外な土地投機のためとする土地取引の制限と偽制的土地取引、とくに外国資本への土地売却を制限する法律を要求した。この売却によつて地主たちはかれらの土地がとりあげられた結果おこる恐怖からじぶんたちをまもろうとした。一九一七年六月十二日にこの法律が通過したが、それは妥協的な形をとり、遡及力をもたなかつた。そのため以前におこなわれた投機取引はこれで法律上の確認をえたのであつた。

農民たちはますます地主が穀物をつくり、種をまき、じぶんで收穫するジャマをするようになった。所有地崩壊の機会はヒンバンとなつた。臨時政府はこれに應ずるため一九一七年七月十八日の「收穫にたいする防衛除去にかんする手段について」の法律をつくつた。これでは地方権力機関にたいして「気ままと非合法活動をゆるさずこれをおさえるために精神的な、ダンコとした措置」をとることが要求されている。將軍たちは農業問題についてじぶんかつて「立法」をして、臨時政府からジャマされなかつた。たとえば、東南戦線の總司令官コロネーロフは一九一七年七月八日布告をだして、戦線の地域で地主の收穫をジャマだてた農民にたいしては三年間懲治監禁に禁固に処するとキョウハクした。おなじような「法律」制定権をもつていたのは地方農民の武装蜂起を弾圧する機関——とくに、一九一七年九月二十九日の臨時政府布告でつくられた地主委員会であつた。

土地関係の分野で臨時政府がつたさい後の手段は憲法議會までは土地を土地委員会に移譲する法案であつた。この委員会は臨時政

府が十月なかば新農相（これが第三次）エス・エルのマスロフの手によつてつくつたものである。臨時政府はこの法案をさいごまで審議できなかった——この政府は十月社会主義革命によつて一掃された。レーニンはこの法案を「……地主とのダキョウのため、それらの救済のためにつくられた『地主の』法案」だとみている（レーニン、全集、第二十一巻、三六〇ページ）。

二、このように、一八六一年のいわゆる「農民解放」も、一九〇六—一九一二年のストルイビンの農業法も、一九一七年のブルジョア民主主義的二月革命も中世紀のクズの全般的な掃除を、つまり「中世紀の汚物」（レーニンとスターリンの言葉による）の掃除を、実現しなかつた。ストルイビンの農業法は——これは、一八六一年の改革以後「農奴によつておこなわれた第二のブルジョアの改革」であつた（レーニン、全集、第十五巻、一四六ページ）。ふたつの革命（一九〇五年と一九一七年の二月）はツァール・ロシアの土地制度の土台にはふれなかつた。

大十月社会主義革命前夜の土地制度は、だから——ツァール・ロシアの別な法的ウクラードよりも、ずつと——生産力にとつての障礙物であり、そのひじょうな後進性と複雑さのうえにめだつていた。

土地法関係は民法の一般法規——これはいわゆる「民法」（法令集、第十巻、第一部）に体系づけられており、完全な権利をもつ土地所有、まず地主を統制する——と農民身分の分有地にかんする特別法規（法令集、第九巻、特別附録）とのとくに複雑な組合せである。これはふたつのまつたく独立した法規体系であり、それは独立した。そしてこの各部門のなかにもさらにおおくの区別がある。ときには同一村落の農民が「旧某氏の農民」と「旧某婦人の農民」といつたまつたくちがうカチゴリーにわけられことさえある（レーニン、全集、第三巻、二九六ページ。邦訳、「ロシアにおける資本主義の発達」岩波文庫版、下巻、六八六—六八九ページ）。

さらにずつとおくれているのは辺境地、とくに中央アジアの土地法事情である。ここでは中世紀の各種の遺物がさらに多いだけではない。たとえば「ヴァクラーフ」（特定の目的、第一に回教寺院の必要にあたえられた財産）のようなものがある。ここでは地方の領主と地方ブルジョアジー（「バヤム」）のありとあらゆる特権的な土地所有が農民のリヤクダツにもとずいて現存しただけではない。ここにはツァール・ロシアの大目的、植民地的農業政策、大ロシア民族の貴族、富農の土地所有を満足させるために地方の勤労農民の最良の土地をかすめとる政策の各種の形がもつともひろく布及していた。

ツァール・ロシアの土地事情にあるいつさいの「中世紀の層」いつさいの「中世紀の汚物」は、国家の生産力の発展をさまたげ、勤労農民大衆の状態にもつともみじめに反映したのであるが、大十月社会主義革命によつて一掃された。

したふたつの土地、財産上の紛争処理機関をもち、この機関はふたつの独立した裁判審級——一方には上院の民事大審院と他方には上院のいわゆる「第二院」（「農民部」）を最高としていた。

この場合地主の土地所有を規制する法規も、農民の土地所有を規制する法規もとくにめだつて複雑である。

地主の土地所有には前資本主義的構成体十七—十八世紀のふるい封建的法律の多数の制度がのこされ、資本主義の発達をジャマしていた。たとえば、種族財産、長子相続財産、世襲財産などで、これらはまつたくまたはほとんど、土地取引の外におかれた。

農民の土地所有にとつてトクチョウのあるのは無数の区画地で、これは農民の分散性をさらにつよめ、中世紀的諸國の遺物とむすびついている。この遺物についてはレーニンがサラトフ県のゼムストヴァ統計資料（この資料は改革期のロシアの農民の土地所有にとつて代表的なものであつた）にもとずいて、あのようにまさまざとてがいている。

「……農民層はここではつぎの部類にわけられる——下賜地農民自作農、完全自作農、国有地農民、土地共有体の土地所有権をもつ国有地農民、四分の一の所有権をもつ国有地農民、地主地出身の国有地農民、皇族所有地農民、国有地借地農、土地のない農民、旧地主所有地、買戻し地自作農、旧皇族所有地自作農、村つき自作農、移住農民、田地主所有地の下賜農、旧国有地の自作農、自由解放農民無年貢農民、自由耕作農民、一時的債務農民、旧工場農民などである。なお登録農民および新規農民などがある。すべてこれらの部類は農業事情、分有地と支払い額の大小などによつて区別される。

第三章 ソヴェート土地立法の歴史

- 第一節 大十月社会主義革命遂行期の土地法（一九一七—一九一八年年）
- 第二節 外国の軍事干渉と国内戦の時期の土地法（一九一八—一九二〇年）
- 第三節 国民經濟復興のための平和的工作移行期の土地法（一九二一—一九二五年）
- 第四節 国家の社会主義的工業化のための斗争期の土地法（一九二六—一九二九年）
- 第五節 農業の全面的集團化の時期の土地法（一九三〇—一九三五年）

第一節 大十月社会主義革命遂行期の 土地法 (一九一七—一九一八年)

一 社会主義的土地法のさいしよの法令は世界史的な布告「土地について」であつた。これは一九一七年十月二十六日(十一月八日)の第二回全国ソヴェート大会で採択されたものである(一九一七年法令集、第一集、三ページ)。

布告「土地について」は動勞農民の希望と要求とを完全に満足させた。この希望と要求とは「土地にかんする農民の指令」にあらわされているが、これは二四二の地方の農民の指令にもとずいてつくられた。一九一七年八月「全国農民代表者會議報告」で発表されたものである。この農民指令集は布告「土地について」の附録になつており、この指令を土地改革の実施にあつて手引とすべきだといふ指示がついている。こうして、この指令は布告「土地について」の不可分な部分となつた。

この布告を指令にもとずいて、土地私有権はただちに、しかも永久にハイ止され、すべての土地——国有地、皇族所有地、御料地、修道院所有地、教會所有地、工場所有地、長子相続地、個人所有地、土地共有体所有地、および農民所有地など——は全國民の財産になつた(布告第一條と指令第一條)。この場合非動勞的に属する土地は無償で旧所有者から没收(收用)され、その大部分は動勞農民の使用にうつされたが、ふつうの農民とふつうのカザツクの土地は没收されず、その所有と占有はもとのままにされた(布告第四條)。

1) 皇族所有地は皇族の所有権に属する土地である。御料地は皇帝の個人所有に属する。工場所有地といふのは鉱山業用をして鉱業工場の作業期間中無期限の利用するよう鉱山業者にあたえられた国有地の一部である。長子相続財産は種族財産(この管理権は種族の利害によつて制限されていた)の變種である——これはツァール政權によつて「下賜された」財産であり、それを譲渡する権利はないが、それは種族の長老に非分割で相続される土地共有所有地に属するのは都市の共同體機關、農村共同體などの土地である。

同時に、栽培技術の高い農園、畜産場、種畜場などを土台にして田營試驗農場の設立が計画された(指令第三、四條)。没收された土地はいつさいの道具、建物そのほかの附屬物とともに、ただちに郷土地委員会と地区農民代表者會議の管理にうつされた。この財産にたいする毀損は、それがどんなものであると、重罪であり、革命裁判によつて罰された。地区農民代表者會議にはいつさいの没收財産を記帳し、人民のものとなつたといふべきの經營をもつともゲン重に、革命的に保護する義務がおわされた(布告第二、第三條)。

土地私有のハイ止は、いかなるものによつても土地取引——売却、抵当など——の禁止を意味する(第一條)。

このように、いつさいの土地私有を絶滅した「土地にかんする」布告は、土地国有を実現した。いつさいの地下埋藏物(鉱物、石油、石炭、岩塩など)および森林、全国的に重要な河海湖沼は、すべて國家のものとなつた(指令第二條)。

農民層の要求に應じて指令は勤労者の土地使用を決定するにあつて平等を原則とした。

ロシア一國の市民でじぶんの労働、ないしはじぶんの家族の手をかりて、または組合では土地を使用しようとするものは、すべて性の区別なしに土地使用権をもち得た。雇傭労働はゆるされなかつた(第六條)。土地は、その土地の條件、労働基準ないし消費基準にもとずいて、勤労者に分配された。土地フオンドは住民の増加と農業作業の生産性の向上によつて、定期的に割替えされる必要がある(第七條)。各種の形の土地使用——世帯別使用、フートル的使用、土地共体的使用、アルテリ的使用——が各部落と村落の希望にしたがつてみとめられた(第七條)。

「土地にかんする」布告で宣言された革命的農業政策をソシキに実施するに、土地委員会がつくられ、各ソヴェートの指導と管理のもとで働いた。「土地委員会と同委員会による農業諸関係の管理について」一九一七年十二月四日にされた農業人民委員部の決定(一九一七年法令集、第七集、一〇五ページ)は土地委員会のソシキ上の構成とこの委員会によつてソヴェート農業政策を実施するにあつたての根本的方法をきめていた。

さいしよの「土地にかんする」布告にもとずいて「…農民層は…十月社会主義革命から一億五千万デシヤチン以上の土地をあたらしめてもらった、この土地は、以前には、地主、ブルジョアジー、皇室、修道院、教会に属していた。農民たちは年々約五億金ルーブルにのぼる小作料を地主にはらつていたのを免除された(ソ同盟小党史「一九三八年、二〇〇ページ、邦訳、M.L.研究所版、二七八ページ、大雅堂版、二九一ページ)。

農業用地の全面積は「土地使用権」をもつていふ市民に平等に分配された。このため土地にたいする住民の消費、労働基準が労働能力者一人ごとにつくられた、この基準は、歴史的に複雑な土地利用制度に應じて、各地方ごとにならなかつたが、同時にそれは各経営にある人員の労働能力をこえず、同時に農業者の家族に心配のない生活をホシヨウするものであつた(第二二條)。

土地の平等な分配を執行するため、一九一八年二月十九日の法律は仕事の一般的計画をつくつた。この計画では仕事はつぎのように予定された——耕作制度、季候および土壌の自然的豊度にもとずいて土地全体を地條に区劃し、各地條にはそれぞれの消費労働基準をきめる。——この規準は各地條内でさらにことなる——全国的な農業調査をおこない、労働力と扶養者をメンミツに計算し、さらに農民の所有地、旧私有地の全面積を正確に計算する。

じつさい上は、しかし、全国にわたつて土地を平等にすることは、以前の非勤労的土地所有および農民の分有地の全国的分布が一樣でなく、また人口密度も各種であるため、ひじょうな障礙にであつた。そのうえ、平等化は各果、各地区のハンイ内だけでも実現できなかった。原則として、平等化がおこなわれたのは各郷のハンイ内だけであつた。

「土地社会化にかんする」法律で、社会主義的大農経営の成長のためにもつとも重要な規定はつぎのとおりである。

土地機關には「…労働とは産物の経済という意味ではるかに有利な共同農業経営を個人農をキセイにし、社会主義的經營に移行することを目的として、発展させる」義務がおわされている(第十一

「土地にかんする」布告の基本的な立場は、のちに「被搾取勤労人民の権利宣言」にふくまれた、これは一九一八年一月に第三回全国ソヴェート大会で採択され(一九一八年法令集、第一五集、二一五ページ)、のちのソヴェート第一次憲法(一九一八年七月十日第五回全国ソヴェート大会で採択された——一九一八年法令集、第五一集、五八二ページ)にいれられた。

「土地にかんする」指令のもつとも重要な項目は(一九一八年二月十九日づけの「土地社会化にかんする基本法」(一九一八年法令集、第二五集、三四六ページ)でさらに発展させられている。

土地社会化にかんする法律の「精神」は、レーニンの表現によると、土地使用の平等であつた。同時に、土地の社会化にかんする法律は「土地にかんする農民の指令」をもつた土地にかんするさいしよの布告よりも、はるかに大キボに社会主義的な大農経営形式を援助することを規定していた。これはソヴェート政權のさいしよの年以後の土地法がはつきりと農業の社会主義的改造の方にむかつたことをしめしている。

土地社会化にかんする法律はつぎの点から出発している——すなわち土地、地下埋蔵物、河海湖沼、森林、動物にたいする所有権は永久にハイ止され(第一條)、土地はいつさいの(公然あるいは隠然の)買戻しなしに全勤労人民の使用にうつされた(第二條)のである。農業用地使用権の一般的、基本的、源泉は個人の労働であり(第三條)、「土地使用権は性、信仰、民族、国籍によつて制限されない」(第四條)とされた。

農業をいとなむにあつて前景にだされるのは農業コンムニオンと勤労的農業組合である(第二〇條)。「ロシアソヴェート共和国連邦は、もつとも迅速に社会主義を達成するため、共同耕作にあらゆる援助(栽培上の、また資材上の援助)をあたえ、勤労的、コンムニオンの、アルテリ的、共同的經營は個人經營よりも優遇する」(第三五條)。国家は「社会主義農業を迅速に発展させるため」移住者新来者がコルホーズをソシキするのにたいしあらゆる援助をあたえる義務をもつ(第三四條、註)。

初期の農業法の立場は、このように、どれもカウツキーの主張、つまり革命初期のソヴェート農業法は小ブルジョア的であるといふことがいかに中傷的であるかをショウメイしている。このことはレーニンがかれの本「プロレタリア革命と裏切者カウツキー」のなかではつきりとバクロしたものである。「…カウツキーは——とレーニンはかたつていふ——ドイツの讀者たちに、土地にかんする法律でソヴェート政權はコンムニオンと組合に直接の優遇をあたえ、これらを第一位においたという點をかくし、かれらをまつたくあざむいたのである」レーニン、全集、第二十三卷、三九九ページ)。

三 革命初期の農業法に、農民大衆は平等に勤労的に使用するよ、土地を分配することをいれたのは、ソヴェート政權の農業政策のもつとも重要なモメントのひとつであつた。

以前の非勤労者の所有した農業用地を平等に分配して勤労的に使用させることは、農民大衆がソヴェートに要求したことである——この點を考へる必要がある、とレーニンはおしえた。

「…民主主義的政府として、われわれは下層人民の命令をさけ

ることではない——とレーニンは「土地にかんする農民」の指令についてシテキした——たとい、われわれがこれらと意見がちがおうとも、生活の火のなかで、それをじつさいにやつてみて、それを実地におこなつてみて、農民たちは、どこに眞理があるかをじしんで理解するだろう。……われわれは現実を追求すべきであり、われわれは人民大衆に創造の完全な自由をあたえるべきである」(レーニン、全集、第二十二卷、卷二三ページ)。

「農民たちは考える、——大経営ということになると、おれはまた作男だ」と。もちろんこれはまちがっている。だが農民には大経営という考えと憎悪、いかに人民を地主がアツパタしたかという思い出とがむすびついている。この感情はのこつてゐる。これはまだ死んでいない」(レーニン、全集、第二十四卷、一六七—一六八ページ)。

レーニンはこうキョウウチョウする、もし平等な土地利用の原則がさらに土地の平等化、勤労的小経営間の定期的土地割替え之とすむなら、わるいことではない。「農民たちは小経営のままのこり、それを平等にし、定期的なそれを平等化しなおすことをのぞんでゐる。……そうさせておけばよい。このために理性のある社会主義者は、ひとりとして農民の貧困からはなれることはない」(レーニン、全集、第二十一卷、一一二ページ)。

「……この考え方はわれわれのではない——と、レーニンは土地社会化にかんする法律の根本にある平等な土地利用のスローガンについてかたつた——われわれはこの種のスローガンにサンセイしない、われわれはこれの実施を義務とおもつてゐる、なぜならこれが

等な土地利用の原則のこの破壊的な面には、まずその民主主義的、進歩的、民主主義的革命的意義がふくまれている、——平等の原則は地主の土地所有とそれにむすびつづくいつさいの封建的、農奴制的遺物の毀滅を意味し、富農的土地所有に損害をあたえる。

- 1) 土地利用の平等の原則が革命的、進歩的意義をもつことを、レーニンはすでに一九〇五—一九〇七年にあきらかにした、「土地所有の「平等」という考え方は、それが七デシヤチンの分有地をもち、地主によつておちぶれさせられた数千万の農民が二、三〇〇デシヤチンの農奴制的ラテイフンデイクウムを分割するように要求してゐるのをあらわしてゐるかぎり、合法的で、進歩的である」(レーニン、全集、第十一卷、三四七ページ)。

同時に、実践がしめしたことが、土地全体の国有を土台とする平等な土地利用の原則の進歩的意義は平等な土地利用が旧土地関係の複雑さ(これについては前章でのべた)をいつさい絶滅する手助けとなつた点にある。土地利用の平等な権利という名目で、全国的土地フォンドである国有化された土地から、いつさいの旧土地所有「権」(分有地、購入地、借入地など)、農民層じしんの土地にもとづく区分(旧地主所有地農民、旧国有地農民、カザック、他所者など)のいつさいが容易になされた。

2) レーニンは「一九〇五—一九〇七年のロシア第一革命における社会民主主義の農業綱領」という本で、土地所有にかんする農民の考えはつきるところ、——「地主の土地所有をなくし、分有地所有の「足カセ」をなくし、」「ふるいジャマ物をなくし、地主を

圧倒的な農民大衆の要求であるから。勤労者大衆のこの考えと要求はかれらじしんで根絶すべきである——この要求を「ハイ止」したり、それを「とびこし」たりすべきではない。われわれボリシェヴィキーは小ブルジョアのスローガンを農民が根絶し、それからできるだけはやく、できるだけらくに社会主義的スローガンにうつる援助をしよう」(レーニン、全集、第二十三卷、三九八ページ)。

広汎な農民大衆の要望にこたえて、ほとんどすべての農業用地を数百万の小経営に平等に分配したことが、プロレタリア革命にたいする農村の支持をあくヨウした。——広汎な農民大衆はプロレタリアートにしたがつた。

一九一七—一九一八年に勤労的使用のための土地の平等な分配を実施したプロレタリアートの党は、このような分配の一次的な、民主主義的、進歩的、民主主義的革命的意義をロシアの諸条件のもとで考慮していたのである。この点をレーニンは、十月革命性格から出発して再三説明した、すなわちこの革命は、社会主義革命であるが、ついでにブルジョア民主主義革命をテツテイさせ、地主の土地所有と地主階級を一掃しなければならなかつた。「平等な土地利用をかれら(農民——編集者)は地主から土地をとりあげることに理解してゐる。……」(レーニン、全集、第二十卷、二六九ページ)。

これを実現するには「……地主階級とのもつともダンコとした、ウシヤのない斗争がなければならず、その支配の打倒がなければならぬ」(レーニン、全集、第二十一卷、一〇八ページ)。「だいいじなことは農民層が農村にはもう地主がいまいというかたい確信をもつことである。……」(レーニン、全集、第二十二卷、二三三ページ)。

さいごに、平等な土地利用の原則は「平等な、勤労的」土地利用(このように「土地の社会化にかんする」法律第十二條ではのべられてゐる)の原則であつた。この原則はもつぱら勤労的、雇傭労働をもたない土地利用を要求し、土地関係内での人間による人間の搾取の絶滅を要求した。

農耕用の国内土地フォンドをほとんどすべて小経営の勤労的利用にうつし、かれらに土地を平等に分配したプロレタリア党——ボリシェヴィキ党とソヴェート政権の農業政策は「個人小経営のほかりしれない大洋……」(スターリン)と平等な土地利用の原則の大洋の方にはほとんどむかわれなかつた。反對に、それはおくれた小経営の迅速な克明の方にこの経営を進歩的な社会主義的大経営のルールにのせる方向にむかつた。

だが、小経営の社会主義的大経営との転化そのものは、マルクス・レーニン主義では、ただ自発的な共同化によつておこなわれるものといつても考えられていた。地主の所有地を農民に平等にわけた結果多数の農民層の土地不足がなくなつたことは、それにつづく農業の社会主義的改造、すなわち自発的になされた集團化の経路的、政治的前提であつた。

「土地の社会化にかんする」法律という各についていうと、プロレタリアートの党はエス・エルの小ブルジョアのイデオロギーのなかで支配的であつたような理解をけつしてしてゐなかつた。すでに

一九一七年十月二十六日の「土地にかんする」さいしよの布告は、地主の土地所有を没収し、土地を勤勞的に利用するように平等に分配し、土地の私有権を永久にハイ止し、いつさいの土地は全人民の財産であると宣言したのであるが、レーニンがシテキしたように、これは「……じつさい土地国有」をもたらした(レーニン、全集、第二十三卷、四〇二ページ)。「十月革命は土地私有を絶滅し、土地の売買を絶滅し、土地の国有をうちたてた(スターリン、レーニン主義の諸問題、第十一版、二八五ページ)。プロレタリアートの党にとつて個人農の平等な土地利用は、プロレタリア的土地国有を土台として、なお農業における社会主義への移行を意味しなかつた。「社会化」という言葉は——レーニンは土地の社会化にかんする法律の用語を説明した——社会主義への傾向、願望、準備をあらわすにすぎない(レーニン、全集、第二十三卷、四〇〇ページ)。

四 ソヴェート政権のこの第一の時期(一九一七—一九一八年)に關係のある重要な法律は、農業外のふたつの形の土地、すなわち森林地と都会の地(同時に都市の「不動産」にかんする法律、制度をきめたものである)。

第一に、一九一八年五月十四(二十七)日の「森林にかんする」布告(一九一八年法令集、第四十二集、五二二ページ)はつぎの点を根本としている。すなわち「森林の所有はいつさい……永久にハイ止され(第一條)、「個人および会社に属する森林は、全人民の財産であり、公然、隠然をとわず、いつさいの買戻しはおこなわれない……」(第二條)。

第二に、一九一八年八月二十日の「都市不動産の私有権ハイ止に

かんする」布告は、「敷地であるか、敷地でないかはとわず、個人および産業企業のものである、都市にある官廳、機關のものであれ、いつさいの土地は例外なしにその私有権をハイ止する」ことを確認している(第一條)。

五 一九一八年六月十一日の布告で、貧農委員会、「コムベード」がつくられた(一九一八年法令集、第四三集、五二四ページ)、これは農村におけるプロレタリアート独裁と社会主義革命の支点となつた。

貧農のソシキである貧農委員会は、土地の革命的再分割をすすめるうえにも大きな役割をはたした。貧農委員会の援助によつて富農からよぶんな土地とよぶんな生産手段が没収された。こうして、「五千方トクタル」の富農の土地が貧農と中農の手にうつされた。富農層からは大部分の生産手段が没収され、貧農にひきわたされた。「ソ同盟共産党小史」一九三八年、二二二ページ、邦訳、M.L. 研究所版、二九四ページ、大雅堂版、三〇九ページ)。

これによつて土地關係の社会主義的改造をめざすあたらしい農業法のための前提がさらにつくられたのである。

六 ソヴェート政権のさいしよの年に実施された土地のプロレタリア的、国有化は社会主義的建設おろくの重要な任務を解縛した。

——国有化は地主階級を一掃し、農村の農業諸關係からいつさいの封建的、農奴制的遺物を清掃し、農村における資本主義的要素の基礎(富農層)をほりくずし、私有財産一般に破滅的な打撃をあたえ、農民をそのひとにぎりほどの土地にたいするドレイの隷屬から解放しソヴェート政権の側にもつとも広汎な農民大衆をカクトクした。

第二節 外国の軍事的干渉と国内戦の時期における土地法

(一九一八—一九二〇年)

一 外国の軍事干渉と国内戦の時期における土地法は、だいたい、社会主義的土地利用形態——ソフホーズおよびコルホーズという大農経営の迅速な発展をめざしていた、これは、一九一七年十月二十六日からはじまつた農村における社会主義建設のためのあらゆる従来の政策の論理的なつづきであつた。

一九一八年十二月にひらかれた土地部、貧農委員会およびコムインの第一回大会で、レーニンは社会主義的土地利用形態(ソフホーズとコルホーズ)の展開を総括しながら、土地の共同耕作への移行の問題、これは「……もつともむつかしい、同時にもつとも重要な社会主義的改造」の問題、「……もつとも重要な、根本的な社会主義的改造」の問題であることをシテキした(レーニン、全集、第二十三卷、四二五ページ)。採択された結論で大会は、土地政策のもつとも重要な任務は農業コムイン、ソフホーズおよび共同耕作の広汎なソシキをテツテイ的に、うますたゆまずつづけることであるとみとめた。

同時に、大キボな国营的、コルホーズ的土地利用(ソフホーズとコルホーズの)が最大限度に展開したことは、この時期に党と政府にたいし軍事干渉と国内戦のいつさいの條件をあたえた。この事情は戦時共産主義の一般的経済政策の構成部分であり、穀物徴発によ

つて赤軍と労働者の中心地に食料を補給するためソヴェート政権がとつた重要政策と不可分にむすびついでいる。農業経済と国家の補給の利害は社会主義建設の利害とむすびついで、社会主義型の大農経営——ソフホーズとコルホーズの創設を要求した。

当時——一九一八年の終り——農民層の土地不足を満足させるための地主所有地分配は、だいたい実現されていた。ソフホーズと農業コムインをつくるためのフォンドを国家の手中にあつめるため、一九一八年に「栽培技術普及上、産業上、全目的に意義をもつ所有地、農業企業および分前地を民土地委員部の管理にうつす」布告がだされている(一九一八年法令集、七二集、七八七ページ)。この布告では、一九一七年十月二十六日の「土地にかんする農民の指令」さらに一九一八年二月十九日の「土地の社会化にかんする」基本法をさらに発展させて、教育上、栽培技術普及上の意義をもつ農業企業、高價な多年生の作物(ブドウ、茶、タバコ、棉など)の農園のある所有地、合理的な経営ソシキをもつ、あるいは農産物栽培上の複雑な技術設備をもつた旧大所有地、畜産場、種畜場などをさらに分割して個人使用地にすることを禁じている。これら所有地はそれからソフホーズ、あるいは農業コムインをつくるため、農業人民委員会の直接管理にうつされる。

一九一八年十一月二日の人民委員会議の布告「農業発展のための特殊フォンド創設について」(一九一八年法令集、第八十一集、八五六ページ)によつて、農業コムインと共同耕作と共同刈取りに参加するほかの團體的農民にたいする補助金として、十萬ルーブルのキボのフォンドがつけられた。

二 国内戦の時期に於て農業の社会主義的改造に於ける個々の政策は、一九一九年二月十四日の全国執行委員会の決定「社会主義的耕地整理および社会主義的農業への移行の方法に於ける規定」(一九一九年法令集、第四集、四三三ページ)の社会主義建設のための整然とした、展開された細領にかわつてゐる。

土地国有という概念の法律的形式化のうえでは、この規定は従来の法規よりもはつきりと一歩前進しており——*С.С.С.С.С.*の領土の内土地はすべて単一な国有フォンドであると宣言し(第一條)、このフォンドは当該人民委員会とその下級地方機関の直接的な管理と支配下にあるとされている(第二條)。

土地利用の基準についてみると、この規定は「人間による人間の搾取をテツティ的になくし、農業を社会主義の基礎のうえにおいて科学と技術のあらゆる成果を適用し、勤労大衆を社会主義の精神で教育し、またプロレタリアートと貧農とをかれらの対資本斗争で團結させるために」(第三條)個人農的土地利用形態から社会主義的形態にうつることが必要だということを出発点にしている。

ソフホーズ的コルホーズ的土地利用はこの規定によつて基本的な土地利用形態とみなされ、これらは積極的な国家の補助により、社会主義的經營の長所をしめし、個人農の經營を自発的に統一しながら、「完全な共産主義的農業」、「生産と分配の部面で共産主義の原則にもとずいて……」おこなわれる經營にうつるための條件をつくりださねばならない(第二九條、第六十條)。

社会主義的建設の任務に応じて、農業フォンドのいつさいの土地を所期の耕地整理をしながら、この法律は「人民の労働を最少限度

につかつて、ソヴェート共和国に最大量の経済財を補給する單一生産經營をつくるよう努力すること」(第四條)、すなわち計画的な社会主義的農業をつくりだす任務をあたえてゐる。

農村の社会主義建設を援助するため、規定はショウレイ策を特權制度をつくつてゐる。農業フォンドの土地はまずソヴェート經營と農業コμμニンの需要に於けるのである。耕地整理計画をつくるにあつて、ソフホーズ、農業コμμニンおよびアルテリにたいする土地区劃事業は番外の事業として計画にいれられてゐる。社会主義的耕地整理に於ける規定の適用についてだされた指令(一九一九年法令集、第三九—四〇集、三八四—三九〇ページ)は、コμμニンにたいする土地区劃にあつて、地区の土地部の決定による当時の土地人口割当基準をあげるように規定してゐる(第四八條)。郷の区劃地を全般に配分するにあつて、農具をもたない農家および家畜をもたない農家にわりあてられる土地はソフホーズと農業コμμニンに隣接した一カ所にあつめられる(指令第八九條および第九〇條)。このことによつてこれら農家を農業協同組合にいれ、すでに存在する社会主義的企業からこれらの組織に援助をあたえることが容易にされる。共同耕作にうつるために土地は土地組合の大多数が賛成しなくても、少数者が要求すれば土地は一カ所にあつめられる(法規第九七條、指令第九四條)。社会主義的土地利用をジャマするフートル的な、またオートル的な地片は、耕地整理にあつて一般に区分され、その占有者にはほかの場所の土地があたえられる(指令第九九條)。

ソフホーズとコルホーズをつくるための土地基本財産を確保する

ため、法規はすでに社会主義的農業企業がつくられてゐる土地だけではなく、従来一般に分配されなかつた土地までも、それを個人農的土地に利用するようにさらに分割することを禁止してゐる(第九條)。

同時に社会主義的耕地整理に於ける規定は、農民を自発的にコルホーズに加入させるといふレーニン主義の原則「農業コμμニンは労働農民、の自発的な團結である」といふ首尾一貫してがわらない命題をふみはずすことは、それがどんなことであろうと、ゆるすべからざることであるとキョウチョウしている。

だが場所によるとこのやり方がいつもおこなわれたわけではない——じつさい上、自由意志の原則はコルホーズをつくるにあつてるときおりやぶられた。ロシア共産党(ボリシェヴィーク)第八回大会(一九一九年三月)は中農に於ける決定のなかで、農業集團化にあたりいかなる強制もおこなうべきでないこととくにキョウチョウしている。……あらゆる組合をショウレイし、同時に中農の農業コμμニンをショウレイするにあたり、ソヴェート政權の代表者はこれらのものをつくるのにちよつとした強制もおこなうべきではない。農じしんがその自由な主動によつてつくり、その利益をかれらがじつさいでケントウしたような團結だけが、とうといのである。

……農民をコμμニンに加入させるために直接的な、またはたとい間接的なものによつて、強制をもちいるようなソヴェート政權の代表者たちは、もつともゲンカクな責任をとわれ、農村の工作からのけられるべきである」(ソ同盟共産党(ボリシェヴィーク)大会ソ同盟共産党ボリシェヴィーク)中央委員会會議および幹部会決定および決議集、一九三六年、第一卷、三一六—三一七ページ)。人民委員会調代

表者としてレーニンは、一九一八年七月二十六日づけのサラトフ果

土地課あて電報で、農民に分配するの地主所有地を、それで農業コμμニンをつくるためにかれらから没収することは違法であり、ゆるしがたいことであるとさらに注意をうながし、革命当時の法令による農民的土地利用をやぶつたものにはこれにたいしてこれをばつするよう提案してゐる(レーニン、全集、第十八卷、一七七—一七八ページ)。

社会主義的土地利用をユウグウし、ソフホーズとコルホーズの成長に特別な注意をはらいながらも、ソヴェート政府は個人農形式の土地利用をつづける勤勞的農民大衆の土地への要求を満足させる必要を一時もわすれていない(第一〇條)。地主所有地の分割にたいする一般的禁止からのぞかれるのは、いろいろの理由、たとえば外国軍ないし白軍の占領の結果、農民が従来の非勤勞的利用地を占有していない場合がぜんぶである(第九條、ただし書)。

同時に、ソヴェート政權は国内戦当時、すでにのべたように、非勤勞的富農經營にたいしてはげしいダゲキをあたえ、富農から餘分の土地を没収した。

三 その後のおおくの法令で「社会主義的耕地整理に於ける規定」の根本原則はさらに發展させられてゐる。とくに、国有大企業とその連合都市ソヴェートおよび労働組合の管轄区内には多数のソフホーズがつくられた。これは都市の勤勞住民に補助するため地方の食料基地をつくる必要からうみだされたものである。

同時に、ロシア共産党(ボリシェヴィーク)第八回大会(一九一九年三月)で採択された党綱領にもとずき、個人農經營の土地利用とその生産能力を整理してかれらの生産性をたかめるための政策体

系がおこなわれている。

ロシア共産党（ボリシェヴィーク）第八回大会の決定を実施するにあたり、一九一九年と一九二〇年に個人農経営の土地利用を統制するおおくの法令と布告がだされた。

さいしよにだされたのが農業人民委員会の布告「個々の村落共同体、村およびその他の農業団体における分有地の生産の順序について（一九一九年法令集、第三六集、三六二ページ）であり、のちに一九二〇年の人民委員会議の指令「土地再分割について」（一九二〇年法令集、第三五集、一七〇ページ）がある。この指令ではつぎのことがしめされている。「たびたびの不経済な土地再分割は、かならず農業生産力の低下をともなうのであり、……個々の農業経営に経営のための労働支出について不信をつくりだす。この指令によると、完全な再分割がゆるされるのは三回播種循環以後のことであり、それも地区土地部の許可があつた場合にかぎられる（第三條）。——完全な再分割の間におこなう部分的な再分割はひじょうに制限されている。勤勞的土地占有者が、かれらが正当に、善意をもつて耕作した地片を再分割にあつて優先的にもろく権利がつくられ（第一一條）、正当な土地耕作から除外されている土地については、つづいて利用する権利がなされる（第一〇條）。これによつて指令は勤勞的個人農的土地利用をあるテイド安定したものにしようとした。

全国中央執行委員会と人民委員会議の一九二〇年のべつな指令「勤勞的經營における土地占有キボの擴大について」（一九二〇年法令集、第五二集、二二六ページ）は、任意の形（組合的、フートル

的、オトループ的）で集約的農業をおこなう勤勞的農民層のために「土地社会化について」と「社会主義的耕地整理にかんする規定」という法律で定められた土地分配限界基準をハイ止した。これは生産力のたかい勤勞的個人農業を鼓舞するためである。

第三節 国民經濟再建にかんする平和的工作にうつる時期の農業法

（一九二二—一九二五年）

一 食料徴発から食料税にうつることについてのロシア共産党（ボリシェヴィーク）第十回大会（一九二二年三月）の決定と、この布告にもとずいてだされた一九二二年三月二十一日の全国中央執行委員会の指令「食料および原料の徴発と現物税との交替について」（一九二二年法令集、第二六集、一四七ページ）はソヴェート農業法の歴史にあたらしいページをつくつた。

新經濟政策のはじめ、国内の生産力はひじょうにさがつていた。この段階での農業の向上は、レーニンが第八回全国ソヴェート大会（一九二〇年十二月）とロシア共産党（ボリシェヴィーク）第十回大会（一九二二年三月）でシテキしたように、強力な大工業がなく、農業の機械化、農業の社会主義的再建のただひとつのキョウコな基礎がホシヨウされていなかぎり、主として勤勞的個人農經營のワク内だけで実現することができた。だから当時レーニンは「……いまは個人農經營にたいし實際的援助手段をとるべきとだキョウウチヨウしたのである（レーニン、全集、第二六卷五三ページ）。

する法律（一九二二年法令集、第三六集、四二六ページ）を採択した。これはそののちほとんど無修正で土地法典にいれられた。

ロシア社会主義共和国連邦の土地法典は、一九二二年十月三十日召集された全国中央執行委員会第九回第四会期で確認され、一九二二年十二月一日実施された。

土地法典（ロシア社会主義共和国のほかの法典とおなじように）を実施するにあたり、第九回全国中央執行委員会第四会期は全国中央執行委員会幹部会にたいし、加盟ソヴェート各共和国政府にその国内でもこの法典を実施するよう友誼的な提案をすることを委任した。この提案はうけいれた。こうして各加盟共和国で、ロシア社会主義共和国連邦の土地法典がだされた。

こうして、一九二二年十一月二十九日にウクライナ土地法典が採択され、すこしおくれでガルジヤ土地法典が採択され（一九二四年五月十五日）、一九二五年二月二十四日には白ロシア土地法典が確認された、等々。

二 土地法典の根本的任務は安定した勤勞的土地占有権を土地固有より生ずる権利として確実し、個人農經營の土地占有当時はやむをえない農業經營形式を法律的に統制することであつた。当時のいづさいの法律とおなじように、土地法典は社会主義と資本主義との間の歴史的な競争のなかで社会主義の勝利をホシヨウする武器であつた。

このように土地法典はまず第一に農業における社会主義的建設の基礎——土地固有の不動性を強化した。社会主義的土地法のもとでも重要な制度である土地固有制度は、土地法典のなかでさらに正確

だが、農民的經營の再建と強化とは、農民的土地利用の安定をホシヨウしないかぎり考えられない。安定した農民的土地利用をつくりだす手段は、さきにしめしたように、すでに国内戦の時期にとられたが、当時の條件のもとでこれはテツタイ的に実施されなかつた。一九二二年三月二十三日に召集された全国中央執行委員会第二会期は一九二〇年の土地再分割にかんする指令（上のべた）——これはじつさい上再分割を制限していた——をダンコとして遂行することが確認され、地主その他の非勤勞的土地所有をなくしたとき占有した土地にたいする勤勞的土地占有者の権利をいそいで法律化するものが要求された。

一九二二年十二月にひらかれた第九回全国ソヴェート大会は土地法を新經濟政策の諸原則にかんげんに適応させるために「この法律を歴然とした、明白な、各土地所有者の理解できる土地法令集をかえる」ために土地法ぜんたいを再検討する必然があるとシテキした。すなわち土地法典制定にかんする問題がだされた（一九二二年法令集、第四集、四一ページ、第一部、第八節をみよ）。確乎とした土地固有のもとで農民的勤勞的土地所有を安定させることと同時に第九回大会は土地占有の形式——組合的、共同体的、オトループ的、フートル的のものあるいは農民的經營から組合的土地占有制度に自発的にうつつてゆくというレーニンの原則に應じて混合的なもの——を自由にえらぶことをホシヨウすることが第一の任務だとみなした。

土地法典制定の仕事がおわらない以前に、全国中央執行委員会第九回第三会期は一九二二年五月二十二日に「勤勞的土地占有にかん

にされ、発展させられたのである。土地法典の「根本的規定」は土地、地下埋蔵物、河海湖沼および森林にたいする私有の永遠のハイ止」を確認し(第一條)、いつさいの土地譲渡の取引を嚴罰によつて原則的に禁止し(第二六條)、ロシア社会主義共和国連邦の境内にある土地はいつさい「勞農國家の財産」であると宣言している(第二條)。

勤勞的土地占有権を規定するにあつて、土地法典はこの權利のしかるべき安定性をホシヨウすると同時に、その全内容によつて、勤勞的土地占有にあてられた土地の富農層による利用を規定し、資本主義的要素の成長と強化の可能性をみとめず、またこの要素の制限とアツバクとを助長し、農業再建を土台としてさらに社会主義的農業にうつる地盤をジュンビしている。

農業用に土地を占有する權利はロシア社会主義共和国連邦の市民で、「土地を自力で耕作したいとねがつて」(第九條)いつさいのものにあたえられる(性、信教、国籍の差別はない)。勤勞的經營にたいしては、いつさいの農具、建物、種子および一般に土地占有者の利用する土地片と結合するいつさいのものは占有者のものである(第二五條)。だが、しかるべき許可なしに土地を農業外の生産部門および生産に転換することはゆるされない(第三條)。

勤勞的經營にたいしては無期限の土地占有、すなわち法律に止められた原則(第一一條)にもとずいてのみハイ止されるような占有の權利がホシヨウされる。これら原則をのこらずかぞえあげると——自発的な土地放棄、獨立經營のカンゼンハイ止、カンゼンな移住、死滅、裁判による占有権のヘクダツ、國家および共同体の必要にも

とすく土地收用である(第一八條)。この場合つぎのことがしめされている。——國家および共同体の必要にもとずいて土地を收用する場合、收用地のかえ地はべつな場所の土地があたえられ、(土地占有者の損害は賠償される(第二三條))。

各郷、各村でさらに土地を均分することは禁止されている(第一四二條)。土地組合では恒常的な勤勞的土地占有として、事実上の勤勞的占有のもとにあり、法律上かれらにあたえられている土地面積がホシヨウされている(第一四一條)。

さいごに、勤勞的土地占有の安定性を強化し、土地法關係の分野での社会主義的合法則をホシヨウするために、本質的な意義をもつているのは土地紛争審理制度の詳細な法律制定であつた。特別な機關——土地委員会がつくられ、その専門的な権限は耕地整理にあつてうまいたいつさいの紛争、および土地占有権にかんするいつさいの紛争の審理であつた(くわしくは、あとの第七章、第二節をみよ)。

三 土地法典ではじめて土地組合制度の法律的規定が、くわしくしめされた。

土地組合とは耕地を共同占有している農家の全体であると規定されている(第四三條)。農業コレクティブとは成人農業労働人員が一五名以下の土地組合である(第四二條、ただし書、二)。

土地組合は土地法典によつてあたらしくつくられたものではない。法典はすでに存在していた勤勞的土地占有者の土地組合もみとめ、その法規をさだめ、それを富農が利用するのに制限をくわえ、勤勞的農民層の利益をホシヨウしたのである。個人農經營が支配

いる(第三〇條)。

土地組合は全体として土地占有形式を自由にえらぶが、これを補足するのが各農家の組合脱退権である。——共同体的土地利用制度のもとでは、脱退は全般的割替えのときにゆるされる、だが組合全農家の五分の一の場合は、全般的割替えの間でもゆるされる。この場合、土地組合内の脱退メンバーと残留メンバー間の土地分配(いわゆる組合からの「分與」)にかんする明確な原理は、前者の權利と利益を後者のとおなじようにカンゼンにホシヨウしている。

四 土地法典で農家にかんする法規をさだめ、農家内の家族間の關係を規制したが、これは大きな意義をもつた、これは初期のソヴェート土地法になかつたものである。歴史的につくられたこの個人農經營方式の存在は土地法典によつてみとめられた。

土地法典は農家をいつしよに農業をいとなむ人たちの家族的、労働統一体であると規定している(第六五條)。だが、この場合、ソヴェート法はここでもまつたくあたらしい法律關係をつくりだし、この家族的、労働統一体内の家長的アツバクをなくし、性、年齢、家族内の滞在期間に關係なく、家族員全体にカンゼンな平等をうちたてた。土地法典は「家長」を独裁的な家の所有者から家の代表者にかえた。これは家族員の要求があり、村ソヴェートのしかるべき決定があつたのち、郷執行委員会の判定があればいつでも同じ家族の別な人がかわることができるのである。土地法典のおおくの規定は農家の財産上の完全さを維持するようにつくられている。——とくに、家族員ないし家長が個人的な必要のため家の財産を抵当にいて、借金をすることはゆるされない。

していたあいだは、土地組合は、農民層にとつて慣習的なものであるばかりでなく、村ソヴェートおよび土地關係機關がわの指導をたすける經營統一のソシキ形式であつた。だから、土地組合制度はどんな土地占有制度が比較的普及しているか、共同体的なものか、分有地的なものかということに無關係に、全加盟ソヴェート共和国の土地法典にいられたのである。ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国では、農家が土地組合にはいらなくても勤勞的土地占有権の行使はゆるされている(第一〇條)、——じつさい上、これはまれな例外であつた。二三の共和国、たとえば、ウクライナ社会主義ソヴェート共和国では、「土地にたいする權利は土地組合にはいつた場合にかぎり行使できる」ときめられている(ウクライナ社会主義ソヴェート共和国土地法典、第一〇條)。

土地組合は國家にたいしじぶんが占有する地面の正しい、合目的な利用について責任をおつている。土地組合は土地占有の順序再分割、耕作の順序と、家畜の飼育、耕地整理の実施についての問題をソシキ的に解決し、共有物を管理する、等々。

各土地組合には任意の土地占有様式をえらぶ權利がみとめられている。——(イ)共同体的様式、——これは土地組合にはいつている農家のあいだで定期的に分割替えがおこなわれる、(ロ)分割地的様式、——これは土地組合の各メンバーはいつも同一の分割地(地條的、オトループ的ないしはフートル的)を占有し、割替えはおこなわれない、(ハ)組合的様式、——これは土地占有者は農業コミュニティ、アルテリないし土地共同耕作組合である、さいごに、(ニ)混合的様式、——これは各種の地面の各種の土地占有制度がつくられて

家を安定した生産細胞として維持するため、土地法典は経営細分化をおさえる手段について特別法規をつくり、この趣旨にそつて、分家も規制している。分家がゆるされるのは分家した家族員がかれらにわけられた土地であらしく農業経営をいとなめる可能性がある場合にかぎられる。分割にあつて土地法典の法規をやぶらないようにするため、いつさいの分割は郷執行委員会に登記する義務があり、登記がないと無効とみなされる。

五 例外として、——はつきりとその場合を列挙しているが——土地法典は勤労的経営にたいし、土地の「勤労的貸の時」一時的な土地占有権の譲渡をゆるしている、もつともこの経営は自然的な災害（不作、火事など）が、死亡、病氣ないし家族員のm員のため労働力が不足して、一時的に力をよわくしたものである。貸つけの期間は六年をこえられない。貸つけ地は、自家労働力で、借入労働力をつかわずに耕作する義務があつた。貸つけ契約は村ソヴェートないし郷執行委員会に登記する義務があつた。このように、勤労的経営が一時的災害によつて崩壊するのを予防するためにゆるされた勤労的貸つけは、富農層が土地所有をくつがえし、勤労的農民層をサクシュするため利用できないような手段がとられた。

おなじような意味をもつていたのが、土地法典で定められた勤労的農業経営における補助的借入労働の条件にかんする特別の規定である。補助的借入労働がゆるされるのは、借入労働によつてその経営がサクシュ的性格ではなくて勤労的性格を維持する場合にかぎられ、経営の力が一時的によつたため、いそぎの農業作業がまにあわない場合にかぎられる。

六 耕地整理の正しいソシキと耕地整理の実施にあつてのもつともゲンカクな社会主義法の循守——これは土地法関係安定のもつとも重要な前提である。

国内戦當時の法律では、耕地整理の仕事は土地機関の提議にもとずき、まず社会主義的諸企業の出出によつておこなわれねばならなかつた。當時の耕地整理は社会主義的企業の地域をソシキすることがその第一の任務であつたのだから。

土地法典によると、耕地整理の仕事は、原則として、土地機関の提案によつてなされるのではなくて、その関係方面のアツセンによつてなされるのである。土地機関の提案にもとずいて耕地整理が実施されるのは、特別な用途をもつ土地ゾンドをつくり、または改修する場合、および土地占有のもとに有害な欠点をなくする場合にかぎられる（第一六八條）。耕地整理の任務そのものについては、土地法典で「現在の土地占有の整理と土地にたいする権利および経営技術上の目的にかなつた土地占有の新設」とさだめられている（第一六五條）。この場合、耕地整理の法的規定は、支配的な形である個人農的、勤労的土占有の現存諸関係の安定をホシヨウしながらも社会主義的農業への移行の地盤をつくり、それをシゲキする方向にむけられている。

七 社会主義的土地法である土地法典は、当時としてはきわめてソウワヤイに社会主義的土地占有形式を規定し、その発展の広汎な可能性をひらいている。

この法典の特別な章が組合的土地占有制度と土地共同耕作の問題にさざげられている。

組合的土地占有制度とは、団体にはいつて各土地占有者にたいし組合の共同占有地の共同利用権をみとめられ、組合員の各人にたいしては（重要な地表すなわち耕地およびその他の地表）の地片はあたえられない制度をいうのである（第一〇三條）。組合的土地占有制度の三つの法規上の形式——土地共同耕作組合、農業アルテリおよび農業コンムーン——はつぎの点で区別される。すなわち各メソベトにあてられた割当地が確定されてしまふか（土地共同耕作組合および農業アルテリの場合）、あるいははつきりきめずにおくか（農業コンムーン）である（第一〇五條）。土地の共同耕作——組合の全耕地面積についておこなうにしても、その一部分についておこなうにしても——を「土地の耕耘、播種、收穫などの場合に労働を共同で投下し、生産手段、器具を共同利用する」ともとく規定されている（第一一二條）。これがおこなわれるのは分有地および生産用具、手段が公有になつていない場合である。

土地共同耕作をショウレイするため土地法典は土地組合にたいし少数の組合員が要求した場合でも、この少数者が土地の耕作にうつるために区分地を一カ所にあつめるように義務づけている（第一一四條）。共同耕作をされる土地はへらされない、たとい土地共有制の土地組合で共同耕作地が割替え実施にあつての割当単位によりしかるべき土地占有者の分前となる土地の面積をこす場合でもそうである（第一一五條）。

同時に、土地法典は勤労的占有の土地につくられた農業コレクティブにも土地占有形式の自由な選択権を拡大し、組合的土地占有制から共同体的、ないしは分有地的形式に逆もどりすることをゆるし

ている。それも全員ないし大多数の者の場合だけではなく、個人の場合もゆるし、土地をもつてコレクティブから脱退することをみとめている（第五九、一一二條）。だがこの規定は土地機関の直接管理する土地（勤労的占有に分配されない土地）につくられたホルホイズにはあてはまらない。この種のホルホイズでは、反対に、——もつともこれはホルホイズの大部分がそうなのだ——個々のメンバーが脱退にあつて土地を分割することはゆるされず、ホルホイズ解散の場合は土地は土地機関の直接的管理にもとされた（第一一一條の註）。

土地法典の一章がソフホリスの土地占有にさざげられている。ここでは社会主義的農業企業であるソフホリスの役割、全農業の社会化を援助するその任務、土地占有の条件などがきめられていた。

八 土地法典の一般的意義は、この土地法典が採択された一九二二年十月三十一日に召集の第九回全国中央執行委員会第四会期でおこなわれたレーニンの演説によりキョウチヨウされた（レーニン、全集、第二七巻、三一八—三一九ページ）。レーニンは土地法典を労働者、農民の同盟をホシヨウする法律とみなした、なぜならこれは土地にたいする農民層の要求を最大限度にみたすからである、同時にまたこれは一九一七年十月二十六日の指令「土地について」が宣言したソヴェート農業法の一般的原则の発展であるともみなされた。土地問題は、人口の大多数——農民人口——の生活様式建設の問題とおなじように、ソヴェート政權にとつて根本的問題であるとキョウチヨウしながら、レーニンはソヴェート国家が農民の土地要求を満足させるためたえず配慮したことをおもいおこさせ、もし

労働者、農民の同盟をさらにつよめる必要上要求されるなら、この採択された法律をひろく改正する可能性がある点に注意をうながしている。

ソヴェート同盟建設にあつて、加盟各共和国の土地法の指導的諸原則は統一させられたが、これはソ同盟建設にあたりこの條約および一九二四年一月ソ同盟ソヴェート第二回大会で確認されたソ同盟憲法でさらに発展、強化された。憲法はソ同盟の権限にふれ、それを「耕地整理および土地占有、および全領土内の地下埋藏物、森林および河海湖沼の占有にかんする一般的原则の決定」として（第一章「H」項）。

九 土地法の発展と同時に、ひろく発展したのがレーニンの協同組合計画の実現をめざす協同組合法である。農業協同組合ソシキの土台がすえられた（一九二四年八月二十二日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定、「農業協同組合について」——一九二四年ソ同盟法令集、第五集、六一ページ）。農業協同組合のもつとも重要な環とみなされたのは、各種の法規上の形式——土地共同耕作組合、農業アルテリ、農業コンムーン——で農業生産を共同でおこなうための團結であつた。

この時期の後期の土地法には農業生産力をたかめるための党および国家の配慮が反映されている。生産力をたかめるには、当分の間は主として個人農的農業経営によつておこなうことができたのである。ソ同盟第三回ソヴェート大会の決定は農民経営の向上、強化にかんする報告にもとずき、この方向にむけられたのである（一九二五年ソ同盟法令集、第三五集、二四八ページ）。

この決定の根本的な内容は勤勞的農民経営のうち優良農業経営の先導者であるものの支持し、農民層のうち貧農と中農分子とを協同組合を通して統一し、社会主義建設に参加させ、こうしてかれらを援助することである。これに應じて、ソ同盟第三回ソヴェート大会の重要地区において十カ年間に耕地整理の仕事をおえることを決定し、このため中農にはひろくクレディットをあたえ、貧農経営の耕地整理にかんする作業の金額は国庫ファンドとした。ソ同盟第三回ソヴェート大会の決定にもとずき、土地のすくない各県では固有ファンドの土地と地方的な意義をもつ森林との一部分が農民層にわたされた。大会は土地占有者に土地占有形式の自由な選択権をあたえる現行法をあくまでまもることを要求した。

同時に大会は農民層を協同組合を通して社会主義建設に参加させる政策について、広汎な綱領を意図した。

第四節 国家の社会主義的工業化のため

めの斗争期における土地法

（一九二六—一九二九年）

一 ソ同盟共産党（ボリシエヴィク）第十四回大会（一九二五年十二月）——これは周知のように、工業化の大会であつた——のち、社会主義的大工業の前代未聞の成長がはじまつた。この成長のおかげで、農業の社会主義的改造のための物質的、技術的土台がつけられはじめた。

この時期に農業は工業発展の速度からひじようにおくられていた。

農業全体の生産総額は戦前の水準をこえたにもかかわらず、農業の穀物生産額のうち、その商品部分は戦前の水準の約三七%にすぎなかつた。この事情の原因は、農業が小さいか極小のもので、国家の需要の増大を満足させる力をもたなかつたことである。「これは穀物経営の危機であつた。これにつづいてとうぜん畜産経営の危機がおこつた」（ソ同盟共産党小史、二七四ページ、邦訳、M.L.訳、三八五ページ、大雅堂版、四〇〇ページ）。

この状態からのがれることができるただひとつの方法は、大機械化された、したがつて商品性のたかい農業生産をつくることであつた。とうぜん、ボリシエヴィク党とソヴェート国家は大農業生産発展の社会主義の道——コルホースとソフホースの道をえらぶことができただけであつた。同時に農業の大量的集團化のために必要ないつさの前提がなかつた。だが、もつと急速な速度で大量的集團化の諸條件をジュンピシ、農業の社会主義的再建の政策をいまこそ実現しなければならなかつた。同時に、当時は国家に穀物を補給する上で決定的な役割をはたしていた個人農的、勤勞的、農民経営の運命にも注意をおこたつてはならなかつた。富農をコウゲキしながら、勤勞的農民経営の安定性を維持しなければならなかつた。ソフホースとコルホースの成長をはやめるために、一九二七年のはじめに、全同盟的な土地がはじめてだされている。

ソ同盟中央執行委員会と人民委員会議の一九二七年三月一六日の決定「協同経営について」（一九二七年ソ同盟法令集、第一五集、一六一ページ）は、農業の機械化とトラクター化の展開貧農と中農層の積極性の強化を土台として、協同経営が成長しはじめたのをもと

め、協同経営にたいする特惠と特権をさだめている。コルホース的占有の土地では耕地整理をできるだけ早くおわらせるための手段がとられている。固有土地財産内の土地がコルホースの永代占有にわたされた。

同時に特別な決定（全的的な）、「ソヴェート経営について」がとられ、ソヴェート経営の発展、強化をめざした（一九二七年ソ同盟法令集、第一五集、一六二ページ）。この決定によつてキョウウチヨウされた点は、ソフホースのこんどの発展はひろく勤勞的農民人口大衆の農業設備を改善するため、ソフホースを機械化された大農業企業にかえる方向をとるべきだということである。ソフホースにたいしては免税、社会保険などがおろくの特恵があたえられている。

二 根本的には一九二二年に、すなわち国民経済復興のための平和的工作にうつる各種条件のもとでつくられた土地法は、すでに社会主義的建設のあたらしい課題にカンミンに対応することはせず、さらに発展させる必要があつた。

一九二七年十月二十日ソ同盟共産党（ボリシエヴィキ）中央委員会は決定をおこない、それによつて耕地整理および土地占有にかんする全的的法律をつくるよう指示がなされた。「党活動家便覧」、一九三〇年、第七版、第一部、三七四ページ）。

この指示でソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会は「耕地整理と土地占有にかんする全的的法律をつくるにあたり、もつとたかい技術的基礎にもとずき、農業生産力を発展させ農業における社会主義建設の役割と意義をさらに強化するようハシヨウするといふ任務にシドウさるべきである」との立場をとつていふ。みぎにし

めした任務に応じて、「全ソ的法律には農民経営の大多数——貧農と中農の耕地整理と土地占有をもつともよく援助する政策をつくり同時に協同的土地占有形式の発展、農民層の協同組合化、農村の貧農層の利害ヨウゴ、サクシユ的分子成長の最大限度の制限をするようあらゆる手段をつくして援助する」。

おなじ一九二七年十二月ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第一五回大会は、農村工作にかんする同志モロトフの報告について審議し、個人農の小経営を大コレクチーフに統一、改造する任務を農村における党の根本的任務とすべきだということをまとめた。大会は農業集約化のためトゥソウウ方法について明確な指示をあたえ、「富農層にたいするコフダキをさらに発展させ、農村における資本主義の発展をカイゲンし、農民経営を社会主義の方にみちびくためのあらゆるしおおくの手段をとる」よう義務すけた（ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第一五回大会、速記録、国営図書出版所合同、一九二八年、一三二二ページ）。大会によつて特別な注意がはらわれたのは土地法改訂の問題であつた。農村における党の当面の任務を規定しながら、大会は土地占有および耕地整理にかんする全ソ的の原則をつくることに緊急だとみとめた。

一九二八年七月十一日ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十五回大会の指令を執行するにあたり、ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）中央委員会幹部会は同志カリーニンの報告にもとずき決議「あたらしい（穀物）ソフホースのソシキについて」を採択した（ソ同盟共産党ボリシエヴィーク）大会および会議決議決定集、第二部、党出版所、一九三六年、二八八ページ）。幹部会は四一五年間に

成功しなかつた。「土地占有と耕地整理にかんする一般原則」が全ソ的法律としてつくられたが、これは党の一般の方針をカンセンに反映し、一九二八年十二月十五日ソ同盟中央執行委員会第四回召集第四会期で採択された（一九二八年ソ同盟法令集、第六九集、六四二ページ）。

この法律の「根本的規定」では、土地国有が全ソ的的土地制度の土台であり、農業における社会主義的建設の可能性をホシヨウするものであるとさだめられている。耕地的土地国有権はソヴェート同盟にたいしてみとめられている（第一條）、ソ同盟は全ソ的的土地法の実施を一般にカン視し、全ソ的の機関、企業およびソシキにわりあてられた土地を管理するのである。加盟共和国にたいしては、のこりのいつさいの土地にかんする全般的管理権、共和国内の土地占有および耕地整理の統制権があたえられている。ただし、全ソ的企業および移民にあたえられた土地をのぞく。

この法律では農業における社会主義建設強化の任務がするどくキヨウチヨウされている。

土地にたいする勤労者の権利をきめるにあたり、農業コレクチーフが勤労的占有のために土地を優先的にうけとる権利がさだめられている（第七條）。法律は特別の篇（V）「協同的土地占有およびほかの組合的土地占有形式のショウレイ策について」をふくんでいる。この法律はホルホーズにたいする單一農業税の免除をさだめ、ホルホーズにたいするクレディットおよび生産手段のホシヨウにかんする特惠をさだめ、ホルホーズにたいし以前それが国有土地財産からかりていた土地を勤労的占有にかえさせ、ホルホーズの占有する土

シア社会主義連ソヴェート共和国とウクライナに穀物を生産するあたらしい大ソフホースをソシキし、そして第一回五カ年計画のおわりにその商品穀物年産額を一億ブードにするよう決定した。

あたらしい大ソフホースは「穀物工場」にだけなるべきでなく、農民の農業を集約化する強力なテコともなるべきであつた（そしてそうなつた）。この決定を執行するにあたり、ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）中央委員会幹部会は一九二八年十月二十日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国全国中央執行委員会および人民委員会の決定により、穀物ソフホース用として二百六二万ヘクタールの土地をわりあてた。

農村の社会主義的改造のための計画的トゥソウウのソシキ、富農層にたいするダンゴとしたコウダキは国内の資本主義的分子からきちがいじみたテイコウをうけた。

土地法の領域では、このテイコウは、一九二七年十月二十日のソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）中央執行委員会および第十五回大会の全ソ的的土地法制定にかんする指示にたいする資本主義的復古分子のトゥソウウに反映された。ボウガイ者は土地国有の原則をコウダキし、全ソ的的土地法發布に反対した、この点についてはブルジョアの国家主義者たちは、とくに熱心で、土地を「篤農」、すなわち富農にホシヨウし、富農にたいし貸付け地と傭人労働力をひろく利用する可能性をあたえようとした。富農のために中農的勤労経営には分不相応な農業技術をのこし、かれらは富農にダダキをあたえる新土地法の發布をおさえようと努力した。

三 ブルジョアの復古主義者とブルジョアの国家主義者の陰謀は

地で番外の耕地整理をおこない、国庫フタンで耕地整理の仕事をおこなうようきめている（第三〇條）。

この法律の特別な篇が国管農場にあてられている。ソフホースは国管大農業企業とさだめられており、それは農業における社会主義発展のひとつの土台である、——それは優良な経営の手法、ソドウ、その技術上、栽培上の手段によつて農民層を援助し、それによつて農業の成長、その協同組合化と集約化をたすけねばならない（第三五條）。ソフホースは農業の社会主義的改革の事業でそれにおわされた任務をはたす助けとなるおおくの特惠をうけている。

勤労的土地占有者の土地にたいする権利と義務——これは加盟各共和国の土地法典で定められている——を確認しながらも、「土地占有および耕地整理にかんする一般原則は、農業コレクチーフとともに、貧農、中農の土地のない、または土地のすくない農民層にたいしても土地すくのない農民層にたいしても土地を勤労的占有する特権をさだめている、——この場合、かれらには最良の立地のよい土地をもろう権利がみとめられている（第八條）。

同時に「土地占有および耕地整理の一般原則」は農村における資本主義的分子にたいする制限を強化するおおくの法規をふくんでいる。センキヨ権をなくした人物に土地を保有させるのは、一番さいごにかぎられる。富農経営からオートールとフリートルをつくる可能性は制限されている。富農層のリヤクダツ的な努力を制限するため、期限前に割替えをすることはゆるされる。法律は土地組合の事業内での村ソヴェートの指導的役割をつよめ、選挙権をなくした富農から土地組合總會での投票権をうばい、この組合の農業にはその

労働で参加しているが、独立経営をいとなんでいない作男、牧童およびほかの人物を組合員としてみとめ土地組合の事業におけるプロレタリアの勢力をつよめている。土地貸つけにたいする村ソヴェートの統制は強化される——村ソヴェートにたいしては土地貸つけの条件が力のよわい農民層にとつて借金フレイ的なものである場合、また土地が富農経営にかしつけられる場合、貸つけ契約の登記をうけつけないよう義務づけられている。第四〇條「イ」および「ロ」項。また労働法典を富農経営の傭入労働者にも適用して、作男を富農のサク取からまもる点が強化されている。

全体として、一九二八年の「土地占有および耕地整理にかんする一般原則」は個人経営の法律関係を統制する諸法規と社会主義農業の直接的な創設をめざす諸法規との相互関係と比重の点で、一九二二年のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国「の土地法典と本質的にちがっている。後者（社会主義農業の直接的な創設をめざす諸法規）は「一般原則」で支配的な位置をしめしている。土地法典とはちがって、これら法規はソヴェート政権農業政策の新段階に応じて「一般原則」では前景にあらわれている。

四 国家の社会主義的工業化のためのトゥソウ期における土地法は、農業部面の土地関係に主として注意をむけ、農業の社会主義的改造にうつるのに好つごうな条件をホシヨウしながら、国民経済のほかの部門の土地関係をも統制している。

一九二八年十月十五日の「ソ同盟の土地占有および耕地整理にかんする一般原則」は、農村における土地関係の統制をその任務とする法規をふくむだけではない。みじかい篇（第十篇と第十一篇）で

コルホースを援助、指導するための機械、トラクター配給所の設置、さいごに、農民層を共同経営にならしてゆく農業生産協同組合の発達——これらすべてのことは中農のコルホース参加の転期をつくつた。「貧農につづいて中農大衆もコルホースにはいつてきた」（一九二九年ソ同盟共産党（ボリシェヴィク）中央委員会十一月幹部会決定をみよ）。

全面的集団化を土台とする階級としての富農一掃の政策への移行は、富農にたいする農民の大众的トゥソウによつて支持された。農民たちは、富農から土地をとりあげ、かれらの財産を没収したうえソヴェート政権にたいし富農のタイホと追放を要求した。

「これは——ソ同盟共産党小党史がしめしているように——きわめて深刻な社会変革であり、社会のふるい質的狀態からあたらしい質的狀態への飛躍、その結果からみて一九一七年の革命的変革にヒツテキするものであつた」（一九一一年、邦訳、M.L版、四一〇ページ）。

ソ同盟中央執行委員会と人民委員会議は一九三〇年二月一日法律「全面的集団化の地域において農業の社会主義的改革を強化し、富農層とトゥソウする手段について」を採択した（一九三〇年ソ同盟法令集、第九集、一〇五ページ）。この法律はソヴェート土地法の発展上であたらしい段階をひらいている。この法律は、自治共和国の州（地方）執行委員会および州にたいし、全面的集団化の地域において富農層とのトゥソウに必要な手段は、富農の財産のカンセンな没収、各地区、地方（州）からの追放にいたるまでいつさいおこなう権利をあたえ、全面的集団化の各地区でおこなわれている土地法

「一般原則」は特殊用土地と都市の土地の法律制度をさだめている。これは発展する社会主義工業のかたい土台をつくるため、また都市の発展のためとした重要であつた。

「一般原則」とならんで、一九二六年から一九二九年にかけて、各種の農業用外の土地（国防上の土地、運輸にあてられた土地、鉱山の発掘に必要な土地にかんする鉱山規定など）の法律制度にかんする全ソ同盟の特別法がおおくだされた。国家の社会主義的工業化のためのトゥソウでめだつた位置をしめているのは一九二九年三月四日の共和国法律（ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国）——すなわち、国家および公共の必要による土地收用にかんする規定（一九二九年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第二四集二四八ページである）。

第五節 農業の全面的集団化の時期における農業法

（一九三〇—一九三四年）

一 一九二九年と一九三〇年——これは全面的集団化とそれを土台とした階級としての富農層の一掃にうつる年である。この時期は党と政府との従来の全政策によつてジュンピされた。土地固有の不動性のためにたゆまなく、テツテイ的におこなわれたトゥソウ、富農層とのダンコとしたトゥソウ、農業をトラクターと農業機関で裝備させる可能性をつくりだした社会主義的工業化の急速な速度、社会主義的大農経営の優越をはつきりとしめしたソフホースの強化、

に根本的な修正をくわえた。それは全面的集団化の地域で富農から土地占有権をうばい、この地区では土地の勤勞的貸つけおよび傭入勞力使用にかんする法律をハイ止した。

やがて加盟共和国の法律はとくに個人農経営のための土地法制度——土地組合をハイ止したロシア社会主義連邦ソヴェート共和国全中央執行委員会および人民委員会議の一九三〇年七月三十日づけの決定「全面的集団化の地域における土地組合のハイ止について」——一九三〇年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第五一條、六一一ページ。大部分の農民が社会化された土地集団における集団農業にうつるような諸条件のなかでは、個人農的土地占有者のソシキである土地組合は不用となつた。

耕地整理の任務が決定的にかわつてゆく、——個人農経営の耕地整理は禁止され、耕地整理機関の全力はあたらしくつくられた集団農業とソフホースにむけられる。

個人農経営の安定性を強化することは根本的任務でなくなつた。あたらしい時期の土地法の決定的な任務となつたものは農業の集団化にたいする援助である。だが、一九三〇年の法律は個人農のおくられた、まだ多数にのぼる経営が国民経済にたいしてもつ意義の過少評價とたたかっている。法律「個人農経営における播種面積擴張援助策について」（一九三〇年ソ同盟法令集、第二四集、二五四ページ）はあらゆる国家機関にたいして個人農が播種計画をはたすようたえず配慮することを要求し、個人農に優良地があたえられる場合にかれらに不良地をあたえることを禁止しており、また個人農にたいしては国家の播種計画に応じてかれらの占有する土地を利用する

より義務付けている。

二 いまとりあげている時期に土地法の領域で前景にあらわれるのは、コルホーズ的土地占有制度である。コルホーズ的、社会主義的土地占有の根本規定は農業アルテリ定款範例であたえられている。これはソヴェート同盟コルホーズ本部で採択され、ソ同盟農業人民委員会とソ同盟中央執行委員会が一九三〇年三月一日シヨウコとしたものである（一九三〇年ソ同盟法令集、第二四集、二五五ページ）。

コルホーズにはいる農民は、自発的に個人的土地占有を社会主義的、集团的占有にかえる。一九三〇年の定款範例の第三篇「土地について」は「アルテリ員の分地を区劃するいつさいの境界はなくされいつさいの分有耕地はひとつの土地集團にあつて、これはアルテリの集團占有となる」とさだめられている（第二條）。もとの個人農的勤勞的土地占有の境界線のハイ止は、コルホーズに入つた農民がいままでもつていた個人農的的土地占有のハイ止を意味する。こゝろしてつくられたコルホーズの土地占有集團は、さらに社会主義的土地占有集團として強化される。「アルテリの單一土地集團はどんなことがあろうとも減少させなくてはならない」（第三條）。社会主義的土地占有の法律的本質はコルホーズ員がコルホーズのものとして確定された土地集團のうちなんらかの分前を要求する権利をみとめない。また一九三〇年の農業アルテリの定款はアルテリの土地面積をギセイにしてアルテリ員に土地を分割することを原則として禁止している。

庭園地（菜園、庭など）については、それはコルホーズの農

家の個人的副業用として個人的占有のままにのこされる（第一條）。
三 社会主義的コルホーズ的土地占有の根本原則が定款にあらわれ、確認されたのち、土地法のもつとも重要な任務は、コルホーズ的土地占有の強固さをハシウヨウすることであつた。

場所によつては、コルホーズの土地をきりとつてソフホースにわけたり、地方機関がかつてにコルホース間の境界をかえたり行政処分ですれを大きくしたり、ちいさくするようなことがあつた。これらいつさいのことは、コルホーズから、じぶんにあたえられた土地はとりあげられないという確信をうばい、土地耕作をわるくし、コルホーズのソシキ的經營的強化をジヤマした。

ソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の一九三二年九月三日の決定「コルホーズのキヨウ固な土地占有の創設について」一九三二年ソ同盟法令集、第六六集、三八八ページ）はこのあたえられた任務も解決することができた。この決定は各コルホーズに現存の（決定発表の当時の）境界で土地をさだめ、以後コルホーズ間で土地の再分割を禁止し、コルホーズの土地をきりとつてソフホースまたは別のコルホーズにわけける順序、コルホーズの拡張ないし減少に応じてその境界をかえる順序をきめた。この決定はコルホーズ制度をつよめるうえで大きな役割をはたした。

そのつぎの時期、社会主義社会の建設の完成とスターリン憲法実施の時期に、土地法はあたらしいもつとたかい発展段階に達する。まず第二回コルホーズ突撃隊員大会で採択され、一九三五年二月十七日ソ同盟人民委員会議とソ同盟共産党（ボリスエヴィク）

中央執行委員会によつて確認された農業アルテリのスターリン定款で、のちには一九三六年のスターリン憲法で。

社会主義社会の土地法の根本原則は社会主義国家の基本法「スターリン憲法」にふくまれている。これは——土地国有制であり（第六條）、コルホーズ的土地占有制である（第八條）。

ソ同盟の基本法によつて確定されたこのカナメ石ともいふべき制度にもとずいて、勝利にかがやく社会主義の国の現行土地法がつくられている。——この説明には本書の以下各章があてられている。

第四章 独占的な社会主義的土地國有権

第一節 独占的な社会主義的土地國有権の一般的性格。

第二節 國有権の対象である單一土地フォンド

第三節 排他的土地國有権の内容

第四節 單一國有土地フォンドの管理原則

第五節 土地占有権の一般的性格

第六節 國家および公共の必要による土地收用の條件と順序

第七節 土地國有の不動性の保全

第一節 独占的な社会主義的土地国有権の 一般的性格

土地の国有——これは同盟土地制度の土台である。土地国有の法律的表现は排他的国有土地財産である。土地に応じて、この国有制度はほかの物件にたいする国有とちがうおおくのトクチャウをもっている。

一、土地国有権は、森林、地下埋蔵物および河海湖沼の国有権とおなじように、——これは社会主義国家の排他的権利である。土地、その地下埋蔵物、森林と河海湖沼は、国家にだけ所屬する財産の對象である。このことが意味するのは、これらのものが国家以外のいかなるもの——個々の市民、協同組合およびほかの公共機關の所有権に所屬することのできないということである。これらの主体はただ占有権の對象としてだけ土地をもつことができる。この規定は十月社会主義革命のさいしよの日からソヴェート法によつてテアタイ的に行なわれている。

すでにさいしよの布告、一九一七年十月二十六日の「土地について」とその附録となつて「土地にかんする農民の註文」（一九一七年法令集、第一集、三ページ）は消極的な形でこの意見をあらわしているだけではなく、「地主の土地財産はただちに無償沒收される」（布告第一條）、「土地私有権は永久にハイ止される」（註文、第一條）——積極的な形であらわしている——「土地はすべて……無償で沒收され、全人民の財産とされ」（註文、第一條）。一般

人民の土地ファンドにいられる」（註文、第八條）。一九一八年一月十二（二十五）日の「勤勞被搾取人民の權利宣言」（一九一八年法令集、第一五集、二一五ページ）はあたらしい土地制度の基をかためた。「土地私有はハイ止され、いつさいの土地ファンドは一般人民の財産として宣言され、平等な土地占有の原則にもとづいて無償で勤勞者にあたえられる。……国家的な意義をもつていつさいの森林、地下埋蔵物および河海湖沼は、いつさいの家畜および道具、模範農場および農業企業は国民の財産として宣言される」（第一條）。一九二二年のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典は（ほかの加盟共和国の土地法典とおなじように）、「ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の領土内にある土地はすべて、それがだれの管理内におかれようと、労働国家の財産である」ということから出発した。ソ同盟憲法がつくられたのち一九二五年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国はつぎのように規定した。「いつさいの土地、森林、地下埋蔵物、河海湖沼は、ソ同盟の特殊法とロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の最高機關によつてきめられた原則にもとめずき、労働国家の財産をなしている」（第一五條）。

土地国有権の排他性は、一九二二年の民法でもつと根本的にキョウウチョウウされている。「土地、地下埋蔵物、森林、河海湖沼は……排他的に国家の財産となりうる」（第五三條）。このような根本的な形でこの規定は一九二八年のソ同盟の「土地占有と耕地整理の一般原則」（一九二八年ソ同盟法令集、第六九集、六四四ページ）にあらわされている。「ソ同盟の土地制度の基は、農業における社会主義建設の可能性、および基本的農民大衆——貧農と中農の

利益にたつての耕地整理の実施と土地占有のソシキをハシヨウするものであるが、それは土地の国有、すなわち土地私有の永遠のハイ止と土地にたいするソ同盟の排他的固有の樹立である(第一條)。

さいごに、スターリン憲法はつぎのようにしめしている。——「土地、その地下埋蔵物、河海湖沼、森林……は国家の所有すなわち全人民の財産である」(第六條)。

二、排他的土地国有権からつぎのことがでてくる。——ソヴェート土地制度ではどんな「所有者のない」土地もありえない、ソ同盟の領土内の地表は、その森林、地下埋蔵物および河海湖沼とともに、ソヴェート国家という「所有者」をもつてゐる。いかなるものにもせよ人のすまない地片(人のすんでいない、所有されていない、まで占有されていない土地の地片)は「無所有」ではなく、国家のしらないうちに、またその承認なしに、だれかの所有になることはない。すでに所有されている地片は、けつして無所有となることはない。ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典ではだれも利用してない、だれのものともなつてない、人のすまない空地を勤勞的占有することについて規定しているが(第一四、一六、一九八條)、この占有はさきの原則をやぶるものではない。第一に、勤勞的占有地制度——これは土地所有権ではなくて、ただ土地利用権を規定する制度であつた。第二に、占有地構成のゆるされる地区は国家じしんによつて、農業人員委員を通じて決定された。第三に、占有地構成のゆるされた地方では、占有地の土地の占有は土地機關があらかじめ許可しなくてもみとめられるけれども、一カ年の期間内には占有した占有地の登記をする義務があり、そうしない場合は

合占有地は無効とみなされる(一九二二年六月二日ロシア社会主義連邦ソヴェート共和農業人民委員が決定した永久的な農業利用のための土地占有にかんする規約(第九條)。

三、土地国有権の排他性は、森林、地下埋蔵物および河海湖沼の場合とおなじようにこれらいつさいの物件を譲渡できないものとしてゐる。ソヴェート同盟では、行政機關には国有のいかなる土地も譲渡する権利はあたえられていない。それだけでなく、この権利は共同、組合、コルホーズの各ソシキおよび各市民にはあたえられず、これらは土地利用者にすぎず、土地所有者ではない。ソヴェートの土地法では、国内關係については土地の(所有者からの)「譲渡」制度は適用されない。ソヴェート土地法のしつてゐるのは、土地利用者から国家が「土地没収」する制度だけである。ソヴェート土地法では鉄道、砂利の鋪装しない道路、カンガイ用水路網などにつかう「区劃地帯」だけがある。

だから所有権の根本的要因のひとつである処分権——所有権そのものをたの主体に譲渡することにより、所有物件を割譲する権限という意味——は社会主義的土地国有権をトクチョウするものではなく、また一般の売買から除外されなかった物件にたいする国有権と区別されるソヴェート土地法制度では適用されない。

かりにわれわれの土地法があれこれの國家機關たとえば、土地法典第四條、「一九二八年ソ同盟の土地利用および耕地整理にかんする一般原則」第二條、「ロ」項の権限に処分権という表現をつかう場合、この処分というのはけつして土地の分譲権のことではない。この表現はこの法律では民法上の意味でつかわれているのでは

なくて、行政法上の意味でつかわれており、——國家行政機關の処分機能が考えられているのである(くわしくは、第三節、第一項をみよ)。

土地所有権譲渡にかんするいかなる取引も無條件に、原則的に禁止することは、大十月社会主義革命のさいしよの日からいつさいのソヴェート土地法を赤い糸となつてつらぬいてゐる。

土地取引禁止の列挙は、おおくのソヴェート土地法の重要な法令で、そのさいしよから、ほとんどおなじ條文でくりかえされてゐる。この列挙は、有價の土地譲渡(売買、交換)も無價の譲渡(寄贈、遺産)も、また債務者の不正な場合の譲渡権と關係をもつ土地のタイトウいれも、いつさいの取引をふくんでゐる。

「……土地はうることも、かうことも、かすことも、あるいはタイトウにいれることも、またなんらかの方法で譲渡することもできない」(「土地にかんする農民の註文」、一九二七年二十六日の布告「土地について」の附録、第二十七條)。「土地固有の原則を公然、あるいは隠然の形でやぶるいつさいの取引(売買、タイトウ、寄贈、土地の遺産、勝手な法律に反する土地交換など)は無効である。……」(一九二八年ソ同盟土地利用および耕地整理にかんする一般原則、第一條)。

すべてのブルジョア國家で土地譲渡を土台にし、それをハシヨウするために発展させられた法律制度——いわゆる「資産台帳」制、不動産タイトウ貸つけ銀行制度(土地のタイトウ)——は、すべてプロレタリアートが政權をとつたそのさいしよの日以來ソヴェート法制度にはまつたくないものである。

四、土地投機をさけるため、わが法律は土地利用権の譲渡を異常に制限してゐる。

おおくの重要な土地法令のなかで、土地譲渡取引の禁止とならんと土地を一時的に金をとつて利用させる貸つけ取引いつさい禁止している(たとへば、一九一七年十月二十六日の「土地にかんする農民の註文」第一條)。一九三七年いらいソヴェート法ではいつさいの農業用地の貸つけはカンセンに禁止されてゐる(一九三七年六月四日ソ同盟中央執行委員會および人民委員會の決定)。

一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国民法法典により(第二一條)、とくに土地は「個人的譲渡の對象とならえない」点がキョウチョウされてゐる。土地法關係のうえでは、利用権の一時的な譲渡——完全なものであれ、部分的なものであれ、有價のものでもあれ、無價のものでもあれ、——にかんするいつさいの取引さえも、すべての場合に不法とされている。ただその取引がいろいろの土地のいろいろの土地利用者の権限として法律により直接に規定されている場合は例外である。土地利用権の一時的譲渡さえも土地利用者の権限内にあるものと推定されない。ひじょうにまれな場合にソヴェート法は例外としてこの種の利用権の譲渡をゆるしてゐる。

五、土地は、森、地下埋蔵物、河海湖沼とおなじように、独自の基本的固有ファンデである。

ほかのいつさいの国有物とはちがつて、土地は、森林、地下埋蔵物、河海湖沼とおなじように、固有ファンデのうち貨幣上の評價のあたえられない構成部分である。いつさいの法人の定款のなかで、

土地はかならずバランシート外の項目とされ、ただ現物評価でしめされるだけである。これは原則的に法律によつて、とくに各種の国有トラストについて定められているのである（たとえば、「国有産業トラストにかんする規定」、これは一九二七年六月二十九日ソ同盟中央執行委員会および人民委員会議で確認された——一九二七年ソ同盟法令集、第三九集、三九二ページ、第一〇條をみよ）。

利用にあつてのシウモウを償却するための償却控除費にかんする法律は、すべて土地に、また森林、地下埋蔵物および河海湖沼にフェンされない。これらの物件は「自然の贈として」いかなる償却控除費も要求しない。

さいごに、無償の利用形式は、べつ々の国有物の利用とはちがつて、ソヴェート土地法制度のなかでの支配的利用形式である。社会主義国家——土地の所有者——はただ例外として利用させている土地にたいする支払いを要求するにすぎない。

六、排他的土地国有権はもつともキンミツに社会主義国家の領土的宗主権とむすびついている。

社会主義国家のその領土にたいする関係は、根本的にブルジョア国家と事情をこにしてしている。

ブルジョア国家では、領土——それは国家権力の空間上のハニイにすぎない。ブルジョア国家では領土的宗主権は、国家権力の空間である地球の一部分にたいする国家の政治支配の表現である。土地は生産手段として、またいつさいの経済活動の一定の土台として、主として、個人の、とくにサクシエ階級の私有物であり部分的には土地は集團的資本家であり、またサクシエ階級の共有機關である。

「一般原則」によると、ソ同盟は直接につぎのものを實現する、

——「(イ)この一般原則」の實施にたいする一般的な監視、(ロ)全ソの特別法によりソ同盟の諸機關、全ソの特別法によりソ同盟の諸機關全ソ的な企業およびソシキにわりあてられた土地の処分、(ハ)全ソ的な移民ファンドえの土地の分割とこのファンドの管理、(ニ)権利にたいする土地の分與、(ホ)本土土地法でしめした区劃地にかんする当該加盟共和国の處理の統制」(第二條)。

加盟共和国の權限として「一般原則」はつぎの權利をあてている、——「(イ)土地および第二條でしめした牧用にかんする一般的処分、(ロ)本「一般原則」にもとづく土地利用および耕地整理の統制、(ハ)各種の型の土地利用者に提供された土地の用途別使用にかんする監督、(ニ)本條文によつて確定されたハニイ内での加盟共和国の權利の規定」(第三條)。

土地關係規正の領域でソ同盟と加盟共和国間につくられたこの權限分タンの圖式は、根本的には現行法にもこのされてはいる。

スターリン憲法によると、ソ同盟の權限に關係のあるのは「土地利用、および地下埋蔵物、森林および河海湖沼利用にかんする根本原則の確立」である（第一四條、「レ」項）。ところで加盟共和国の憲法は「土地、地下埋蔵物、森林、河海湖沼の利用制度の確立、を加盟共和国の權限とみなしている（ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国憲法、第一九條、「タ」項、——ほかの加盟共和国の憲法もおなじような條文がある）。

さいごに、自治共和国（ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国内の）權限内にあるのは、一九二〇年六月二日ロシア社会主義連邦ソ

ブルジョア国家じしんの私有權の対象である。土地——これは根本的には資本主義的經濟の対象である。

社会主義国家では領土はその權力の空間上のハニイでもあり、排他的国有土の対象、全人民の財産である。それは——社会主義經濟の対象である。

土地国有權とかたくむすびついている社会主義國家の領土的宗主権はブルジョア國家の領土的宗主権とくらべて、はかりしれないほどたかい段階にあがつている。

七、土地国有權の主体は社会主義國家全体である。國家の個々の機關は——土地国有權の主体ではない、それは法律でしめされたハニイ内で土地ファンド管理の一定の機能をはたすものであり、また個々の地表の利用者でもある。

土地所有權のタントウ者はソヴェート社会主義共和國同盟である（ソ同盟土地利用および耕地整理にかんする一般原則）一九二八年第一條）。もちろん、だからといつて各共和國にみとめられているのは土地利用權にすぎないと結論してはいけない。ソヴェート同盟は——同盟國家、すなわちソヴェート社会主義共和國の自由意志による國家連合である。各共和國は單一ソヴェート國家の構成部分であり、國家權力の最高機關を通じて土地国有權を實現している。土地国有實現にかんするソヴェート同盟全体と各共和國の關係は、單一国有土地ファンドの処分および管理にかんする權限のちがいにすぎない。

ソ同盟「土地利用および耕地整理にかんする一般原則」一九二八年はくわくソ同盟と加盟共和国の權限をきめてはいる。

ヴェート共和国最高會議第三會期で確認されたその憲法によると、「ソ同盟およびロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の法律にもとづく土地、地下埋蔵物、森林および河海湖沼の利用制度にたいする指導と統制」である。

第二節 国有權の対象である單一土地ファンド

ソ

一、ソヴェート國家が土地の排他的土地所有者である以上、ソ同盟の領土内のいつさいの土地は單一国有土地ファンドをつくつてい

る。單一国有土地ファンドは、ほかの基本的ファンドとともに国有ファンドの一種である。同時に、單一国有土地ファンドは、おおくの構成部分、もつとちいさな用途のファンドに区分される。

わが土地法は国有土地ファンドとその構成部分にかんする概念を一樣に規定していない。

まずであうのが單一国有土地ファンドの概念をせまくする定式である。たとえば、一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典では、「いつさいの農業用地が、また農業生産に利用できる土地が農業人民委員會および地方機關の管理する單一国有土地ファンドをつくつている」というシテキがある（第三條）。だが、そのおなじ土地法典は同時に「單一国有土地ファンド」という用語をもつとひろい意味で——その土地が農業に利用されるだけでなく、また都市に利用されるファンドという意味でつかつてはいる。

單一国有土地ファンドがもつともはつきりとキョウチャウされたのは、一九一九年の社会主義的耕地整理および社会主義農業の移行措置にかんする規定であつた。——「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国の領土内にあるいつさいの土地は、それをだれが利用しようとも單一国有土地ファンドとみなされる」(第一條)。

つぎに土地法ではもつとせまい用途をもつておくの各土地ファンド——牧草ファンド、カンガイ、ファンド、予備ファンド(空地ファンド)、移民用ファンド、コルホーズにおける菜園地ファンドなど——が規定されている。これらファンドはすべて單一国有土地ファンドの構成部分とみなされる。

さいごに、土地そのものだけではなくて、地面、地下、地上にある天然資源をもふくむ特別なファンド、たとえば森林ファンド、泥炭ファンド、地質学上のファンド水、源ファンドなどがある。これらファンドの概念は土地ファンドよりもひじょうにひろい、——その基本的国民経済意義は地表にはなく、地表にむすびつく当該天然資源にある(森林、鉱層、河海湖沼)。土地、地表はこれらのファンドでは補助役割を演じている。

二、單一国有土地ファンドのなかで、法制度上、その基本的な経済上の任務に応じて、個々の土地カテゴリーが区別される、——それは農業用地、特殊用地、都会地、森林ファンドの土地、国有予備地(空地ファンド)である。

單一国有土地ファンドの構成部分であるこれら根本的な土地カテゴリーの各種の法律制度は土地を經濟対象として利用するにあつての土地の各種の役割によつて、ひじょうに制約されている。農業

(第五、六および七章が)説明するであらう。

三、土地ファンドの概念のほかに、わが法律にはなお土地財産の概念があるが、これは新經濟政策時代の初期にはとくにしばしばみられたものである。

「土地財産」という用語をつかうにあつて、ソヴェト土地法は、もちろん、プロレタリア的土地固有のもとでそれにあたらしい内容をもつた、それはなんらかの貨幣的評價、なんらかの市場土地價格とはまったく無関係な土地財産の概念であり、この言葉でキョウチャウされたのは対象の経済的意味にすぎない。この意味で、法律は「土地財産」という表現を各種の財産の目録作製にかんする特別な基準としてつかつていて、たとえば一九二七年五月二十一日のロシア社会主義ソヴェト共和国經濟評議会の決定では、地方ソヴェートの財産目録作製についてつかわれている(一九二七年ロシア社会主義連邦ソヴェト共和法令集、第五五集、三七九ページ、第八條をみよ)。

「国有土地財産」という言葉は法律で特別な意味につかわれた。土地法典は「国有土地財産」という用語で国有土地ファンドの特別な土地カテゴリーを規定した。これは——(農業人民委員会の管轄内にある)国有土地ファンドのうちから勤勞的土地利用者およびその団体と利用されるように提供される土地、都市と都市の住民に提供された土地(第一五四條)、特殊な農業外の使命をもつ土地(第一五五條)、をさししいたのこりの土地である。国有土地財産に關係をもつのは田舎農場(田舎農業企業)の土地、さらに(土地法典

用地では、また森林ファンドの土地では、土地は、マルクス言葉によると、根本的には「生産力」、「生産手段」の役割をはたしている。都市の土地では、また特殊用地では、土地は根本的には「作業上の生産の土台」にすぎない。この場合、「生産力」としての土地の役割は年々農産物を生産する農業用地と十年間をへたのちやつと林産物を生産する森林ファンドの土地とでは、いちようでない。「作業上の生産の土台」としての土地は、中該として「敷地」(住宅および産業上の建造物)をもつ都市の土地と特殊用地——運輸用、送電用など——とでは、その役割がちがう。

また土地利用権の主体によつて土地を分類する、これは各土地カテゴリーの各種の法制度ともむすびついたものである、——すなわち国家利用する土地——ソフホーズ、山林經營、産業企業、国有企業など、コルホーズの利用する土地、協同組合、労働組合およびほかの公共機關の利用する土地、各個人——労働者とサラリーマン、個人農などの利用する土地である。

土地法を系統的にのべるには、国有土地ファンドの構成部分を区分するふたつの標識——その経済的任務と土地利用の主体——を結合させないでおくわけにはいかない。たとえば、もつとも重要な土地カテゴリー——農業用地——の法体系にとつて根本的な意義をもつのは、利用権の主体の区別とむすびついた土地権制度の区別である、——すなわち田舎農業企業(ソフホーズとエム・テ・エス)の直接の土地利用制度、コルホーズの土地利用制度、個人農の勤勞的土地利用制度である。

* これら制度については本書のあとのはうで、農業用地の法體系

で規定されているかぎりの)個々の受取勘定、さいごに、国有予備地の土地、(第一五六條)である。

「国有土地財産」という用語そのものは、土地固有のもとではあまり適當ではない。いつさいの土地財産は、それがだれに利用されるかには無関係に、国有財産である。同時に、ソフホーズと国有予備地の土地をひとつの法カテゴリーに統一することもむりである。しだいに「国有土地財産」という用語はつかわれなくなつた。ソフホーズの土地利用にかんする法律は、独立の法制度に分化した農業用地という受取勘定はなくなつた。

四、国有予備地(空地、ファンド)は單一国有土地ファンドの一構成部分として独自の位置をしめている、——これにはソ同盟「土地利用および耕地整理にかんする一般原則」一九二八年の特別な篇があげられている(第十二篇、第六〇——六二條)。これは主として北極、シベリア、極東、中央アジアの人のすまない地方に分布しているが、各加盟共和国にもある(荒地など)。

ソヴェト民族政策にもとずき、北極、南部のステップ地方、バミール、チャン・シャン、アルタイの高山地方などでは、国家によつて地方住民の耕地整理がまずおこなわれる。もつとも好適な土地が遊牧民定住のために、勤勞的手工業者および農業人口の根本的な耕地、カンガイ水整理のために利用される(一九三〇年十月十日ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国中央執行委員会および人民委員會議の北方辺区にかんする決定)。

国有予備地は、あたらしい田舎農業企業(田舎農場)、あたらしい社会主義産業(大小の工場、鉱山企業など)がつくられる土台と

なる予備地である。一九二〇年代のおわりから一九三〇年代のはじめにかけて展開されたソフホースは、根本的には、有予備地をギセイにしておこなわれたものである。

二、三の地方、たとえば、アゼルバイジャン・ソヴェート社会主義共和のカルムイク・ステップでは、いわゆる「黒土」が、またカウカスの山すそでは固有予備地が多の牧場として利され、となりの牧畜地方からコルホースの家畜が多のあいだ、ここにおつてこられる。

固有予備地は、移民の目的に役だつことがおおい。

とくに大きな意味をもっているのは、ソ同盟の国内の・人口過剰な、土地のすくない地方の農業人口の移民のためにつかわれる固有予備地である。移民にむけるものとしてヴォルガ沿岸地方、オムスタ州、チェリヤビンスク州、アルタイ地方、カザクスタン、極東などの土地のおおい地方が予定されている（一九三九年五月二十七日ソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会およびソ同盟人民委員会議の決定、「コルホースの共有地を荒廃からまもる処置について」——一九三九年ソ同盟決定集、第三四集、二三五ページ、第一五條をみよ）。

このため一九三九年にソ同盟人民委員会議中に専門の移民事務局がつくられ、移民ソシキにかんするおおいの決定がだれた。ソ同盟の土地のすくない地方から土地のおおい地方に移住する規則について（一九三九年七月二十六日ソ同盟人民委員会議の決定——一九三九年ソ同盟決定集、第四五集、三四八ページ）およびわしくは「ソ同盟の土地のすくない地方から土地のおおい地方に農業

移民を吸引、選抜、指導する規則および移民の定住地收容にかんする臨時的指令について」（一九三九年九月十四日ソ同盟人民委員会議の決定、——一九三九年ソ同盟決定集、第五二集、四四四ページ）。

移民は定住地にある（土地のおおい）コルホースに加入させる形か、定住地にあたらしいコルホースをソシキする形でおこなわれる。

移住そのものの過程のなかで、また「定住地」での移民の権利、義務について、重大な意義をもつものは一九三七年十一月十七日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定、「農業移民の優遇について」（一九三七年ソ同盟法令集、第七三集、三五二ページ）である。とくに、これを統制するのは国家の直接の援助によつてあたらしい土地に建設するときの規則であり、またかれらのためにたてられた、またはゆずりわたされた住宅および食糧にたいする移民の権利がきめられ、未墾地のカイコン、割りあてられた土地のカンガイおよび排水の作業についてははらいがホシヨウされる。

固有予備地は、原則として、当該加盟共和国管理下におかれる、またはその管理には国家権力の地方機関が（農業局を通して）一般に統制する地方的な空地フォンドがくわえられる。ソ同盟の最高機関と政府とは、全ソ的役割の実現にもつとも適した個々の固有予備地、たとえば国防用地、重要産業企業地、共和国間の移住用地などの利用を管理する。

一九三九年の年末一九四〇年の前半のソ同盟人民委員会議およびソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会がおこなつた、中央

アジアの加盟共和国——ウズベリ、タジク、トルクメン、カザク——において農業、そのなかでもまず牧畜および別の工業作物を増産させるためのきん決定によつて、大カンガイ工事に関連して、「新カンガイ地カクトクのため」、また「遊牧業完着のために」（この種の土地を現存のコルホースの播種面積を増加して地方内でカクトクする処置とともに）共和国内の移住政策が決定された。このさいこれらのいつさいの共和国にたいしては「移民ソシキ原則」がつくられているが、これらは根本的にはつぎのように要約される、——「移住に同意した農家」だけが、「コルホースからは、余分の労働力をもつ農家」だけ移住し、生産原則によつて移民は区分され、移民をだすコルホースによつてかれらの持分である根本的な生産手段、自然的フォンド、投資用資材などが譲渡される。

第三節 排他的土地国有権の内容

土地所有権の主体であるソヴェート国家は、土地の処分、領有および利用の権利をもっている。

土地処分権はソヴェート国家だけがもっている。国有権の一要素である土地処分権は、その内容からいつて国家の排他的所有に属さないほかの物の処分権とはちがつている。すでにしめしたように（第一節、第三項）、処分権——これは土地譲渡権ではない。所有者である国家の土地処分権はつぎのものにあらわれている、——(1)土地フォンドのいつさいの地片の経済的役割を決定する権利、(2)土地フォンドのいつさいの地片における土地利用形式、

条件および規則を決定する権利、(3)個々の地片の具体的利用権を確定、変更および縮小する権利、(4)土地フォンドのいつさいの地片における土地利用の統制権。

土地はいつさいの生産過程にとつてもつとも重要な物質的土台であり、社会主義建設全体の利益になるようにいつさいの地表をもつとも合理的に利用するという問題は、ひじょうに重要な意義をもっている。ソヴェート国家だけが、ソ同盟の全土地面積の所有者として、当該機関を通じ、いかなる土地が農業用として利用されるべきか、いかなる土地が産業用として、いかなる土地が鉱山業用として、いかなる土地がカンガイ用として利用されるべきかの問題を決定する権利をもっている。

同様に、ソヴェート国家は宗主権の担当者としてだけでなく、いつさいの土地の所有者として、どんな法律形式ですべての土地を利用すべきか——無償でか、または有償でか、期限つきでか、無期限でか、契約つきでか、無契約でか——を決定する。国家はまた土地利用者の権利、義務の総体、個々の土地利用者——国家機関、共同ソシキ（コルホース、協同組合など）および個々の市民にたいする土地分譲のすべての条件を確定する。

ソヴェート国家には、個々の土地利用者にたいし、個々の国家機関を通じて、地片を分割し確保する排他的権利が属している。国家が地片をあたえるのではなくて、たとえばコルホース農業に菜園地をあたえるのは、特別な法律によつて、立法者の直接代議員（委託による）によつてのみおこなわれる。それによつて土地利用者がじぶんにあたえられた利用権を譲渡するうえに大きな制限があたえら

れている（うえの第一節、第四項をみよ）。

ソヴェート国家は個々の地片の利用権を禁止し、それを土地利用者からとりあげる排他的権利をもっている。法律で定められた直投代議員によつてのみ、地片を土地利用者からとりあげる土地利用の禁止権は、国機関の指令によつてではなくて、たとえばホルホイズ農家の家族をそのホルホイズから除外する場合、ホルホイズ農家の菜園地にたいしてホルホイズの指示によつて実施される。排他的土地田有権は、森林、地下埋蔵物および河海湖沼の場合とおなじように、産業企業の建設、発電所、都市建設、道路建設、鉱山業などの国家および共同の利益にたいしては、土地管理上とくべつに有利な条件をつくつてゐる。ソヴェート土地制度は、資本主義の世界でふつうにみられるような、土地所有者階級の利益團體が国家のおよび共同の利益のための土地収用に反対するようなことをしらない、なぜならかれらはわが国では一掃されているのだから、また収用地賠償のために国家予算からベク大な金額をだす必要はない（くわしくは、あとの第六節、土地収用規則についてをみよ）。

土地処分権は国家管理機関が社会主義建設と国民経済計画の課題進行のために各種の土地利用およびいづの型の土地利用者にたいしておこなう統制権とミッセツにむすびついている。統制権は主権をもつ国家権力の代表者としてだけではなく、土地全体の排他的所有者の全権保持者としてのソヴェート国家機関によつて実現される。いつさいの「自然の恩恵」——これは土地にふくまれ、社会主義体制のもとでは現世代だけではなくて、将来の世代のいつさいの勤労者に役だつものであるが——のしかるべき利用からうまれる全

目的利益は、土地利用権の実現にたいする統制が効果的で、系統的で、全面的であることを要求する。

土地処分権はけつきよく單一国有土地フォンドの個々の構成部分の経済的使命をきめ、個々の土地利用者に経済的利用のための地片をあたえ、土地利用者を統制し、場合によつてはかれらから土地をとりあげることになるのであるが、このかぎりではそれは土地フォンド管理にかんする国家のしかるべき機能にあらわれている（あとの第四節をみよ）。

二、土地所有者であるソヴェート国家には土地利用権も属している。だが、処分権とはちがつて、土地利用権はひろいハンニに実現される。すなわち国家のソシキ、企業および機関だけではなくて、法律が一定のハンニでならぬ土地の土地利用権をあたえているかぎり、ホルホイズ、協同組合および共同ソシキ、各市民がそれを実現する。

社会主義国家は全体として直接に土地の経済的利用をおこなわな。土地所有者である国家は民主的中央集権と独立会計の原則にもとずき社会主義経済を管理する。個々の国家ソシキは独立の経済主体としてうごき、これらにたいして国家はあるテイドの経済的独立と一定の自治をあたえている。国有企業には、またあるテイドまで国家機関には、その課題を実現するために一定の地片があたえられている。この種の企業と機関は法律で土地利用権の主体とみなされている。だが、とくに個々の国家ソシキにあたえられている土地処分権のように、土地利用権のハンニは種々さまざまであるくわしく

はあとの第五節をみよ）。

ゼんたいとして、單一国有土地フォンドを土台とするソ同盟の土地利用権制度はひじょうに多面的な制度であり、單一土地田有フォンドの各種の構成部分に各土地利用権の主体にきわめて多様な土地利用権制度がある。この社会主義国家の土地利用権制度の多様さは、「一般的労働条件」である土地の法律制度の特質のひとつであり、この点ほかの排他的社会主義的固有の客体とはちがう。各土地利用権制度のはつきりした規定といつさいの個別的な土地利用の正確な性格限定——これは田内の農業にしかるべき秩序をつくり、土地ゼんたい「所有者」が国家である場合にある土地関係上の責任転荷をコクフタするために必要な一条件である。

三、さいごに、土地保有権についてみると、民法典にはつきりといわれているように（第二一條）、「土地領有は土地利用権にもとずいてのみゆるされる。」

これは、当該の土地が合法的に利用させられていない場合国家はいかなる保有権もみとめないという意味である。どんな地片にせよかつてに保有するときは利用権を生じない。

これは、また国家以外のいつさいの主体にとつて土地保有権と土地利用権とは区別されない。国家によつてならぬ地片をあたるえられた土地利用者は、その地片を利用せずおく権利をもたない。土地利用権を利用しないでそれを保有することはソヴェート法でゆるされない。

第四節 單一国有土地フォンドの管理原則

国有土地フォンドの管理制度は一定の管理機能制度と一定の管理機関制度からなつてゐる。

一、ソヴェート国家がいつさいの経済部門および管理部門で一般におこなうのとおなじように、農業で実施する根本的管理機能にはいるのはまず簿記機能である。

土地の簿記、べつな言葉でいうと目録作製——これは権利、義務をきめる法律行為ではなく、ひとつの物質的、技術的な機能の一種であり、社会主義国家とある各種の簿記活動のひとつである。国家の全領土にわたつていつさいの土地を例外なしに記帳し、各種の用途の経済「人」をすべてあらわす——これは土地フォンドの各種構成部分の経済的任務をしかるべくさだめ、あれこれの任務の地片を区分するために必要な条件であり、農業作業計画、森林供給ジュンピ計画、資金建設計画、畜産増産計画などを年々つくるために必要な条件である。

記載項目である土地（もつと正確にいうと地表）の特殊性は、さらに、簿記のキャンゼンのためにフタザツな予備活動——測地活動、測量活動、地形図作製活動、製図活動などをおこない、しかるべき測定をおこない、地形を決定し、地表の経済的利用の種類をすべてあらわし、いつさいの資料を整理するのである。現在（一九三八年くらい）これらの活動は独立の役所——ソ同盟人民委員会課所屬中央測地作製課（内務人民委員より分離）に課されている。

土地記帳機能とミッセツにむすびつくのは土地登記簿、べつな言葉でいうと、全目的土地利用登録である。

土地登記の課題は、一九二二年の土地法典（第一九四條）でべられておる通りに、いつさいの土地利用の経済的狀態ならびに法律的狀態にかんする信用できる。適切な資料をあつめ、これを系統的な、明瞭な形で保存することである。全目的土地利用登録——これは一定の法律的内容をもつ法令体系であり、土地利用者をしかるべく統制するため個々の土地利用者をすべての構成をあらわすだけではなく、土地利用者の法定権利、義務をまもるために、個々の土地利用者總体の法人を定式するものである。土地登録はいつさいの型の土地適用される（くわしくは、第十一章、第五節をみよ）。

土地フォンド管理のもつとも重要な一般的機能のひとつは、土地利用の形式、条件および規則の法規化であり、これは立法の土台を發展させる。この機能はあるいは専門立法代議員によつて、あるいは当該土地カテゴリーのしかるべき管理機関にかんする規定をきめる一般的代議機關によつて実施される。

たとえば、ソ同盟「国内水運規則」一九三〇年（一九三〇年ソ同盟法令集、第五五集、五八二ページ）は、航行用曳船路（沿岸地域）利用および航行河川浮送の規則は森林人民委員会および農業人民委員会および農業人民委員会のレウダクをえて内務人民委員会にだすことと指示している（第三四條）。これにもとづいて内務人民委員会によつて一九三二年にだされたのが詳細な「国内水路沿岸地帯（曳船路）を航行および浮送用に利用する手続きおよび条件にかんする規則」であつた。農業地貸つけをハイ止したのち一

九三七年のソ同盟人民委員會議の決定によつて公共事業人民委員はあたらしく「都市農業地の利用にかんする指令」をだした。これは貸つけをみとめた旧土地規則をハイ止した一九三八年三月九日づけの命令につけくわえられたものである。

土地フォンド管理の一般的機能のなかで、第一義的な意義をものは土地利用に権實現たいする統制である。管理の統制機能とは、現行法が土地利用者に課した一定の行為をやりとげるようにという要求をかれらにだすことである。たとえば、農業用地にたいする農業術上の規則、森林フォンドの土地にたいする森林技術上の規則、住宅地にたいする建築、防火上の規則などをまもるようしかるべき管理機関が要求するのが、それである。單一土地フォンド管理の統制機能のうちにあるもつとも有効な（効果のある）権限は、土地利用者がとくに重要な義務をはたさない場合、法律で定められているように土地利用権を中心または禁止する機能である。

二、ほかのフォンドの管理とあがつて、土地フォンドの管理のトクベツなトクチ、コウとなつて管理機能には、まず第一に社会主義的土地整理がある。これは——土地面積、とりわけ農業用地を社会主義建設のためにもつとも合理的にソシキする国家的政策の体系である。なお、土地整理は、單一国有土地フォンドにはいつている個々の土地利用および個々の（農業、森林、等々の）附屬地せんたいの区劃にかんする国家的政策をふくんでいる（土地整理についてくわしいことは第十一章をみよ）。

領土ソシキの特別な種類として、主として都市の土地、部分的には農村の移住地（これがより根本的である）における住宅地の計画

化がある。この計画化というのは、住宅用地を全住宅用敷地の総合的ソシキとして、また地面ではなく、地上および地下の個々の建造物の配置という意味（いわゆる建築的要素をふくむ垂直的計画化）で、もつとも合理的にソシキすることがある。計画化——これは都市の土地經營の指導的な環である。——農村移民の土地建設にあつても、その意義はますますたかまつている。

* 地方および中心部での公共事業制度には、だから、総合的建設計画局ないし課がつくられている。

プロレタリア的土地国有のもとで、土地国有権からうまれる土地利用権のいろいろとわかれた体系のもとで、個々の土地利用者にたいする地片の区劃は、また農業の領域における社会主義国家の特殊機能のひとつである。地片の区劃——これは各種の土地に土地利用権が発生する根本的な方法であり、行政的な意味での典型的な土地フォンド「管理」機能であるが、この機能は土地所有者である国家により、その権限をもつ機關を通じて實現される。区劃の法令は、あたらしい土地利用をつくる場合も、旧土地利用の境界をひろげる場合（ブリースカ）も、要求される。

土地フォンドにたいする国家管理の権限でおなじくトクチコウのあるのは、国家および公共用の地片收用（および切りとり）である（くわしくは本章第六節をみよ）。

国家全領土にわたつてできるだけなおくの土地を經濟的に利用し、しかもそれができるだけ効果的であるように利用するには、不満地および經濟的に利用するのに、また適地にかえるのに適當でな

い土地にたいし農業、森林改良処置を講ずる必要がある。

もつとも重要な改良処置は乾燥地域、とりわけ中央アジア、中部および下流部のヴォルガ沿岸地方、ヴォルガ左岸地方などの土地をカンガイするためのカンガイ工事およびカンガイ網の開発にかんする仕事である。

これにくわわるのは沼沢地における国家の土地干拓処置であり、これはソ同盟の南部でトクベツな役割をはたしている。干拓にかんする改良処置にもなばら注意をはらつては一九二九年の白ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国治水改良法典である。個々の沼沢地域、とくにマラリアのおそれのある地域、同時にまた農業發展にとつてもつともすぐれた地質的氣候的條件をもつ地域、たとえばアバジヤ共和国のリオソ盆地（コルヒド）にたいする国家的干拓工事がますますおこなわれるようになっていく。

この断面で大きな意味をもつておこなっているのは、断層などをおこなおそれのある地下水を無害にするための水力工学上の処置である。これは、個々の地域、たとえば、クリシヤ自治社会主義ソヴェート共和国では、ひろく普及している。

三、土地フォンド管理の官廳機關制度についていうと、それは全土地フォンドを一括して管理する機關、および当該官廳に確保された土地フォンドの個々の構成部分を管理する機關からできている。すべての官廳のうち、もつとも大きな土地管理の権限をもつのはソ同盟農業人民委員会を頭とする土地機關である。

ソ同盟農業人民委員会はまず單一国有土地フォンドの土地全体にたいする一般的管をおこなう。これはつぎの点にあらわれる、——

すなわち農業人民委員会はソ同盟全領土にわたつて田有土地フォン
ド全体の構成部分をいつさい記帳し、土地整理、各土地利用者にた
いする土地の区割、国家および公共用土地の収用にかんする仕事を
おこない土地利用の全体的登録（土地登記）をおこない、それによ
つて土地利用者にあたえられた土地の用途別利用を統制する。

かなりの種類の土地については農業人民委員会の制度は一般的機
能だけでなく、直接的な管理をおこなう。農業人民委員会の直接管
理するのは田有予備地（空地フォンド）、機械、トラクター配給所
に（菜園地として）あたえられた土地、農業に奉仕し、農業人民委
員会の制度内にある各種の企業および機関、たとえば、——品種改
良試験場、農事試験場および試験農場、苗木栽培所などの土地であ
る。なお、ソ同盟農業人民委員会はそれに属する機関体系をもつ
て、とりわけ機関、トラクター配給所を通して、コルハースに永久
にあたえられた土地の利用をシドウし、法律で定められたコルハ
ース土地利用の手續きをまもるようカントクする。

改良処置、カンガイ工事およびカンガイ網開の全体系も農業
人民委員会議が直にもうける、もつともウスベクスタン、トルクメ
ン、タジクスタトおよびカザクスタンは例外で、ここでは一九三九
—一九四〇年いらいカンガイ施設のため共和国治水人民委員会が
つくられた。

ソフハースの土地についていうと——これはコルハースの土地利
用をのけると農業用地のもつとも大きな部分であるが、ここでは農
業人民委員会議の機能はけつきよく一般的管理機能である。直接
的土地管理はあれこれのソフハースを統制する。

高会議の幹部によつておこなわれる。

だから現行法は勤労者代議員地方ソヴェート執行委員会に土地整
理案を確認し、コルハースに土地永久利用の法令をあたえ、地区内
の土地登記をシドウする責任をおわせている。都市勤労者代議員ソ
ヴェートが都の区内にあるいつさいの土地（特殊用地をのぞく）を
管理する。

国家権力の上級機関およびソ同盟の行政、領土構成上の中級、上
級国家管理局の権限となつてゐるのは、土地の分割および収用、土
地の割りましおよび切りとりと関係のある機能が主である。たとえ
ば、土地利用確定のホシヨウとして国家および公共用の土地収用
は、すくなくとも、地区ないし州執行委員会ないし自治社会主義ソ
ヴェート共和国の人民委員会議の決定を必要とする（一九二九年三
月四日だけの国家および公共用の土地収用にかんする規定——一九
二九年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第二四集、二
四八ページ、第九條をみよ）。二三の種類の土地、たとえば、コル
ハースとソフハースの土地については、収用はソ同盟人民委員会議
の決定によつてのみおこなわれる。

なお、加盟共和国政府ないしソ同盟政府の確認によつて、大都
市建設の二般計画の確認（たとえばモスコウ市は——一九三五年七
月十日だけソ同盟人民委員会議決定）、ひとつのフォンドから別の
フォンドへの土地の譲渡（たとえば、農業用地をギセイにして森林
フォンドの土地を拡大したり、または減少したりする場合）、田有
森林フォンドからのあたらしい森林の分離（たとえば貯水地区の森
林）といった問題が解決される。

人民委員会および官廳が実施する。

森林フォンドの土地にたいする直接的な管理は各種の用途の森林開
係の各種の官廳、大部分は森林人民委員会部分的にはソ同盟人民委
員会議所属の中央森林保護、植林管理局などがおこなう。

特殊な用途をもつ土地は運輸、工業、文化機關などを管理する多
数の当該官廳が直接に管理する。

都市の土地の管理は、官廳面では公共事業機關の系統によつてお
こなわれ、これは各共和国の公共事業人民委員会を上級機關として
いる。

国家じしんが経済的利用をおこない、公共ソシキにも、市民にも
土地利用権をあたえない場合、土地の経済的利用の官廳ソシキにつ
いていうと、原則として、土地のこのような経済的利用は、ほかの
物件とおなじように、法人の権利をもつか、またはすくなくとも、カ
ンセンな独立会計をおこなつてゐる特別経済ソシキの官廳内でおこ
なわれる。

農業用地でのソフハースと農業トラスト、森林経済での——山林
經營、林業經營、森林トラストなど、特殊用地での——鉄道管理、
海港管理、民間航空中央管理部の行政的、領土的な管理、療養トラ
スト療養管理などがこれである。すくなくとも独立経済機關のこの種
の分割は都市の土地の利用にみられる。

四、土地フォンド管理のもつとも重要な機能の二、三は、下部の
官廳ソシキによつておこなわれるのではなく、直接に一般的に国家
権力機關——勤労者代議員地方ソヴェート、およびその執行部、自治
共和国および加盟共和国の政府およびソ同盟の政府、加盟共和国最

さいごに、加盟共和国の勤労者代議員最高會議幹部会（旧中央執
行委員会議の確認によつてはじめておこなわれるものは、——旧都市
の都市区域の拡大、農村移住地からつくられた新都市区域の決定、
大建築（全体的な意匠をもつ運河、など）のための土地割当であ
る。

第五節 土地利用権の一般的トクチヨウ

一、ソヴェート国家は、土地処分権を行使しながら、その機關を
通じてソ同盟のすべての土地の経済的用途をきめ、一定の土地利用
権をもうけ、各種経済用途をもつ土地の经营主体はこの権利をあた
えられている。

土地利用権はすべて一定の特殊性格をもつてゐる。たとえば、農
業用にあてられた土地は、農業と無関係な建築用として利用するこ
とはできない、——都市で住宅用にわりあてられた土地はなにか産
業をいとなむために利用することはできない、——鉱山業用として
わりあてられた土地は農業をおこなうために利用することはできな
い、など。

二、土地利用権のなかでは、一方では、直接的な土地利用権、他方
は二次的または生産土地利用権にわかれる。

ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典は、「直接的利
用地の種類に農業用地で、單一国有土地は、フォンドからつぎのも
のあたえられたものをいれている、——それは（勤労的農民およ
びその團體、（ロ）都市の住宅地および（ハ）国营機關および企業である

(第四條)。土地法典第四條の條文によると、農用地はすべての土地利用者の直接的利用権にゆだねられたものとみるべきであろう。ところが、じつさいには同法典第四條でいう利用権では、その主体がいちようでない。

土地所有者——国家——は土地を利用する国家機関および国有企業を通じて、利用権を土地固有権の一要素として、その直接的権利として行使する。都市の住宅地については事情がちがう、もつとも土地法典はこれも直接的利用権の主体にいられているのであるが、国家権力の地方機関である都市ソヴェートは、都市の土地を管理するにあたり、都市の土地のかなりな部分をべつな土地利用者に利用させる。勤勞的農民(個人農經營)およびその團體(いまは解散した土地組合)と土地利用権を「直接的利用権」の種類にいれるのはただしくない。個人農に農業用土地を勤勞的に利用させるにあたり、国家はかれらに国家的所有から派生する権利をあたえるのであつて、直接的土地利用権をあたえるのではなく、これによつて土地処分権を行使する。

直接的土地利用権を(勤勞的土地利用者について)まちがつて拡大しながら、この土地法典は、同時にまた、国有機関で農業外のなにかの目的(たとへば運輸企業)に土地を利用してゐるものは、その地片がその種類の土地全体の管理権をもつ国家機関の手によつて直接あたえられた場合でも、その土地利用を「直接的土地利用」権にふくめない。

ソ同盟「土地利用および土地整理にかんする一般原則」一九二八年は、「直接的土地利用」という言葉を土地法典とはちがつた意

味でつかい、それはまつたく正しい。「一般原則」(第五四條)によると「直接的利用」として土地があたえられるのは国家機関および企業に農業外の特種目的用としてである(運輸用、軍事用、鉱山、大小工場用、学校用、療養所用などのために)。このように、直接的土地利用権の主体としてみとめられているのは、まさに国家機関および国有企業である。「一般原則」の立場は国家機関および企業の土地利用権をほかのいつさいの土地にもあてはめる。たとへば、ソフホースは、農業をいとむため土地を利用し、おなじく直接的利用権を行使する、これは国营企業であるソフホースを通じて国家が国营の農業をいとみ、それにより国有権の一部分である土地利用権を直接に行使するからである。

直接的土地利用権とはちがつて、第二次的、または派生的土地利用権をトクチョウするものは、個々の地片の利用権が一定の經濟用途のために、その種の土地全体の管理権をもつ国家機関によつて直接にあたえられるのではなくて、このような国家機関から土地をうけとつたあれこれの土地利用者によつておこなわれる点である、土地利用権の譲渡が法律上例外としてみとめられている場合がそれである。第二次的土地利用権の主体として、ふつうの各種の經濟主体がある。第二次的、ないしは派生的土地利用権——これはもつとも從屬的な、もつとも條件つきの土地利用権である。

三、一定の土地利用者に一定期間——無期限に、または永久に——土地をホシヨウするにあたりソヴェート国家は「土地利用者におおくの権限をあたえ、かれに割あてられた土地のもつとも有効な經濟利用をホシヨウする。」

(イ) まず土地利用者には、土地が利用されるにあつての用途——農業用、建築用、森林經營用、鐵道建設用など——に応じて地表を利用する権利があたえられる。

(ロ) 土地利用者は、正当な権利にもとずいて、地片を用途に応じて利用するのに必要な住宅および經營上の建築物をその地片につくることが出来る。どんな住宅と建築物とを土地利用者がかれにあたえられた土地に正当にたてることのできるかの問題は、土地利用の性格と国家が土地を利用させる目的に応じて、立法上の、政府または官決のなかで定められる。

(ハ) 土地をその用途により、国家的國民經濟計画にもとずいて利用するにあたり、土地利用者はじぶんがその割あてられた土地でサイメイした物、まず農産物の所有権をカクトクする。ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典によると、勤勞的に利用する地片における作物はいつさい土地利用者のものである(第二十五條)。この土地法の規定はコルホースにかんしては一九三二年九月十日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国中央執行委員會および人民委員會の決定(「コルホースの財産、その生産物および所持金の勝手な処分禁止について」(一九三二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第八五集、三七三—三七四))。コルホースのいつさいの生産物、まず第一にコルホースが農業をいとなんでえた收穫は、土地利用者としてのコルホースのものである、どの権力機関もコルホースの收穫およびコルホース經營のほかの産物を処分する権限をもたない。おなじように、森林地の土地利用者は、国家の森林經營および木材伐採計画にもと

ずきかれが伐採した林産物の所有権をえている。

(ニ) 土地利用者には、堀と泉をほり、井戸をつくるなどしてその地片にある水をその經濟的必要のために(飲料用、水飼場用、カンガイ用、一定の場合には工業上の目的のため、など)利用する権利があたえられている(民法、第七十八條)。

(ホ) 土地利用者の権限は二、三のゲンミツな意味の鉱物にもひろげられる。地表の利用者は、とくべつな許可がなくても、その地片にあるいわゆる「ひろく分布している鉱物」をその經營上の必要のために採掘する権利をもつている。(ソ同盟鉱業規定、一九二七年、第八七條)。二、三の土地利用者、たとえば、コルホースにたいしては掘炭発掘権があたえられている。

* 鉱産物発掘権については、くわしくはあとの第八章を、特殊用地については、第三節をみよ。

個々の種類の土地における個々の土地利用者の権限のハシイは、特別の法律、政府の決定、官廳の指令、地方ソヴェートの決定および具体的な土地割当規則ないしその土地利用契約によつてこまかくきめられる。

四、土地利用権をあたえるにあたり、社会主義国家、すなわち土地所有者はまた土地利用者に一定の義務を課する。

(イ) 土地利用者の基本的義務は、国家がたてた經濟的用途に応じて、土地を正しく、目的にそつよう利用する義務である。「土地利用と土地整理にかんする一般原則」は、割あてられた土地を利用しないでおいたり、それをリヤクダツ的に利用したり、ほかの

目的やほかの方法によつて利用すること——土地利用者の考えで、当該国家機関の許可をうけないで、土地利益をかえることをみとめていない。

四) 地片利用権の主体は、国家のつくつた規則どりにそれを利用する義務がある。農業用地にかんする農業技術上の規則、森林フオンドの土地にかんする——森林技術上の規則、建築用の土地にかんする——建築上の土地の規則などが、これである。また割あてられた土地で建築に着手する期限にかんする特別な規則がこれである。

五) 農業用地の土地利用者は農業にかんする国家計画をはたし、これらの利用する土地から一定量の農産物を国家に義務納入しなければならぬ。

* 個別的な土地種類の土地利用者の義務はこの本のしかるべき章でくわしくのべる。

五、土地利用者は、全国民経済のためにつくられた土地利用権の制限にしたがう義務がある。土地利用権の制限にかんする問題は、計画的社会主義経済のもとではとくに積極的な意義をもっている。なぜなら、国内の全生産力は人民に奉仕し、人口のすくない、不適當な空地を開発するとともに、すでに経済的に利用されている個々の地片があたらしい形で利用され、各種の土地利用様式がたがいにむすびつきあつてゐるのだから。

国家の工業化、鉱山業、電化、各種の交通の線路建設が発達するとともに、各種の土地改良、カンガイ、干拓などの工事の綱が発達

するとともに、この国民経済の個々の部門と文化建設の利益がわが困ぜんたいの利益ともよく一致するように、土地利用権を制限する必要がある。

ここから原則として国家の全領土に適用される土地利用権のおおくの制限がうまれる。たとえば、——鉱山業のための制限(有用鉱産物の未発見の層を全国的に地質学的な踏査、試験、調査する権利、これは鉱業法により統制されている)、国民経済電化のための制限(全国的送電網敷設権)、国家的通信の発展のための制限(全国的電信電話網敷設権、これは郵便、電信、電話、ラジオ規則、一九二九年によつて統制される)である。

ここから、あれこれの物件とむすびついた、この種の制限を必要とする一定の土地の土地利用権にたいするおおくの制限もうまれる。たとえば、——ソ同盟の外部国境にそつた国境地域における国防上の制限(一九二七年六月十五日のソ同盟の法律によつて統制されている)、航行および浮送できる国内水運網の沿岸地帯、いわゆる「一般の利用する沿岸地帯」べつな言葉でいうと「曳船路」における航行および浮送のための制限、居住地点の中央給水源とむすびついた土地における衛生のための制限(いわゆる「衛生予防地区」、これは一九三七年五月十七日づけのソ同盟の法律によつて統制されている)、飛行場とむすびつく土地における空輸安全のための制限(いわゆる「飛行場附属地帯」、一九三五年ソ同盟航空法典により統制される)などである。

土地法に(各種の法令に)土地利用権を制限する場合がすべて、ひとつのこさずあげられているが、これは経済主体の相互の結合を

たすけるだけではない。制限の正確な列挙は、同時に土地利用権のびじよな正確をうみだす。

六、国家機関および企業、コルホースのための共同ソシキおよび個々の市民に土地を利用させるにあつて、国家は土地利用権、ウゴについての配慮の責任をとる。

すでに再建期の土地法には、土地利用者の土地にたいする権利がおかされる場合、これらの権利に一定の法的ホシヨウがあたえられた。ここでまずとりあげられるのは土地利用者のいわゆる「保有者」の賠償要求である。一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典によると(第二六條)、土地利用者の土地権がおこされた場合、または法律にもとずかなでこれらの経営が干渉された場合、土権委員会は土地利用者の訴えにもとずいて権利侵害にかんする訴訟が根本的に解決されるまで、侵害された土地利用をカイフクする義務がある。

保有地の賠償要求によつて土地利用権をまもるといふ原則は、一九二二年の土地法典でうちたてられたものだが、これは現在でもその効力をもたない。社会主義的形態がわが農業のただひとつの形態となつていらい、この形態の不可侵性をあらゆる違法な侵害からまもるといふ任務が強化された。おなじように、ほかの農業外の用途のために国家機関および企業、勤労者は共同ソシキおよび個々の勤労者にあたられた土地の利用権をまもらないわけにはいかない。

土地利用権のウゴという問題については、なお、おおくの立法的な、政府の、または官廳の特別な決があり、それは土地利用権を侵害した場合の損害賠償の手續をきめてゐる。

これらの決定のひとつは、土地利用者の権利が国家機関のやむをえない行為によつて侵害され、損害をうけた場合についてのべてゐる。一九二三年九月十八日の軍隊による土地利益毀損より生じた損害の決定と評價手續にかんする決定(中央執行委員会、人民委員会議およびソ同盟労働国防会議通報)一九二三年、第六集、四〇ページ)、一九二七年三月三〇日の地形測量作業をおこなう場合の土地利益毀損による損害の決定および賠償の手續にかんする決定、一九二七年ソ同盟法令集、第一九集、第二一二條)がこれである。

おおくの決定はほかの所有者の家畜が作物を勝手にあらした場合に土地利用者の権利をホシヨウするようになつてゐる。これに關係があるのは、一九二五年四月十五日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国人民委員會議の決定「農民経営を家畜があらした場合の損害のキボを決定する手續きについて」(一九二五年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第二五集、一七八ページ)と一九三五年六月十二日(三日)の検事局最高裁判所および人民委員會議の同文指令「家畜による損害とのトウソウについて」(一九三五年、第三二集、三四ページ)である。故意に家畜による損害をあつた犯人は加盟共和国の刑法典の当該條文により、刑法上の罪をおわされ、同時に家畜による物質的損害を賠償する義務をおう。家畜による損害の事件の上告は十日以内におこなうべきである。家畜による損害事件は、人民裁判所は事件が裁判にかけられてから五日以内に審議しなければならない。

第六節 國家および公共用のための土地沒收の條件と基準

一、土地処分にかんする國家の権限のひとつとして、個々の土地における具体的な土地利用の確定とともに、その削減がある。任意の地片の利用権が國有権からうまれるものであるかぎり、この利用者が行使できるのは國家が、國家および公共上の必要からみて、あれこれの地片にべつな利用形態をきめないあいだである。

同時に、土地利用者じしんの利益をけではなく、國家および國民經濟を濟さんたいの一般的利益のために、土地がだれの利用に供されようと、また土地がどう經濟的に利用されようと、その土地のしかるべき利用のもつとも重要な條件として、全土地利用者の權利を安定させる必要がある。だから、ほかの用途に土地を利用する必要がある場合の土地利用権削減の基準と條件とは、最大限度にはつきりときめておく必要がある。個々の權力機關が土地收用ないし土地切りとりについて勝手に処理する土台をひとつといえどもおいておくべきではない。

二、土地收用の基準は、土地利用権の主体、ならびに客体により、部分的には土地が收用される必要により、さまざまにかわるし、個々の法令によつて統制されている。

もつとも一般的な法律は國家および公共用のための土地收用にかんする規定で、これは一九二九年三月四日ロシア社會主義連邦ソヴェート共和國全用中央執行委員會および人民委員會議によつて確認さ

れた（一九二九年ロシア社會主義連邦ソヴェート共和國法令集、第二四集、第二四八條）。おなじような規定がほかの加盟共和國ごとにだされた。これら規定は、共和國の法律であるから、土地移譲について各共和國と協定できなくて、ソ同盟人民委員會議の管理下におかれた土地には適用されない（附録）にいれた法律、第二條、「イ」項）。この法規も一九二八年のソ同盟「土地利用と土地整理にかんする一般原則」からうまれる、この原則は「ソ同盟の機關、全ソ的企業と團體に特別な全ソ的法律によつてわりあてられた土地を処分する」ソ同盟の権限についてのべている（第二條、「ロ」項。全ソ的機關にあたえられ土地の「処分権」は、これらの機關の土地利用権が共和國の機關によつて削減されることをゆるさない。

このように、一九二九年の規定の効力は、ソ同盟人民委員會議の管理下にある土地には適用されない、あれこれの共和國の機關がソ同盟の官廳から土地を收用しようとするのに、その官廳が異議を申たてからである。だがソ同盟の官廳の同意は、だいたいとれないものである。全ソ的企業がソ同盟政府そのものの決定にもとずいて設立されるものであるから、この種企業からの土地收用は、原則として、ソ同盟の人民委員會議の承認がある場合にかぎりおこなわれるとみなすべきである。ソ同盟の人民委員會議の管理下にある土地の收用基準は、この土地の個々の種類および個々の地片にかんする決定、個々の官廳の権限にかんする決定などによつて統制される。

コルホースにたいし確保された土地ぜんたい（これは農業用地の大部分である）の全面的集團化の時に、ソ同盟の官廳により特別の土地收用基準がつくられた（あとの第五項をみよ）。

三、「國家および公共用のための土地收用にかんする規定」一九二九年は、無期限の土地收用の場合、收用期間についてあらかじめきめない——たいていの場合これである）にも、期限つきの收用——一時的な建築ないし設備のための——場合にもあてはめられる（第二〇條）。

この規定ではさだめられた基準により、土地收用をおこなう國家的必要をひじょうにくわしく列挙（例をあげて）している（第四條）——それは鐵道、港灣、入江、波止場、運河、歩道と車道およびほかの輸送設備、大小工場、倉庫、乾燥場そのたの生産企業、放送局、電氣、電信、電話その他の電氣、通信設備、要塞、兵營、陣地、射撃場、飛行場そのた国防と關係のある施設、共同施設および企業を建設ないし修築する場合、都會居住地、労働者住宅地、別荘地所および療養地、空港、飛行場および緊留地、なおまた民間航空施設といつた公共の利用、統制する土地を割当、拡張する場合である。このように列挙されたもの内容は、つぎのことをショウメイしている、つまり一九二九年「國家および公共用のための土地收用にかんする規定」が発表されたとき、特殊用の土地、ならびに都市居住地の官廳による割あて基準を法律によつて統制しようと考えていたのである。

收用すべきかどうか、收用する土地の面積は、その收用を必要とする人民委員會議ないし中央官廳によつてきめられる。收用にかんする請願はアゼルバイジャン、ソヴェート社會主義共和國人民委員會議、地区（地方）執行委員會によつて審理され、これらは收用にかんししかるべき決定をおこなう（第九條）。

この規定によつてきめられたのは、土地とともに「土地にある建造物および施設、立木および作物、ならびに森林、河沼地をも收用される」（第二條）ことである。土地收用とともに、土地利用にかんするいつさいの契約——貸つけ契約（これがゆるされたかぎのことだが）、建築契約など——も効力をうしなう（第七條）。

土地利用者は收用処置によつてうまれた損害にたいし賠償を要求する権利をもっている。この損害にふくまれるものは、——（イ）没収された建造物、施設、立木および作物の價額、ないしはその移転および新築の費用、（ロ）收用された地の耕作、施肥、カンガイ、干拓にかんする未回収費用、（ハ）收用されたあとにのこつた財産を復活するための費用などである（第二二條）。土地收用によつて土地利用者がかうむつた損害のキボは専門評價委員會によつてきめられるが、この委員會は都市ソヴェートないしは所管の地方執行委員會によつて任命される。評價委員會の決定があつても土地利用が同意しない場合、損害にかんする争いは法庭で審議される。

土地收用にあつての土地利用者にたいする損害賠償の原則は、だいたいきめられている。一九二九年の規定は現在、それ以後の時期にかんするソ同盟政府の決定により若干の修正を必要としている。すなわち、土地利用者が國家機關および国营企業であるときの損害賠償は、一九三六年二月十五日のソ同盟人民委員會議の決定「国营企業、建造物および施設の移譲にかんする基準について」（一九三六年ソ同盟法令集、第一一集、第九三條）いらいおこなわれたい、これによると、建造物および施設は無償でのみある國家機關からほかの國家機關に移譲することができる。ここから結論されるこ

とは、都市機関が、じぶんのために土地収用がおこなわれる場合、その収用地にある建造物および設備の金額を旧土地利用者である都市機関に賠償する義務をおかないということである。

金になる賠償がいいに、土地が収用された土地利用者にたいする現物の、いわゆる土地賠償を規定している、つまりかれに収用された土地のかわり別なところの土地をあたるのである。農業用地における勤労的土地利用者にたいしては、一九二九年の規定は土地が収用されてから二年以内に固有予備地（移民用フランド）からしかるべき土地をもらう優先権を規定しており、都市および都市類似の村の土地利用者で都市ないし村の境界内に敷地をなくした者にたいしては、一カ年以内におなじ都市ないし村の領内で建築用地のうちから土地をもらう優先権がきめられている（第一六條）。

■、国家ないし公共用のための土地収用基準にかんする一般的法律とならんで、個々の大建築に關係ある土地の収用にかんする特別法がおこなわれている。

たとえば、ロシア社会主義ソヴェート共和国では土地収用にかんする特別の法令がある、——すなわち中部ヴォルガ再建のために（一九三三年三月十日の全国中央執行委員会および人民委員會議の決定）、モスコウヴォルガ運河、貯水池およびモスコウ港建設のために（一九三三年七月二十日の全国中央執行委員会および人民委員會議の決定）、ヴォルガ河におけるルイピンおよびウグリチの分岐点のため（一九三六年全国中央執行委員会および人民委員會議の決定）のものである。大建築用地の収用を統制するこれら特別法令の特殊性は、それが土地収用と關係のある諸問題の全綜合体にとくに

る土地を国家用として収用する特別な基準に従属するようになってきた。

すでに全面的集團化のさいしよの年にだされた指導的な全ソ的的法律——一九三二年九月三日のソ同盟中央執行委員会および人民委員會議の決定、「コルホーズの土地利用をキョウコにすることに『一九三二年ソ同盟法令集、第六六集、三八八ページ』——は地方権力機関にたいし『今後どんなものにもせよコルホーズの利用している土地を、そのおのおの場合について最高土地委員会（これはソ同盟人民委員会内につくられている）の特別な許可をうけないで、ソフホースおよびコルホーズ用として切りとること』またおなじように、『あるコルホーズから土地をきりとつて別なコルホーズにうつすこと』を禁止している。

一九三五年にスターリン農業アルテリ定款によつて土地が永久にコルホーズに確保されたのち、さいしよは特別官廳決定——一九三六年十一月四日のソ同盟農業人民委員會議の廻狀、「国家および公共用としてコルホーズより土地収用をおこなう件について」（一九三七年、第一〇集、二一ページ）のうちには一九三八年六月二日のソ同盟人民委員會議の特別決定、「国家の必要にもとずきコルホーズから土地を収用する件について」（一九三八年ソ同盟決定集、第二七集、第一七七條）がだされた。コルホーズからの土地収用は、この決定では、国家の需要（企業およびエム・テ・エスの建設、地方の道路開設など）のため、とくに必要な場合に、コルホーズの許可をえて、しかも共和国人民委員會議、地区、地方執行委員會議の請求があり、また一〇ヘクタール以上の土地の収用についてはソ同盟人

くわしい規定をあたえている点にある。

土地収用と關係のあるいつさいの問題の解決は、地方（地区）執行委員會議幹部会内の特別官廳間委員會議での決定によつてなされる、この委員會議にたいしては建設および埋没用地のしかるべき没收キボ、没收の期限の決定、埋没地からうつされた人口のあたらしい土地への配置の決定、移住および配置すべき農家の決定などが委任されている。そのほか、移住農家援助のための特別な手段がとられており、定住地域における建築必要資材をかれらに提供し、土地整理をする、等々のことをおこなう。

土地収用によつてコルホーズ、コルホーズ員、個人農家そのたの市民、および協同組合ソシキのこうむつた損害を決定するのは、執行委員会および都市ソヴェート、土地および金融機關、建設局の代表からなる評價委員會議である。うえにのべた法令によつて、賠償確定にかんする評價委員會議の決定について各種の訴願手續がきめられている、——ひとつは、——地区執行委員會議でおこなわれる（一九三三年三月十日の中部ヴォルガ建設工事にかんする決定、第五條、ただしがき）、一方では人民裁判所ないし国家調停裁判所が必要に応じておこなう（一九三三年七月二十日のモスコウ・ヴォルガ運河にかんする決定、第八條、一九三六年八月一日のルイピンおよびウグリチ分岐点にかんする決定、第十條）。

そのほか、個々の官廳の必要にもとずいての土地収用手續にかんする特別な決定がある、たとえば国防用および民間航空用としてのものである。

五、全面的集團化の時らしい立法はますますコルホーズの利用する民委員會議の許可がある場合にかぎつてゆるされる、ことになつてくる。一〇ヘクタール以内の収用はソ同盟農業人民委員會議の許可があればゆるされる、ただしあとでソ同盟人民委員會議に報告しておく、この場合、しかるべき代表部ではコルホーズより土地収用する必要についてくわしく説明され、収用地にのこされ、コルホーズの社会主義財産の對象またはコルホーズ員の私有財産の對象である財産にたいし、コルホーズにはらう現金賠償額だけではなく土地賠償額、すなわち収用地のかわりにコルホーズにわりあてられる土地の面積もしめされねばならない。

現在、コルホーズから土地を収用するにはつねに、一九三九年五月二十七日のソ同盟人民委員會議およびソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員會議の決定「コルホーズの共有地をコウハイからまもる件について」により、ソ同盟人民委員會議の許可があらかじめ要求される、というのはみぎの決定によつてコルホーズの共有地はどんな条件があろうともソ同盟政府の特別な許可なしに削減することはできないことになつていからである（第二條）。

国家用としてコルホーズから土地を収用する問題を審査する手續は一九四〇年三月二十五日のソ同盟農業人民委員會議の特別指令、第三〇二、三二三号で定められている（くわしくは第十一章第四節第四項をみる）。

用法にもとずいてコルホーズに土地を永久利用させる場合の不正によつて生じた例外的な手段として、ソ同盟人民委員會議およびソ同盟（ボリシエヴィク）中央委員會議の決定一九三九年十月二十二日の「ヴズベクスタンにおける棉作増産のための手段について」

(一九四〇年ソ同盟決定集、第一集、第二條)はウズベク・ソヴェ
 ート社会主義共和国人民委員会議およびウズベクスタン共産党(ボ
 リシエヴィーク)中央委員会にたいし、「以前にまちがつてコルホ
 ースにあたえられた、土地つまりこのコルホースが利用してはい
 か、または近い将来に利用できない土地を切りとつて、国法をし
 かるべく改正し、ソ同盟人民委員会議の確認をへて、この土地を土
 のすくないコルホースにあたえ、またあたらしくコルホースをつ
 するために「権利」をあたえた(第一集、第一三條)。この例外
 的な手段は、一部分は、大カンガイ工事によりウズベクスタン領内
 の生産力があたらしく配置がえをされたためにとられたものであ
 る。この工事は以前は乾燥地であつた地区にのみゆたかな耕地を
 いちじるしく増加させたのである。おなじような権限をあたえら
 れているものにタジク・ソヴェート社会主義共和国人民委員会議お
 びタジクスタン共産党(ボリシエヴィーク)中央委員会、トゥルク
 メン・ソヴェート社会主義共和国人民委員会議およびトルクメン
 共産党(ボリシエヴィーク)中央委員会、カザク・ソヴェート社会
 主義共和国人民委員会議およびカザクスタン共産党(ボリシエヴィ
 ーク)中央委員会、および正常な播種循環にかんしてはウクライ
 ナ・ソヴェート社会主義共和国人民委員会議である。

* ソ同盟人民委員会議およびソ同盟共産党(ボリシエヴィ
 ーク)中央委員会の増産政策にかんする決定をみよ、——タジク
 ソヴェート社会主義共和国では一九四〇年二月二十九日の決定
 (一九四〇年決定集、——第一篇、第一條をみよ)、トルクメ
 ン・ソヴェート社会主義共和国では一九四〇年四月二十一日の

決定(一九四〇年決定集、第一〇集、第二五三條——第二篇、
 第五條をみよ)、ヤサクスタン南部諸州では一九四〇年四月二
 十六日の決定(一九四〇年ソ同盟決定集、第一一集、第二七一
 條、——第二篇、第五條をみよ)、および一九四〇年三月五日の
 ウクライナソヴェート社会主義共和国のコルホースおよびソフ
 ホースに正常な播種循環を導入する件について(一九四〇年
 ソ同盟決定集、第五集、第一四八條、——第一條、第二條をみ
 よ)。

第七節 国有土地財産の不可侵性の保全

一、排他的土地国有権の不可侵性は、プロレタリアートが政權を
 とつていらい、ソヴェート土地制度の基ソとなつてい
 社会主義的国有財産の保全制度のうち、自有土地財産の保全は党
 と政府の注意の中心になつていし、いままですうであつた。

私有財産の對象となつていし、いつさいの土地のカンゼンな没收
 は、大十月社会主義革命により宣言され、実行されたが、これは階
 級上の敵のガンキョウなテイクウ、場合によつては住民のうちでも
 共有財産をぬすんだり、まだ社会主義的共有財産を神聖な、不可侵
 なものと考えていないような意識のひくい分子の反抗にあわな
 わけにはいかず、じじつこれらのものであつたのである。土地国
 有法を直接にやぶり、またはいろいろの手をつかつて法の目をく
 るおおくの場合がじつさいにおこつたため、党と政府とは国有土地

財産の不可侵性にたいする保全手段の体系をますます発展させ、甚
 大せざるをえなかつた。

土地国有法の不可侵にたいするこの保全は、しだいにつぎのよう
 な各種の体系にわかれた手段に形づくられた、——すなわち、第一
 に、いかなるものによつて土地譲渡契約はゆるされず、第二に、土地
 利用権の勝手な譲渡契約は、この種の契約が直接法律によつてゆる
 されていないのであるから、みとめられないのであり、第三に、土
 地利用者が土地をそのきめられた用途以外に勝手に利用することは
 ゆるされず、第四に、法律であたえられていない附屬地をあれこれ
 と勝手にとることはゆるされないのである。

土地国有法の侵害にたいする制裁は、つぎのようなものである、
 ——(1)公然とした形のものにせよ、こつそりしたものにせよ、土地
 国有をおこすいつさいの契約は無効とみなされる、(2)土地利用権は
 うばわれる、(3)侵害者にたいし刑罰が課せられ、(4)侵害者にたいし
 行政法上の罰が課せられる。

二、国有土地財産の不可侵性を保全するために、とくにつぎのよう
 な重要法令がある(国有財産一般の保全にかんする決定はのぞく)。
 一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の土地法典はつ
 ぎのようにきめていし、——国有土地財産をやる契約(土地の売
 買ないし売買契約、相続ないし贈與、抵当)は「無効とみなされ、
 これをおこなつたものは、刑罰に処せられるほか、かれの利用して
 いた土地をうばわれる」(ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国土
 地法典、第二七條)。ほかの共和国の土地法典(たとえば白ロシア
 ソヴェート社会主義共和国の土地法典)はこの條文をさらにくわしあれ

く、禁止されている契約をおこなつた双方は違法な契約の對象であ
 る地片の利用権をうばわれるとしるしていし。

土地国有法をやるいつさいの契約が無効だといふことは、その
 契約によつて土地をうけとるべきもの手にその土地がわたらない
 こと、契約によつて土地を手ばなすものにわたされた金額はかれの
 自由にはならず、国家のためにとりあげられる、これは違法である
 契約が無効になつた場合、理由のない利得は国庫收入にとりあげら
 れるといふ民法典の一般的规定によるのである(民法典、第一四
 二、第四〇二條)。ところで土地法典で定められた刑罰についてい
 うと、当時の刑法(一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和
 国刑法典およびほかの共和国の刑法典)にはまだ土地国有法をおか
 した場合についての特別な條文がなかつた。だから刑罰は、当時、
 「国有独占の実現を統制する規定の侵害」にたいする罰を、類推し
 て課していた(第一三六條、——刑罰は、六ヵ月以上の強制労働な
 いしは自由のハクダツであつた)。

刑法のこのケツカンに注意がむけられたのは一九二七年十二月の
 ソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)第十五回大会の決定においてで
 あつた、こうして一九二八年にはロシア社会主義連邦ソヴェート共
 和国の刑法典に第八七項が増補され(一九二八年ロシア社会主
 義連邦ソヴェート共和国、第三六集、第二九九條)、これはいまだ
 も効力をもつていし。このロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の
 刑法典にたいする増補では、つぎのような土地国有法の侵害が刑罰
 を課せられるときめられていた、——すなわち「公然としたもので

当、ならびに土地の勝手な交換をおこない、一般に勤労的土地利用権の法律でゆるされてはならないような譲渡のすべて」がそうである。同時に有罪者にたいしてはつぎのような罰が定められている、——
 第一に、三年以下の自由のハクダツ、第二に、契約の対象となつた土地、およびその土地の代償としてうけとられた現金ないし財産上の補償はその取得者からとりあげられる。第三に、分有地にたいする権利は最高六年間ハクダツされる。第八七條イ項の後半では「小作地をべつなものに又がしする」場合（又小作）についてとくにふれている。この場合もおなじように処罰されるが、すこし罰がかかる（最高一年ないし二年間の自由ハクダツないし懲役、または五〇〇ルーブルの罰金、最高六カ年間分有地にたいする権利はうばわれ、またはうばわれない）。

立法の注意は当時勤労的に利用する土地にかんする土地国有法の侵害に集中されていた。だからこの改正法は「勤労的」土地利用権の譲渡はゆるされず、「分有地」にたいする権利はとりあげられるとかたつていた。

この共和国立法の改正法につづいて、おなじ一九二八年のくれに、全ソ的な立法により、それに対応する法規——もつとも一般的な内容はもつとおかつたが——（はじめて）あたえられた、すなわち「ソ同盟土地利用および土地整理にかんする一般原則」（一九二八年ソ同盟法令集、第六九集、第六四二條）である、——「公然としたものにせよ、こつそりしたものにせよ、土地国有の原則をやぶるようないつさいの契約は……無効であり、この契約当事者には裁判によつて土地利用権のハクダツにいたる刑罰を課せられる」（第

一條）。この法律のもつと明確な條文——裁判による土地利用権のハクダツ——はすでにあらゆる種類の土地利用者をふくんでいる。

三、法令の発展の途上でおおくの官廳および各官廳間の指令、ならびに検事局の廻狀、ソ同盟最高裁判所の指示がだされた、これらのものは土地国有法をもつともひどく侵害し、この法の目をくぐるものとの系統的なトウソウを強化しよう要求した。これら法令のうちもつとも重要なものは——一九二九年九月二十一日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国農業人民委員部および司法人民委員部の指令、「土地国有にたいする侵害をふせぐ手段について」ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国司法人民委員部指令集、一九三四年、四八ページ）および一九三五年二月二十七日ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国司法人民委員部の廻狀「土地国有法の侵害にたいするトウソウについて」（ソヴェートの裁判）誌、一九三五年、第一一〇号、三三三ページ）。

これらの法令では下級官廳機關および役人にたいし土地国有をおかすものはこれをただちに罰し、あらゆる侵害事実を系統的に研究し、それをしかるべく一般化して国有土地財産の不可侵性のための斗争手段をさらにつくりだし、法律を公然とやぶつたり、こつそりとのがれたりするのを未然にふせぐためにひろくケイモウ活動をおこなうように指示されている。この法令には、またもつともたびたびおこる土地国有法の法の形があげられ、これにたいしては全国家机关がとくに注意するよう要求されている。このような法のがれとしてつぎのものがあつた——庭園、ブドウ園、イチゴ畑の売買という名目での土地売買、個人所有権に属する建物の売買という

名目での土地の売買、建築権の売買という名目での土地の売買、しかるべき権力機關の決定にもとずき地片をたてものにゆるするにあたり未回収の費用を補償するという名目での土地の売買、地片の交換という名目での土地の売買など。

さきにもべた指令と廻狀では、どんな契約がまつたくゆるされないうものか、契約の違法をあげくにはほかの契約のどのような点に注意すべきかがしめされている。庭園、ブドウ園、イチゴ畑、すなわち作物を土地といつしよに売買するのはまつたくゆるされない、地片をはかの土地利用者にゆるするにあつて、ゆるされるのは庭園、ブドウ園、ないしイチゴ畑の栽培についやした労働支出のうち未回収分にたいし土地利用者に補償することだけである。

個人所有権に属する建物および建築権の売買契約が適法かどうかをしらべる場合、決定的な意味をもつのはきめられた補償額、および建築にあつてゆずりわたされた土地に投下された未回収費用にたいする補償額である。このような契約できめられた支はらいのうち、土地譲渡にたいする支拂いがふくまれていないかどうかをくらべる必要がある。正式にきめられた土地の交換にあつては、交換する土地にたいして不当ななくれた支拂いがいかどうかをききらかにすべきである。

違法な土地貸つけについては、一九三四年八月十七日のソ同盟検事局の特別廻狀がある。この廻狀は土地国有法の各種の侵害がペクロされたとき、犯罪者を文句なしに裁判するように要求しているが、この侵害として、とくに、違法な土地貸つけがある、たとえば、——「コルホーズがコルホースの土地を個人農にかしつける、

村ソヴェートが村からでいつた農家の菜園および附屬地をコルホースか個人農にかしつけ、その結果個々の農家がすこしの附屬地ごとくに集團をつくる、ソフホースが利用していない土地をコルホースにかしつける」といつたことである。同様に、じつさい上は反対にコルホースが利用していない土地をソフホースにかしつける場合がある。この場合、よく法をのがれるために、ソフホースのコルホースにたいする土地貸つけ、および逆の土地貸つけは、現金支拂いのかわりに、現物支拂い、ないしはオトラポートカ（形での補償）によつてかくされている。

四、裁判所と検事局側がとくに重大な注意をはらつているのは、コルホースにおける土地国有の侵害にたいするトウソウである。定期刊行物をみると、一九三八—一九三九年におこつた土地国有法にたいする脱法行為のじつに多種多様な場合がのせられている。

たとえば、ベシキール自治ソヴェート社会主義共和国では、ずつといせんにコルホースをでた地区ベター工業社員ベレーエフはコルホースをでてからのちもかれがもつていた〇・九六ヘクタールの附屬地を毎年小作にだし、一九三九年に土地測量がおこなわれたのは、かれはごまかしをやつて附屬地の一部を干草用として一三〇ルーブルでうつたのである（一九三九年八月二十一日の「クラーメナ・ヤベシキールヤ」第一九〇号）。タター自治ソヴェート社会主義共和国のソピン地区では回数倍のサルフィヤイノフが二年間附屬地を小作にだしていた。

コルホースにおける土地国有侵害の多数の場合とトウソウするたため、ソ同盟人民委員會議およびソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）

中央委員会の一九三九年五月二十七日の決定「コルホースの公有地を荒廃からまもる手段について、一九三九年ソ同盟決定集、第三四号、第二三五條）は刑罰に処すべき行為のハニイをさらにくわしく、ひろくした。刑罰をうける行為としてはコルホイズ員が附屬地を小作にだすことだけでなく、それをべつな人に利用させる（無償で）ことも（第五條）、またコルホースがコルホースの耕地、草地、森林での採草地をコルホイズ員およびコルホースにはいつていないものの個人的草刈場にすること（第六條）もある。なお、土地国有法の侵害者にたいしては、補足的に犯罪コルホイズ員をコルホイズより除名し、その地位から追放し、犯罪をおかした役人を党より除名するといった手段をきめている。

裁判をしつさいにおこなうにあつて、コルホースの共有地およびソフホースの土地を個人的な目的に勝手に利用することにつきどれが有罪かをきめるうえに不統一があらわれ、これと関連して、このような犯罪にたいし刑罰を課するにも不統一があらわれたので、ソ同盟最高裁判所幹部会は一九四〇年四月にしかるべき指導的な指令を裁判所にあたえた。コルホースの共有地とソフホースの土地を個人的な目的のために勝手に耕作することは専断であるとみなされ（刑法典、第九〇條）、個人用として作物を勝手に収穫することは——社会主義的固有財産のリヤクダツとされる。この勝手な耕作が当局の代表者ないしはコルホースおよびソフホースの代表的役員の許可をえておこなわれた場合は、これら役員はロシア社会主義連邦ソヴェート共和国刑法典第八七條イ項にもとずき（またはかの加盟共和国の刑法典の同様な條文にもとずき）、土地国有法の侵害者と

して処罰され、しつていて違法の許可を利用したものは——その共犯者として処罰される（「ソヴェートの裁判」、一九四〇年、第八号をみよ）。

ソヴェート土地制度の不可侵な土台である国有土地財産にたいする各種の侵害とカシヤクなくトウソウすることはソヴェート権力機關および全勤労者のもつとも重要な任務である。

第五章 ソフホースと機械トラクター配給所の土地利用権

- 第一節 ソフホースの社会主義的土地利用権の一般的トクテヨウ
- 第二節 ソフホースの土地利用権の主体
- 第三節 ソフホースの土地利用権の客体
- 第四節 ソフホースの土地利用権の内容
- 第五節 機械トラクター配給所の土地利用権

第一節 ソフホースの社会主義的土地

利用権の一般的トクテウ

一 ソヴェート土地法の土地利用制度のなかでもつとも重要な位置のひとつをしめるのはソフホースの土地利用制度である。

ソヴェート土地法の土地利用は、**直接的国家的土地利用権**の一種である。田舎農業企業——ソフホースの網をソシキとして、ソヴェート国家はこれを通じ、またこれによつて農業用地の直接的な利用を実現している。ソフホースは、直接的土地利用権の主体であるが、じぶん^{ソシキ}に提供された土地を根本的には農業生産をソシキの運営するための生産力として利用する。これは主として農業以外の各種の目的（運輸、工業企業など）のための営業基ソとして土地をもらうほかの国家的直接的土地利用主体とはちがう。

二 田舎農場はなごい独自の発展の道をたどつてきた。まだ十月革命の前夜、プロレタリアートの独裁をうちたてるためのトウソウの時期に、ボリシェヴィーク党四月大会（一九一七年）は、農業問題にかんする決議のなかで田舎社会主義的農業企業としての田舎農場の建設をきめていた。いつさいの地主的、御料地的、教会的、皇室的およびその他の非労働的土地所有をただちにボシシユウシ、没収した土地を農民層の手にうつすことを要求して、ボリシェヴィークの党は憲法制定会議の召集をまたないで農民にたいし、「……各地主所有地から大モハン農場をつくる」ようよびかけた。「……各地農業労働者の代表者会議により、農業技術家のシドウのもとで、最

もすぐれた技術をもちいて經營されるであろう」（レニーン、公集、第二十卷、六〇九ページ）。

この本の歴史的な部分（第三章）でしめたように、十月革命いらい農業立法はソヴェート建設のそもそのさいしよの段階から、農業の社会主義的改革事業における重要な一環としてソフホースに例外的な注意をさいていた。

三 ソフホースの社会主義的土地利用のシドウ的な役割は国家が大田舎農業企業を田舎農場という形でソシキし、ソフホースの耕地から多量の農業生産物をとるということによつて決定せられるだけではない。ソフホースの建設によつて、ソヴェート国家は農村に大社会主義農業の手法をつくつたし、またつくつている。ソフホースを通じてトラクターおよび複雑な農業機械といつたすぐれた農業生産手段を農業にうえつけ、ソフホースでの農業労働を工業労働とおなじものにかえ、こうしてソヴェート国家は労働農民に農村での大社会主義農業の手法とモハンとをしめしてきた、しめしている。

あらゆる手をつくしてトラクターおよび農業機械によつて農民をたすけ、かれらに種子をあたえ、農民にもつともすぐれた農業の方法をじつさいによつておしえるソフホースは「農業の社会主義的改造の脊髄」となつた。第十六回大会えのソ同国共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会の報告で、同志スターリンは農民層が社会主義の側にうつつてくることをトクテウすけ、「この転換はすこしずつジュンピされた」と説明しながら、この過程でのソフホースの役割をしめた、「……それ（転換——引用者）をジュンピしたのは、さいごに、全ソ同盟に分布し、あたらしい技術をもつたソフホース

の網であつた。ここでは、農民たちはその力にたいする、またあたらしい技術の傳力にたいする確信をもつことができた。わがソフホースに穀物資源の源泉だけをみるのは、まちがいだらう。じじつソフホースはそのあたらしい技術、周囲の農民にたいする援助、未曾有の經營キギにより、農民階級の転換をたやすくし、かれらを集團化への道におしすすめる動力となつた。スターリン、レニンは主義の諸問題、第一〇版、三七三ページ。

農民層が社会主義的な発展の道におきかえるようにソフホースによつてかれらにあらゆる援助をするこの仕事のなかで、ソフホースと農民層との關係の法律的形式として契約の形式があらわれた。これはのちに農民經營をソフホースの援助によつて国有地における共産農場のレールにむけかえるのに重大な意義をもつた。

たとえば、一九二七年に、オデッサ州のダラス・シニフチェンコ名義ソフホースは地方の中貧農との契約にもとずき、その農機具によつて農民の耕地を耕作する仕事をひきうけたが、このさい共産農場生産のソシキ者の役割をはたした。このソフホースによつてソシキされたのがさいしよの田舎機械、トラクター配給所であつた。フチェンコ名義ソフホースによつてソシキされたさいしよのエム・テ・ヌスのケイケン同志スターリンによつてたかく評價された。一九二七年ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十五回大会で、同志スターリンは「中央執行委員会および全国中央執行委員会通報」誌上にのせられたウクタイナ・ソフホース合同への感謝をつづつた。農民の手紙をよんで、つぎのことをシテキした。——「同志のみならず、このような例がもつとおおくなつたなら、そのときはこの仕事

ははるかにすすむことだらう」ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十五回大会、速記録、第一部、五七三ページ。同志スターリンのこのシテキはひろく実現された。われわれはしつてい、——現在シエフチェンコ・ソフホースの創意はそのすばらしい成果をあたえたことを、ほとんどすべてのソ同盟のホルホースが現在田舎機械・トラクター・配給所（一九三九年には、——エム・テ・ヌスは六三五六）の網をもち、これらはソフホースに奉仕し、そのシドウを実現していることを。

農業の集團化の仕事のうえで田舎農場のはたした役割は、まづた一九三一年三月の第六回ソヴェート全国大会の決定によつてきめられた。第六回ソヴェート全国大会はその決定「ソフホースの建設について」のなかでつぎのようにかいた。——「ソフホースは：農産物をつくる田舎工場であるだけではない。それは、(イ)ホルホースにたいする直接的援助の源泉であり、(ロ)大經營の手段であり、この經營にもとずいて農民は穀作物部門だけではなくて、畜産および工器作物の部門でも大共産農業にうつつた方が有利であることをしるのであり、(ハ)あたらしい技術の学校であり、あらゆる完成と改良との苗床であり、これらはソフホースでシケンされたのち、ひろくホルホース員大衆に利用される」(一九三二年ソ同盟法令集、第一七集、第一六〇條)。ソフホースを展開する仕事の中心に、ソフホースの量的な發展（予定した計画のキギで播種面積と家畜頭数を増加させる）とともに、第六回ソヴェート全国大会はソフホースの労働の質をよくなる、とくに收量をあげ、家畜の生産をたかめ、搾乳量をたかめ、原價をさげ、労働の生産性をたかめるなどの任務をおいた。

第六集、第一七一條。

田舎農場をつよくするにあつて大きな意義をもつたのはソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）中央委員会および中央統制委員会の一曰合同幹部会の決定によりソフホースのなかにつくれた政治局である。この決議では同志カガノヴィッチの報告にもとずき、幹部会はおおくのソフホースで階級の敵の殘党がソフホースの生産物にたいするリクダツと蕩盡とをソシキしようとするところみがあり、ソフホースのソシキ的經營的強化にかんする党と政府の政策にたいするサポータージニがあることを確認した。——「經理部長、ボキ係、耕作係、倉庫係、各係長などの資格でソフホースにはいりこんだこれら反ソヴェート分子は、トラクター、コンバインをわざとこわし土地をランザツにたがやし、家畜のせわをよくせず、労働のキリツをみだし、ソフホースの財産、とくにその生産物をリクダツしてソフホースの建設をボウガイしている」(ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）大会、會議および中央委員会幹部会決定集、一九三六年、第二部、五二四ページ)。政治局はソフホースのなかに党およびソヴェートの積極分子をソシキし、「ソフホースの全作業部面に党の眼と統制」を確保するよう要求された。政治局は大衆的政治活動を展開し、ソフホースの經營技術上の活動を補足し、ソフホースの前にだされた大農業經營のモハンをしめすという任務をはたさせたのである。

ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十八回大会（一九三九年）でおこなわれた第三次五カ年計画にかんする報告で、同志モロトフはシテキした。——「わがソフホースは第三次五カ年計画でケツテイ的に生産性のたかい、收益のたかい、經營にかわるべきである。それはじつさい上モハンの農業經營となるべきである」(モロトフ、ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十八回大会報告、一九三九年、二八二ページ)。これに應じて、ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十八回大会はちかいかい將來におけるソフホースの役割をつぎのように決定した。——「農業生産のいつそこのキカイ化と労働生産性の向上にもとずき、じじつ上ソフホースは生産性のたかい、收益のたかい經營にかわり、農業生産のソシキのモハンとなり、農業の收獲と生産力のためかしのモハンとなるべきである。——ソフホース人民委員部の家畜頭数を、とくに穀作物ソフホースにおける畜産ソシキを強化すべきである」(ソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）第十八回大会決議集、一九三九年、二二二ページ)。

第二節 ソフホースの土地利用権の主体

ソフホースの土地利用権の主体はテツテイした社会主義型の田舎農業企業である個々のソフホースである。国家は、ソフホースをソシキするにあたり、各ソフホースに農業生産をいとむため一定量の農業用地を確保した。

* 現在ソ同盟人民委員会およびソ同盟共産党（ボリシエヴィーク）中央委員会の一九四〇年三月十七日の決定「ソフホースの活動改善にかんするソフホース人民委員部の政策について」によつて、政治局はハイ止された（一九四〇年ソ同盟決定集、

現在わが国にはひじょうに多岐な田舎農場がある。一九三八年の資料によると、ソ同盟の全ソフホースは五千百万ヘクタールの農業用地を利用しており、そのうち一千二百四十一万一千ヘクタールは播種用地とされている。ソ同盟にはぜんぶで三九六一のソフホースがある。このソフホースは農業生産の基本部門の種類によつて、その所属のちがひによつてそれぞれ区別される。

農業生産の基本部門の性格によつて植物栽培ソフホース、—穀作、棉作、サイサイ栽培、アマ栽培、大麻栽培、あたらしい樹皮採取ソフホース、ブドウ栽培、野菜栽培、ゴム栽培、牧草栽培—および畜産ソフホース—大角家畜、酪乳、養豚、羊、馬、養鶏、養蠶など—がある。ソフホース基本的な経営部門をひとつきめるということは、一定種類のソフホースにはほかの農業経営部門がないということの意味しない。たとえば、穀作ソフホースでは畜産経営部門があり、畜産ソフホースも各種の農産物栽培がおこなわれる。

ソフホースの度をこした専門化を同志スターリンは第十七回党大会（一九三四年一月）での報告で、一九二〇年代のおわりと一九三〇年代のはじめにおこなわれたソフホース網展開期におけるソフホース建設のひとつの本質的ケツカンであるとみとめた。『ソフホースじしんが—と同志スターリンはシキキしている—あまりにも専門化して、輪作も、休耕地もなく、畜産部分をもたない。あきらかに、この度をこした専門化をなくする必要がある』（スターリン、レーニン主義の諸問題、第十一版、四五四ページ）。この立場に応じてソ同盟人民委員会議の一九三三年十二月二十二日の決定、「穀作ソフホースの細分化について」（一九三三年ソ同盟法令

集、第七四集、第四五三條）は「穀作ソフホースの商品性をいつそらたかめ、穀作ソフホースのハイ物および採草地および放牧地をもつとよく利用するため、穀作ソフホースのなかに副業的商品部門として、飼羊、有角家畜、養豚および養鶏をおこなう」よう決定した。

二 その所属にもとずいて、田舎農場はソ同盟ソフホース、共和国ソフホース、地方ソフホースにわかれる。ソ同盟ソフホースがつくられはじめたのは一九二八年である。あたらしいソフホース網が開発されたとき、ソ同盟農業人民委員部がつくられ（一九二九年ソ同盟法令集、第七五集、第七一八條）、これにはとくに大ソフホースのシドウがまかされた。そのときまであつたのは共和国の農業人民委員部だけで、ソ同盟の農業指導機関はなく、ソ同盟ソフホースもなかつた。

（さらに第一次五年計画のさいごの二三年に大ソフホースがいちじるしく増加したためソフホース建設シドウのため特別人民委員部をつくることが要求された。ソ同盟中央執行委員会および人民委員部および人民委員会議の一九三二年十月一日の決定（一九三二年ソ同盟法令集、第七一集、第四三五條）により穀作および畜産大ソフホースはソ同盟農業人民委員部からはなれ、そのシドウのためソ同盟穀作、畜産ソフホース人民委員部がシキキされている。

現在、ソ同盟ソフホースのシドウはおおくの人民委員部によつておこなわれ、ソ同盟人民委員会議で一九三八年二月十七日に確認された規定にもとずき、ソ同盟穀作、畜産ソフホース人民委員部は穀作、酪乳、肉、養豚、飼羊および飼鹿ソフホースをシドウしてい

る。ソ同盟農業人民委員部の仕事はソ同盟人民委員会議およびソ同盟（ボリシェヴィーク）中央委員会議の一九三九年十二月五日の決定によつて再シキされるまでは主としてコルホース生産のシドウに集中していたのであるが、これは品種改良、牛豚種改良、馬匹飼育、棉作、アマおよび馬種改良ソフホース、あたらしい樹皮採取ソフホース、ソ同盟の柑橘栽培および養蠶ソフホースをシドウしてきた。一九三九年十二月五日の決定により、みぎにあげたソフホースはソ同盟農業人民委員部からソ同盟ソフホース人民委員部のカンカツにうつつた。さらにソ同盟人民委員会議およびソ同盟共産党（ボリシェヴィーク中央委員会議）一九四〇年二月五日の決定「養蠶ソフホースをソフホース人民委員部のカンカツよりセンイ工業人民委員部のカンカツにうつす件について」ソ同盟決定集、一九四〇年、第三集、第八一條）がだされた。テンサイおよびタバコソフホースは食料工業人民委員部のカンカツ内にある。さいごに、酪乳、肉、ソフホースの若干の部分はソ同盟酪乳、肉、人民委員部がシドウする。

共和国ソフホースのシドウは、ソフホース人民委員部のほかに、加盟および自治共和国のしかるべき人民委員部に課せられる。地区、州および都市ソフホースは地区、州執行委員会、都市勤労者代表ソヴェートのカンカツ内にある。

三 ソフホースのシキキ上の構成形式についていうと、まず独立田舎企業としてのソフホースとソフホース・トラストにはいつているソフホースにわかれる。

独立企業としてのソフホースのシドウは直接ソ同盟、加盟および

自治共和国の人民委員部によつておこなわれるか、しかるべき地方勤労者代表ソヴェートおよびその執行委員会により、その中央局および課を通じておこなわれる。トラスト、ソフホースのシドウにまず当該ソフホース、トラストによつておこなわれる。ソ同盟ソフホース人民委員部は直接にその生産上の、領土上の局を通じて、またソ同盟人民委員部の一九三八年二月十七日の決定（一九三八年ソ同盟決定集、第四集、第一三條）にもとずきシキされた領土上のトラストを通じて、ソフホースをシドウする。同盟人民委員会議およびソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会議の一九四〇年三月十七日の決定「ソフホース人民委員部のソフホース活動改善策について」（一九四〇年ソ同盟決定集、第六集、第一七一條）はソフホースといつそらトラスト化することを決定した。ソ同盟ソフホース人民委員部の系統に属するソフホースの数は人民委員部のシドウにより一〇七から一三五にふえた。これに応じて非トラスト化ソフホースの数は七七三から二八八にへつた（「イメヴェスチヤ」、一九四〇年三月二十三日號）。

あれこれのソフホースをふくむこのトラストはソクホース的土地利用権の主体ではない。ソフホース・トラストは個々の田舎農業企業である大ソフホースをシドウするにすぎないのであり、この大ソフホースにたいして土地利用権が確保され、それが土地利用者である。

かつて、一九三〇年代のはじめに存在した「合同」（農業トラストの最高の環）、たとえば、畜産合同、養豚合同などはまもなく解消させられた。

独立の、ないしはトラスト化した国营農業企業であるソフホーエスのほかに、いわゆる各種の機関企業およびソシキの副次的経営としてのソフホーエスがつくられている。たとえば、ソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の一九二九年六月十二日の決定にもとずき、ソ同盟財政人民委員部が許可すれば、高等専門学校および研究機関内に學生の生産教育のため、または各研究所、試験場などの科学的成果を生産諸条件のもとで試験するため、副次的な農業経営をすることがゆるされた（一九二九年ソ同盟法令集、第三九集、第三四二條）。

一九三六年三月二十七日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定「トラストその他の経営ソシキを融合、合同、分割および解消し、またこのソシキから個々の企業を独立させる手続について」（一九三六年ソ同盟法令集、第一八集、第一五一條）にもとずき、ソフホーエスもトラストの一部分としてであれ、独立国营農業企業としてであれ、あたらしいソフホーエスをつくるのはソ同盟人民委員会議の決定によつてのみゆるされる。共和国ソフホーエスは加盟共和国の人民委員会議の決議によりつくり、地方ソフホーエスは——しかるべき勤労者代表ソヴェートの執行委員会の決議によりつくりらる。

各ソフホーエスはその定款をもつており、これはそのソフホーエスが所属するソシキないし機関のシドウ者（人民委員、トラスト管理人、ないし、しかるべき執行委員会の代表者）により確認される。この定款ではソフホーエスの基本的任務、その構造、管理および財制上の基ソが決定される。ソシキにあつてソフホーエスには定款上の基本

財産があたえられる。定款が登録されるとソフホーエスは法人権を有する。

経営のキボとその種類とに応じて、各ソフホーエスの内部構造がきめられる。たとえば、穀作ソフホーエスは特別な管理部をいたたいて各部門にわかれる。穀作ソフホーエスの基本生産単位である各部門はソフホーエスの土地の一定部分で経営をいとなむ。おなじように畜産ソフホーエスは畜産会社にわかれる。だが部も会社もソフホーエ斯的土地利用権の主体ではない。土地はソフホーエス全体に確保されておりソフホーエス全体だけが土地利用権の主体である。

第三節 ソフホーエスの土地利用権の客体

一 ソフホーエスの土地利用権の客体は、農業生産用にあてられた土地である。
ソフホーエスの利用する土地、ハ、ソフホーエスをつくるにあたり、ふたつの段階を区別し、このふたつの段階に応じてこのフォンドがつくりたふたつのちがつた源泉を区別しなければならぬ。

十月革命の当時、ソヴェート国家は、ひろく農民大衆に対決し、非勤労的所有から没収した土地の大部分を平等の原則にもとずき、勤労者の個人的な利用にまかせたが、この革命らしいソフホーエスの利用する土地の本来的なフォンドは旧地主所有地のうち、農民層の勤労的利用に分配されなかつた。土地からつくられたこの本の歴史的な部分（第三章、第一、二、三節をみよ）、一九一七—一九一九年にかけての土地にかんする重要な法令はすべて、非勤労的な旧土地

所有の高度な技術をもつた經營地はのこして、ここにモハン的な国营農場をつくるようにとの指令をあたえた。これは量的にはさほど大きいフォンドではなかつた——おそらく地主的土地所有總面積の一二パーセントであつたらう。

第二の段階は工業化の時期からはじまる、この時期に、さいしよは第十五回党大会（一九二七年）の決議が、つぎにこの決議を具体化した一九二八年ソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会七月幹部会の決議が、農業の社会主義的改造事業のもつとも重要な支店として国营農場網をひろく展開するうえから、ソフホーエスの利用する土地フォンドをいちじるしく拡大するよう要求した。七月幹部会の決定は、あたらしくソフホーエスにソシキされる土地は農民的土地利用をこわさないようにわりあてられるべきだとシテキしている。あたらしい穀作、畜産大ソフホーエスは、おもに、固有予備地の自由地があり、あたらしい土地をとるにしても、この土地ははじめて農業の輪作にくりいれられたものであるような地方でおこなわれた。このことは国内の農業耕作の播種面積をひじように拡張した。

二 ソフホーエスにたいする土地割当は土地整理の基準によつておこなわれる。各ソフホーエスにはソシキされる農場の種類、その計画上の任務にもとずいて土地がわりあてえられる。
ソフホーエスにたいする土地割当案は現地でソフホーエス管理人、村ソヴェート代表、ソフホーエスのとなりにあるコルホーエスの代表が参加して検討してのち、地区勤労者代表ソヴェート執行委員会に提出され、この委員会はソフホーエスの土地利用の外界を部分的には確認する。

ソフホーエスにたいする土地割当は、現在、單一土地固有フォンドの來開地だけからおこなうことができる。ソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の一九三二年九月三日の決定「コルホーエスの土地利用を安定させる件について」（一九三二年ソ同盟の法令集、第六六集、第三八八條）はまだコルホーエスの土地をきりとつてソフホーエスをつくることをゆるしていた。もつともおのおのの場合ソ同盟農業人民委員部内の最高土地委員会の許可がある。現在この規定は効力をなくしたものとみなすべきである。なぜなら、一九三五年二月十七日の農業アルテリ模範定款と、一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会およびソ同盟人民委員会議の決定によると、コルホーエスの土地面積の削減は、原則として、ゆるされず、ソ同盟政府の特別な許可がある場合にのみおこなわれる。

ソフホーエスは、一九三五年七月七日のソ同盟人民委員会議の決定により、土地利用の外界がきめられたのち国法が永久的土地利用を委任したコルホーエスのちかくで経営をおこなつていく。コルホーエスの土地の外界をきめる仕事は、国法がコルホーエスに委託される前におこなわれるのだが、となりにあるソフホーエスの土地利用の外界をさらにゲンミツにする助けとなつた。

三 ソフホーエス建設の第一段階には、ソフホーエスが、原則としてもつともすぐれた技術をもつた旧地主経営を土台としてつくりだされたのであるが、個々のソフホーエスの面積にかんする問題は經驗的にきめられた、——それはその地方の農民層が利用する各非勤労的土地所有の面積（それは大部分は数百ないし数千ヘクタールである）に

よつて條件づけられる。さらに一九二〇年代のおわりにソフホースが大部分当時まで占有されなかつた土地で大量の建設されはじめた当時「誇大モウソウ」のケイコウがあらわれた(当時のコルホース建設の場合もおなじであつた)。ソフホースは数万、ときには数十万ヘクタールの面積でつくられはじめた。

実践は度々こした大ソフホース建設の否定的な面をあらわしたままた度をこして大きな国家行政区劃、度をこした大官廳などの不便もあらわれた。——大キボな具体的な機動的なシドウを困難にしたソフホースの作業をよくするために、大ソフホースの削減、——まず畜産ソフホース、のちに穀作ソフホースについて——の過程がはじまつた。

一九三二年三月三十一日のソ同盟の人民委員會議およびソ同盟共產黨(ボリシェヴィーク)中央委員會議の決定「畜産ソフホースの作業について」(一九三二年ソ同盟法令集、第二三集、第一四三條)によつて量的發展のひじようにおくれた畜産ソフホースの作業にかんするわらひ指導が検討された。——そして畜産ソフホースの大きな網がつくられ、有角大家畜二百五十六万頭、豚八十六万頭、羊四百七十万頭をもつ一四八〇のソフホースがソシキされた。これとむすびついでいて、この決定のひとつの指令は「現にあるソフホースとトラストを細分化することであつた。——この場合、有角大家畜、豚、羊などの頭数の限界キボがきめられた。たとえは乳牛、肉牛ソフホースでは一〇〇〇頭をこえてはならなかつた(第二篇、第六章)。各畜産ソフホースにあたえられる土地面積は、現にあるソフホースが細分化された場合、またはあたらしいソフホースがつくられた場

ソフホースが利用するのは、しかし、農業用地だけではない。ソ同盟とロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の一九三三—一九三四年の法律によつて、ソフホースが利用するようになされたものにその領内にある地方的な森林がある。
* くわしくは森林フオンドについてのべた第十章第五節をみよ。

ソフホースの土地利用は、なお、その領内にある池をふくんでいゝる。一九三二年十二月十七日のソ同盟中央執行委員會議と人民委員會議の決定にもとずいて一九三三年九月二十九日にだされた旧ソ同盟配給人民委員部の指令(一九三四年、第一集、三四—三六ページ)、「漁業コルホースについて」により、ソフホースの領内にある地方的な池はまずそのソフホースに漁業團體用としてあたえられる。ソフホースの領内にあるさきの池がすでに別な團體にあたえられている場合利用している池のうちから、そのソフホースの労働者に魚を供給するに必要な数だけの池があたえられる(一九三二年ソ同盟法令集、第八三集、五一—四ページ)。

第四節 ソフホースの土地利用権の内容

一 ソフホースの土地利用権は、直接的利用権の一種であり、無期限の権利である。ソヴェート国家はソフホースをソシキして、それに農業用地を確保するにあつて、土地利用の期限というものをつくらなかつた。ソフホースの土地利用権は、無期限の利用権で

合の家畜の頭数の限界基準に相応していなければならぬ。

すこしおくれで一九三三年十二月二十二日にソ同盟人民委員會議の特別な決定「穀作ソフホースの細分化について」(一九三三年ソ同盟法令集、第七四集、四五三—四五四ページ)がつくられた。ひとつのソフホースがもつ耕作可能土総面積の限界が二万—二万五千ヘクタール以下——とくべつな耕作地をもつソフホースは一万五千ヘクタール以下——ときめられた。同時にソフホース内各部の播種面積の限界が二千—二千五百ヘクタール以下ときめられた。一九三四年にこの決定にもとずいて七〇のソフホースが特別な目録により、細分化され、のこりのソフホースの細分化は一九三五年にのこされた(第一部、第一—三章)。

党と政府とがソフホースの仕事を改良する事業においてソフホース細分化にあたえた意義はつぎのことであらうがきされた。すなわち同志スターリンは第十七回党大会(一九三四年一月)での報告演説でこの問題にとくに注意をほらい、つぎのようにシテキした、——「……わがソフホースはあまりにも大きすぎるので、監督はこの巨大なソフホースを処理できない、……あきらかに、ソフホースをこまかくする必要がある……」(スターリン、レーニン主義の諸問題、第十一版、四五四—四五五ページ)。

二 ソフホースの利用に確保された土地集團は各種の田益地、まず第一に農業用地——耕地、牧草地、牧場、放牧地などからできてゐる。あれこれのソフホースがもつ土地集團内の各種農業用地の相互關係はソフホースの農業方針により、そのおもな生産部門と副業部門にもとずいてきめられる。

あるが、それが中止されるのはただしかるべき権力の機關ないしは国家行政機關の決定によるのである(あとの第四項をみよ)。

土地法典(第一六三條)にもとずいて、国营農場の土地利用はいつさい例外なしに、土地機關とのあいだにむすんだ特別なケイヤクによつてきめられる。このケイヤクでは、ケイヤクに定められた期間中にソフホースがやりとげるべき農業上の措置がきめられる——土地、農機具ないし建造物をリクダツ的に利用するとケイヤクは破棄される。土地法典がだされた当時国营農場の利用者であつた機關と團體がその土地利用をケイヤクできめられていない場合、その利用権をうしなつた(第一六三條のただし書)。土地利用の代償として国营農場から金納地代がとられる、場合によつてソフホースは地代をおさめるかわりに、農業部門における国家的課題、土地改良およびソフホース内にある建造物と農機具の修繕などをしなければならぬ。

土地利用者としてのソフホースがもつこの種の法的地位は、それに必要な土地利用の安定をホシコウしなかつたし、ソフホースが農業生産部門の国营社会主義企業をおこなうものとして行使したあの直接的土地利用権にもふさわしいものではなかつた。このため、ソフホースは国民經濟のほかの部門(工業、運輸など)における国营企業とくらべて、不利な状態におかれた。後者の土地利用はケイヤク上の義務、とくに地代によつて制限されていなかつたのである。ソフホースに土地を提供するケイヤク形式は、両当事者がソフホースに土地を提供する機關も、土地をもらつたソフホースも——おなじ官廳、農業人民委員部の所屬だから、そのコンキョウがらすいのである

る。

実験はひじょうにはやくこのソフホースの土地利用形式の否定的側面をあらわした。それで法律はそれをハイ止した。

一九二七年三月十六日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定（一九二七年ソ同盟法令集、第一五集、第一六二條）によつて、ソフホースの利用する土地にたいして地代をとることは禁じられた。これによつて、一九二二年の土地法典がはじめたソフホースの土地利用権の有償性がハイ止され、ソフホースの土地利用権は国有地の無償利用権となつた。これはテチイ的な社会主義型の国营農業企業であるソフホースの本性にまつたくふさわしいものである。有償の原則がハイ止されるソフホースの土地利用権をきめるケイヤク形式もなくなつた。現在いつさいのソフホースの土地利用権は土地機関ならかのケイヤクもむすばないで土地割当をおこなう法令にもとずいて発生する。——本來的な土地利用者であるほかの用家機関と団体の土地利用権が発生するのとおなじである。

二 ソフホースが土地をもちかうのは農業生産をおこなうためである。土地利用者であるソフホースの根本的義務はあたえられた土地をしかるべく占有し、利用することである。ソフホースは正しい輪作をとりいれ、農業機械、農具および肥料を適用して農業技術の最新の成果をその生産にそなえつけ、いつさいの農業作業を政府の要求する一定の期間にやりとげる義務がある。ソフホースに確保された土地の利用は、政府がソフホースにたいして確認したその農業生産計画に一致しなければならぬ。こうして、国家的農業計画、ならびに国家的畜産計画の遂行が社会主義的土地利用者であるソフホースの根本的義務である。

一、その根本的義務である。

あれこれと農産物の生産をおこなつたソフホースは、そのとりいれた收穫物、大きくした家畜などを処分する。ソフホースの生産するいつさいの生産物は、国家のものであるから、国家の計画およびソフホースの上級機関の指示にもとずいてソフホースが実現しなければならぬ。ソフホースの收穫物と畜産物とをじぶんの経営のためにつかうのは、ただソフホースの属する機関のきめた基準のハンイ内だけのことである。

三 各ソフホースにあたえられた土地は、ソフホースがその直接の用途にもとずいて利用しなければならない。——つまり国有社会主義大農業企業の発展のために利用しなければならない。

事実上再建期の数年間だけではなく、その中でもソフホースが附近の農民に利益で土地をかしつたりすることがめずらしくなかつた。これはまつたく旧経営方法の遺物であつた。これは高度な商品生産によつて国家をホシヨウするはずの大田営農場をつくろうとして困難にであうと、最少のテイコウ線をゆこうとすることである。ソフホースの根本的な任務にたいするこのようなボウダクとたからため、法律はソフホースに割当てられた土地の利用権をおかした場合、これをゲンミツに処しはじめた。

現在例外としてソフホースの土地には二次的利用がゆるされている。——それも直接に法律で定められた場合と形式だけにかぎられている。

まず、ソフホースが利用しない土地を一時的に利用する場合の形式はゲンミツにきめられている。

共和国の法律にもとずき、一九三〇年十一月三十日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国の経済会議の決定によつて、ソフホースは地方土地機関がみとめるなら、その利用しない土地を国家ソシキおよび協同ソシキに一時的に利用させる権利があたえられた。一九三一年一月三日ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国農業人民委員部編纂——一九三一年、第五集、三〇ページ。同時に場合によつてはソフホースが臨時土地利用者から土代をとることがみとめられた。

いま、一九三七年六月四日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定、「農業用地貸つけの禁止について」がでてから、ソフホースが利用していない土地をほかの土地利用者に一時的に譲渡することは、法律でみとめられた場合に無償でゆるされるにすぎない。ソフホースが土地を賃貸することはいまはまつたくゆるされない。ソフホースがこつそりと有償で一時的に利用させるのは（オートレポートなど）のかわりに、すべて違法である。

ソフホースが利用しない土地をべつな土地利用者に譲渡する場合を統制するソ同盟の法令のうち、重要な法令はつぎのとおりである。一九三四年五月二十九日のソ同盟人民委員会議の決定により（一九三四年法令集、第三二集、第二三九條）。コルホース、労働者、俸給生活者などには、ソフホースがじぶんの経営のために利用していない土地で、たまた、しかも無制限に草をかり、家畜を放牧する権利があたえられた。ソフホースの土地集圃からみぎにあげた種類の土地利用者にたいして草かりおよび放牧用として土地を割当るのは地区土地部がソフホースの監督の同意にもとずいておこなう。一九三五年二月六日の第七回全国ソヴェート大会は、ソフホース

スのもので利用していない放牧地と採草地とをコルホースに長期間、無償で利用させることにした（一九三五年、ソ同盟法令集、第八集、第六七條）。

この場合法律でべられていたのはただソフホースが利用していない土地の「譲渡について」（もつとも長期間利用させる）で、このよるな土地をソフホースから「きりとる」（あとでのべる別な場合のよりに、——土地の一部を没収することをのべている第四項をみよ）ことではないのだから、このよりに土地を譲渡して利用させることはソフホースが譲渡した土地の利用権をまつたくうしなつたことを意味しないと、結論すべきである。きよう利用していない地片もあすはソフホースが利用すると要求されるかもしれない。立法は直接にこの利用期間の程度をきめていないのだから、一時的利用を禁止する基準はおのおの場合の具体的な利用条件で定めねばならない土地を一時的に利用させる場合、もつともよく利用される形式は——ケイヤクの形式である。

ソフホースの土地にたいする二次的利用のべつな形式として、ソフホースの労働者と俸給生活者に建築用および菜園用として土地を割当ることがある。一九三四年六月七日のソ同盟中央執行委員会および人民委員会議の決定によつて（一九三四年ソ同盟法令集、第三二集、二三七ページ）、穀作ソフホースと穀作ソフホースの労働者および俸給生活者との間でむすばれた個人住宅建築用に土地を割当るケイヤクのモハンが確認された。個人住宅用として労働者と俸給生活者に土地を譲渡するのは、ひろくおこなわれていることではない。なぜならソフホースはその大部分が国庫負担で労働者のために住宅建築

をおこなつてゐるから。

現在一九四〇年三月十七日づけのソ同盟人民委員会議およびソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会の決定「ソフホース人民委員部のソフホース活動改善策について」一九四〇年、ソ同盟決定集、第六集、第一七一條）によつて、一九三九年七月二十日八日づけのソ同盟人民委員会およびソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央執行委員会の決定、「農村にすむ労働者と俸給生活者、農村の教師、農業技術専門家、そのたの非コルホース員の採園地について」（一九三九年ソ同盟決定集、第四七集、第三六二條）がソフホース人民委員会、肥料品人民委員会および肉類人民委員会であらう労働者、俸給生活者および専門家にもあてはめられることとなり、菜園地のキポとして家族あたり〇・一五ヘクタール以下とされた（第七條）。

* コルホースの土地利用をのべたつぎの第六章、第七節をみよ。

■ ソフホースの土地利用は、法律で定められたキジュンにもとずいてのみ禁止することができる。現行法はソフホースの土地権にたいする禁止をふたつに分けてゐる、——ひとつの場合、ソフホースはわりあてられた土地の一部にたいして利用権をうしなうが、べつな場合、ソフホースは全部の土地にたいする権利をうしなう。

一九三五年いらい、未利用地をソフホースからきりとつて、この土地をコルホースにわたすことをきめたソ同盟人民委員会議のおおくの決定がだされた。政府のこれらの決定により、ソフホースの未

利用地をコルホースに譲渡することをきめた各加盟共和国の地区、地方執行委員会の決定がうらがきされた。さきにあげた諸決定によつてソフホースからきりとられた土地の境界（地圃および現地地）が地方執行委員会によつて確定される。この場合かならずソフホースの監督ときりと地をもらうコルホースの代表が参加しなければならぬ（一九三五年九月八日づけのソ同盟人民委員会決定——一九三五年ソ同盟法令集、第四八集、第四〇〇條、一九三五年七月七日づけの決定——一九三五年ソ同盟法令集、第三七集、第三一八條、その他）。

きりとられた土地の権利をうしなうと、ソフホースは同時にこの土地にあつて、それから分離できない財産（農作物、建造物など）のすべてにたいする権利をなくする。ソフホースの財産、農作物、果樹類をコルホースにゆすり、コルホースがこれにたいして支拂う（基準は一九三六年十月三十一日づけのソ同盟人民委員部の決定によつてきめられてゐる）（一九三六年ソ同盟法令集、第五七集、第四四二條）。この決定によると、コルホースにゆすつた土地（休閑地、春まき地、秋まき地）にたいしてソフホースがつかつた費用はコルホースが翌年の収穫から現物で国家にしはらう。これはコルホースとエム・テ・エスの会計にたいしてきめられた割当率による。多年生の果樹類と苗木は果樹の実状にのつとり、コルホースにうりわたされる。

ソフホースの確保された土地にたいする権利は、ソフホース解散の場合にだけ全面的に中止される。一九三六年一月十一日づけのソ同盟人民委員部の決定によると（一九三六年ソ同盟法令集、第六集、

第五四條）、さきの解散はソ同盟人民委員部の許可がある場合にかぎりおこなわれる。

第五節 機械トラクター配給所の土地利用権

さきへのべたように、ソフホースの建設を土台として、成長した田舎機械・トラクター・配給所は、現在、わが国のほとんどすべてのコルホースにたいし国家的指導をおこない、ソシキ上、技術上の援助をあたえる。国有機械・トラクター・配給所はソ同盟政府の許可をえてとシキされるのであり、全ソ的なソシキである。国家のもちものであるトラクターと高度な農業機械によつて、コルホースの耕地に奉仕する機械・トラクター・配給所は田舎農業企業としてそれしん土地利用権の主体である。

だが、エム・テ・エスの土地利用権はソフホースの土地利用とその対象によつてちがつてゐる。ソフホースの土地利用権の対象は農業用地であり、この土地でソフホースが農作物の生産をおこなうとすると、じぶんで農業経営をしないで、コルホースの耕地ではたらくエム・テ・エスの土地利用権の対象はその附屬地である。各エム・テ・エスは單一国有土地フォンドから生産用建造物ガレージ機械倉庫、石油貯蔵所、作業場など）の敷地および労働者と俸給生活者の住宅敷地をわりあてられる。

エム・テ・エスエの附屬地ありては、地方土地機関が政府のきめたエム・テ・エスの附屬地の限界に応じて、土地整理の基準により

おこなわれる。一九三九年二月八日づけのソ同盟人民委員会議の決定、第一五九二號「エム・テ・エス附屬地として割当られる土地のキポにたいする検討について」により、エム・テ・エスの附屬地の限界キポは一五ヘクタールときめられている（一九三九年十一月四日づけのソ同盟農業人民委員会命令、第六八七号——一九三九年ソ同盟農業人民委員会基本命令および指令集第三一—三二集をみよ）。この附屬地のキポはそこにエム・テ・エスがその任務をはたすに必要ないつさいの経営用、住宅用建造物をつくることのできるチイドのものである。

第六章 コルホースの土地利用権

- 第一節 コルホースの土地利用権の一般的トクチヨウ
- 第二節 コルホースの土地利用権の主体
- 第三節 コルホースに土地を永久に確保する制度
- 第四節 コルホースの土地利用権の対象であるコルホースの単一土地集團とその一部分
- 第五節 土地利用者としてのコルホースの権利と義務
- 第六節 コルホース農家の附屬地利用権
- 第七節 農村にすむ労働者、俸給生給者、その他非コルホース員の附屬地利用権

第一節 コルホース土地利用権の

一般的トクテウ

一、国营農業企業（ソフホース）とちがつて、コルホースは勤労農民が固有の土地で、国家のソシキ上、金融上、技術上の援助をうけながら、その家族の労働で大共有経営をおこなうため、じぶんの基本的生産要具および生産手段を共有にしてつくつた自発的統一体である。

コルホースでは、農業生産の根本的要素は共有となつてゐる——農業をおこなうための土地は共有にされ、根本的な生産要具と生産手段（農機具と家畜、経営上の建造物、農産物）は共有にされ、労働は共有にされている。共営農場——これは共有農場である。コルホースには生産要具と生産手段をうしなつた人物もないし、それを私有権にもとずいて所有する人物もない。「コルホースは経営の型としては社会主義的経営形式のひとつである」（スターリン、レーニン主義の諸問題、第一版、二八七ページ）。

だから、コルホースの土地利用は社会主義的土地利用である——それは固有地でコルホース員の共有生産手段と共同労働を實現する。コルホースの土地利用の社会主義的性格は、固有地で個人的小経営をいとなむ個人農家の勤労的土地利用とコルホースの土地利用とを根本的に区別する。

二、わが国でコルホース制度が勝利をおさめた結果、コルホースの土地利用権は農業用地利用のほかの法律制度のうち第一位をしめ

るまでになつた。

コルホースはいま圧倒的多数の農民を統一している。個人農をギセイにしたコルホースの増加の注目すべき数字がソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）第十八回大会（一九三九年三月）での報告で同志スターリンにより引用されている——「コルホースの穀物播種面積が一九三三年の七千五百万ヘクタールから一九三八年の九千二百万ヘクタールに増加したが、同時に個人農の穀物播種面積はこの期間に一千五百七十万ヘクタールから六千万ヘクタールに、すなわち全穀物播種面積の〇・六パーセントにへつた。わたしはもう工業用作物の播種面積についてはのべない。ここでは個人経営の役割はゼロであるから、なお、だれもしつてゐることだが、コルホースにいま統一されているのは一千八百八十万の農家、すなわち、漁業コルホースと営業コルホースを別にして、全農家の九三・五パーセントである」（スターリン、第十八回大会におけるソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会の活動にかんする報告、一九三九年、レーニン主義の諸問題、第一版、五八〇ページ）。

「これは——同志スターリンはおなじ報告のなかで結論をあたえている——コルホースがテツタイ的に強化され、固定され、社会主義的経済制度がいまこそわが農業の唯一の形式となつたことを意味する」。

コルホースの利用する土地総面積は、現在耕作している農業用地総面積四億二千五百万ヘクタールのうち、三億七千万ヘクタールにのぼる。コルホース総数は一九三九年に二四二、〇〇〇以上であつた。

コルホースの土地利用がどれだけ大きな比重をしめるかは、つぎの点からわかる——一九三九年に、一九三九年二月八日のソ同盟人民委員会議の決定「農業活動の国家的計画について」(一九三九年ソ同盟決定集、第一四集、第八八條)によると、コルホースはソ同盟の總播種面積の九〇%以上——一〇〇、〇〇〇百万ヘクタールを播種、耕作しているが、一方ソフホースは九百万ヘクタール、個人農は六〇万ヘクタールである。

コルホースがその土地利用のキボ上どれだけ大きな経営かということ、つぎの資料(ソ同盟の)がショウマイしている——各コルホースに確保された土地集團の平均的キボは——一五〇〇ヘクタール以上、各コルホースの平均播種面積は——四〇〇ヘクタール以上各コルホースに統一された平均農家数は——七五以上である。

*この数字はつぎの本からとつた——「スターリン社會主義憲法」アルバム、一九三八年版、三七ページ。「社會主義農業の勝利」一九三九年、一六一—三二二ページ。「ソ同盟共産主義農業のキボ」一九三九年、第一〇集、三七—四九ページ「社會主義農業」統計集、一九三九年、九四—一〇二ページ「第二次スターリン五カ年計画におけるコルホース」統計集、一九三九年、四、九—一〇二ページ。

ソ同盟全国平均で、一コルホース農家あたりの土地は、附屬地をふくめてコルホースに確保された土地のうち二〇ヘクタールである(これにたいし、ツァール・ロシアでは貧農と中農との農家一戸あたり農地七ヘクタールをもつていた)。

つて統制されている——これは第二回全ソコルホース突撃隊員大会で採択され、一九三五年二月十七日ソ同盟人民委員会議とソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)中央委員会により確認されたものである(一九三五年ソ同盟法令集、第一集、第八二條)

ソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)第十八回大会(一九三九年三月)の報告、同志モトローフはつぎのようにシテキした——「わが国の第三次五カ年計画でコルホース農業の根本的な形は農業アルテリとなる。われわれはまだ農業の向上のために、コルホース農民の幸福増進のために、このコルホース形式のあらゆる可能性を利用するところまでいっていない。だから現在コルホースの側にかたむき、重点を農業アルテリからコルホースにうつすこと——これは正しくない位置をしめ、道からそれることを意味する。この問題で、いわば、あたらしい地帯、社會主義から共産主義への漸時的移行の地帯がはじまつた場合、若干の人がコルホースにうつすことがないようにするには——いまコルホース運動の土台はやはりアルテリだということをはつきりとのべねばならない」(モトローフ、ソ同盟国民経済の發達の第三次五カ年計画、一九三九年、六一—六二ページ)。

二、コルホース建設の根本形式——農業アルテリのほかに、べつなコルホースの定款形式がある——すなわち土地共同耕作組合(Toshk)と農業コンムーンである。コルホース的土地利用権の主体として、なお、いわゆる混合營業農業アルテリ(ブロムコルホース)と漁業コルホースがある。

みぎにあげたいつさいの共營農場の土地利用にかんする法体系は特別な定款によつてきめられている。

コルホースにどれだけ土地をホシヨウするかは、各地区でひじようにちがう、これはソ同盟全国の農業用地の分布と人口の密度によるのである。一九四〇年三月十七日ノヴォシビノリスク州の農業指導者会議でおこなつた同志アンドレエフの演説「ソ同盟東部諸州における社會主義農業のあたらしい勝利のために」で、各共和国、地方、州におけるコルホースに永久にあたえられた土地で——コルホース農家あたりの土地面積にかんする数字が引用されている——「ウクライナでは一コルホース農家あたり九ヘクタールの土地があり、カリニョン州では——一四ヘクタール、モスコウ州では八ヘクタール、オロネジでは——一ヘクタール、クルスクでは——一〇ヘクタール、クラスノカルスク地方では——五九ヘクタール、ノヴォシビノリスク州では——四九ヘクタールに、オムスク州では——四九ヘクタール、アルタイ地方では——四七ヘクタール、チェリヤピンスク州では——四〇ヘクタールである」(「ブラウダ」、「イズヴェスチカ」一九四〇年三月二十二日)。

第二節 コルホースの土地利用権の主体

コルホースの社會主義的土地利用権主体は法人権をもつ各個々のコルホース(その定款の形式は種々ある)である。

一、農業の全面的集團化にうつつていらい(一九二九—一九三〇年)コルホース建設の基本的な、唯一の正しい形は農業アルテリとなつた。農業アルテリ土地利用は現在農業アルテリ標準定款によ

土地、採草共同耕作組合の標準定款は、一九三四年八月九日ソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)中央アジア局によつて確認されたのであるが、これによると、組合は單一の土地利用を形づくつておりその管理下に組合員のいつさいの耕作地、放牧地、天然栽培採草地をあつめる(「トルクメニスカヤ・ブラウダ」一九三四八月十六日)

混合營業コルホースと漁業コルホースとは、農業アルテリ土地共同耕作組合および農業コンムーンとちがつて、農業がコルホースの根本的な職業となつていない。營業コルホースでは、根本的な職業は——クスタルの營業であり、漁業コルホースでは——漁業である。これらコルホースの土地利用は副次的な意義をもつており、そのためすこし特別な法体系に属している。混合營業コルホースは營業協同組合の体系にはいつており、漁業コルホースは——漁業協同組合にはいつていて、その先頭に漁業コルホース中央部がある。

あとでコルホースの土地利用権をのべるときは、まず第一に、ほとんどもつばらコルホース運動の根本形式である農業アルテリ土地利用についてのべるであらう。

第三節 コルホースに土地を永久に確保する制度

一、コルホースの經營活動を正常に發展させ、コルホースによる土地耕作を改善する根本的要素のひとつは、コルホース的土地利用の安定である。

全面的集約化のさいしよの数カ年間に、コルホースにいる農民の数はあたらしくコルホースとはつてくる個人農をギセイにして、しだいにふえていった。これは年々コルホースの土地集約を拡大しこれとともにコルホースの土地集約の境界が移動し、変更させられた。だが、この時期における土地集約の境界の変更は必要がうんだものよりもはるかに大きかった。地区執行委員会とその土地部はしばしばコルホース的土地利用の安定をやぶつた——ソフホース、協同組合のためにコルホースの土地をきりとつたり、またあるコルホースの土地をきりとつて、べつなコルホースの土地をふやすようなことが、かなりしばしばあつた。個人農経営のわざわいとなつて、土地がはなれていりくんでおり、ちらばつていっている状態が、初期にはとなりあつたコルホースの土地関係のなかにあるタイプのこつていた。これらすべての点がコルホースの土地の正常な利用をさまたげていた。

土地機關や、ソヴェート機關のほかの環にもぐりこんでいた人民の敵は、いろいろとコルホースの正しい土地利用のソシキをジャマした。

一九三二年九月三日にソ同盟中央執行委員会と人民委員會議の特別な決定「コルホースの土地利用を安定さす件について」がだされた(一九三二年ソ同盟法令集、第六六集、三八八ページ)この決定ではつぎのようにいわれている——「労働国家の土地財産の不可侵性をまもり、コルホースが現在の(一九三二年——編集者)境界内で勤勞的に利用して土地を各コルホースに確保し、いつさいの再分割を禁止すべきである」(第一條)。地方權力機關にたいしては、

「コルホース運動をさらに前進させ、全力をあげてコルホース建設を展開するために、なにが必要か?——と同志スターリンは一九三三年二月十九日の全国コルホース・突撃隊員第一回大会での演説でかたつた——このために要求されるのは、まず第一に、コルホースがカンゼンにホショウされ、耕作上有利な土地をもつことである。このような土地をそれはもつているか?しかり、もつていられる。このような土地をそれらもつているか?しかり、もつていられる。だれでもしつていられるように、もつともよい土地はすべてコルホースにわたされ、コルホースにしつかりと確保されている。つまり、コルホース員はこの土地を自由に耕作し、改良することができ、それがほかのものに手につりはしないかといつた心配はする必要がない」(レーニン主義の諸問題、第十一版、四一五ページ)。

二、農業アルテリの定款によると、各コルホースにたいして地方執行委員会から土地永久利用にたいする国家の証書がだされている。この証書でコルホースに確保されている土地の正確な面積と境界とがきめられている(第二條)。

この証書の交付は一九三五年七月七日ソ同盟人民委員會議の特別な決定「農業アルテリにたいし、土地の無期限(永久)利用にかんする国家の証書を交付する件について」とこれにつけてだされた指令(一九三五年ソ同盟法令集、第三四号、三〇〇ページ)によつてきめられている。土地の永久利用にたいする国家の証書は、地方執行委員会に登録されている定款にもとずいて活動している農業アルテリに交付される。コルホースの土地永久利用にたいする国家の証書はソ同盟全体にわたつて同一の形式できめられている。スターリン憲法(第八條)で宣言された、コルホース的土地利用の無償

コルホースが利用している土地をソフホースと協同組合のためにきりとりことは禁止されている。おなじようにあるコルホースの土地をきりとつて、これをべつなコルホースに利用させることは禁止されている。コルホースを合同したり、細分化してその境界をかえることがゆるされるのは、合同ないし細分化されるコルホースのコルホース員の四分の三以上が同意し、そのおのおの場合に州ないし地区土地委員会が確認する場合にかぎる(第四條)。いりくんだ土地や遠くはなれた土地をなくするために、コルホース間で境界をかえたり、土地を交換することがゆるされるのは、地方土地委員会の決定がある場合にかぎる。

コルホース的土地利用の安定という原理は一九三五年の農業アルテリ標準定款でさらに発展させられた。アルテリの占有する土地は、そのアルテリにたいして無期限に利用するよう、すなわち永久に確保される(第二條)。

スターリン憲法は、土地利用の無期限性(永遠性)の原理のほかに、コルホースの土地利用の無償性を宣言した。「コルホースの占有する土地はコルホースにたいして無償で無期間に利用するようすなわち永久に確保される」(第八條)。コルホースにたいし土地を永久に無償で利用させるよう確保することは、大きな政治的、経済的意義をもつている。それは全世界にたいし、労働者階級と歩調をあわせてすすみ、そのシドウをうける勤勞農民層がソヴェート制度からなにをうけとつたかをはつきりとしめしている。各コルホースに土地を確保することによつてコルホース経営がさらに発展するのに必要な前提がつけられ、土地にかんする無責任がなくされる。

の原則にもとずき、さいきんの立法はコルホースに確保される土地についてコルホースに交付される国家の証書の本文で、しかるべく補足している——「無償で無期限(永久)の利用、すなわち永久に」(一九四〇年一月二十九日ソ同盟人民委員會議の決定——一九四〇年ソ同盟決定集、第三集、第九〇條)。

* 都市の区内にある農業アルテルに国家の証書を交付することに ついては、あとの都市の土地をのべた第十章、第六節、第三項をみよ。

コルホースに土地永久利用にかんする証書を交付するのは、土地整理にさきんじておこなわれる。この土地整理は「農業アルテリの利用する土地の正確な面積と外界を現地で決定し、この場合いりくんだ土地、遠くはなれた土地、そのほかの土地利用の欠点をなくするのを目的としている(一九三五年七月七日指令「農業アルテリにたいし土地無期限(永久)利用にかんする国家の証書を作製、交付する件について」(第八項))。コルホースの土地整理案は地方執行委員会によつて確認される。そのあとでそれは現地にうつされ、コルホースの利用する土地の外界は境界標できめられる。コルホースの土地について地方執行委員会が採択し確認した正確な面積と外界とを土台にして、地方土地部はコルホースの土地の永久的利用にかんする国家の証書をつくる。

* くわしくは、あとで社会主義的土地整理と土地整理の手續をのべた第十一章、第四節、第二項、および第五節、第二項をみよ。

三、べつな形式の定款をもち、べつな形のコルホースにたいする土地確保についてみると、漁業コルホースにたいしては、一九三九年二月十六日ソ同盟人民委員会議により確認されたあたらしい「漁業アルテリ標準定款」によると、この種の農業をソシキするため提供される土地は永久に確保され、土地無期限利用にかんする国家の証書がわたされる。

* 漁業コルホースに漁業用地をして水域を提供するのは、べつな基準で定められる。水域は（養魚で一定期間魚がしまれるものをのぞく）アルテリと魚類保護および養魚にかんする機関とがむすんだケイヤクにもとずき、無償で無期間に利用するよう提供される」（第二條）。このケイヤクでは漁業の面積も、またその正確な境界も、さらに漁業アルテリが「その特殊性に応じ漁区を正しく利用する上の義務も定められねばならない（第二條）アルテリが水域の「正しい利用」をやぶつた場合、ケイヤクの効力は中止される。

土地共同耕作組合にたいしては、その利用している土地は永久に確保されてはいないし、土地永久利用にかんする国家の証書は交付されない。土地永久利用にかんする国家の証書は農業コルホースにも交付されない。

四、コルホース的土地利用権の主体であるコルホースの單一土地集團とその構成部分。
一、個人農經營の土地利用を社会化することが、コルホースを

つくるにあつてコルホースの土地集團の根本的な本來的源泉である。

この根本的な源泉のほかコルホースの土地集團をつくるためのつぎの源泉をしめさねばならない。

(イ) 全面的集團化にもとずき、富農層が階級として掃されたためもと富農經營で利用されていた土地は完全にコルホースの利用にうつされた。

(ロ) 全面的集團化地方の土地組合が掃されるとともに、カイサンさせられた組合の共同利用の農業用地、牧場などもコルホースの利用にうつされた。この場合コルホースに参加しない經營にたしては、この土地の利用権がのこされる（一九三〇年七月三十日ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国中央執行委員会および人民委員會議の決定）全面的集團化の地方における土地組合のカイサンについて「一九三〇年指令集、第五一集、第六二一條、第五條をみよ」。

(ハ) 牧場と採草地とは、それらが二三のコルホース、ソフホースのほかのソシキに共同利用されている場合、コルホースに永久に確保される。このときは家頭数と国家畜産増産計画にもとずいてその面積と境界がきめられるが、それはコルホースが事実上利用していたものよりもちいさくはない（農業アルテリにたいし土地無期限（永久）利用にかんする国家の証書を作製、交付する件についての指令、これは一九三五年七月七日ソ同盟人民委員會議に確認された）一九三五年ソ同盟法令集、第三四集、第三〇〇條第一四條をみよ」。

(ニ) 死にたえた農家または裁判で土地利用権をうしなつた土地利用者の土地もコルホースが利用する。

(ホ) コルホースにたいしては国有ファンドの自由地をギセイにし、ソフホース用管機関、用管企業そのほかのソシキの土地をきりとつて、かなりな土地があたえられる。

(ヘ) さいに、一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）中央委員会および人民委員會議の決定「コルホースの共有地を荒廢からまもる手段について」（一九三九年ソ同盟決定集、第三九集、第二三五集、第二三五條、第八條をみよ）と一九三九年七月二十八日だけの決定「農村にすむ労働者、俸給生活者、農村教師、農業技術者そのほかの非コルホース員の附屬地について」（一九三九年ソ同盟決定集、第四七集、第三六二條、第六條をみよ）によると、個人農、およびコルホースの区域内にすむ労働者と俸給生活者のところからきりとつた余分の土地は、おなじくコルホースの土地集團につけくわえられる。

二、一九三五年の農業アルテリ標準定款はコルホース土地集團の單一性と非減少性をさだめている。
「從來アルテリ員の分有地を区分してたいつさいの境界をなくし、いつさいの耕作分有地をアルテリが集團的に利用する單一土地集團にかえる（定款第二條）。「アルテリの單一土地集團はどんなことがあろうとも、減少してはならない」（定款第三條）。社会主義的土地利用権の対象であり、社会主義的大農業の土合であるコルホースの土地集團のなかには、個人農であつた各コルホース員の土地はいかなるものもこされてはいない。「アルテリ脱退者にアルテリの

土地から土地をわけることは禁止される」（定款第三條）。

コルホースの土地集團をへらすことはゆるされないが、それをよやすことはできる。この増加は個人農が占有する余分の土地をギセイにし、国有ファンドの空地をギセイにしておこなわれる。コルホースの單一土地ファンドは、全体としてみると、コルホース的土地利用の対象である。

第二次五カ年計画の數年間、とくにスタヴリン農業アルテリ定款がだされたのち、コルホースの土地集團はソフホース、そのた各種機關の同種の經營をギセイにしてふやされた。これは一九三五年一九三六年および一九三六年のソ同盟人民委員會議のおおきの決定にもとずき、各共和国、地区、州でなされたものである。ソ同盟全体ではコルホースにたいし千九百万ヘクタール以上の土地があたえられた。

ソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）中央委員會議は、一九三九年五月二十七日だけの決定「コルホースの共有地を荒廢からまもる手段について」（一九三九年ソ同盟決定集、第三四集、第二三五條）でとくにつぎの点をキョウチョウした。「コルホースの共有地は不可侵であり、その面積はどんなことがあろうと、ソ同盟政府の特別な許可がないかぎり削減されない、できるのはただ拡大することだけである」（第二條）。

三、一定の境界内でコルホースに確保された單一土地集團は各種の構部分からできている。
もつとも大きな法的意味をもつのは、コルホースの單一土地集團が共有地と家敷附屬地にわけられ、コルホースの共有地をコルホー

ス農家の家畜附屬地から區別することである。というのは前者は農業アルテリが集團的に共同利用するものであり、後者はコルホース農家が個人的に利用する。各コルホースの家畜附屬地をコルホースの共有地からこのように区調することが原則的に要求されたのは一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）中央委員会とソ同盟人民委員會議の決定「コルホースの共有地を荒廢からまもる手段について」によるものであつた。

コルホースの單一土地集團は耕地だけではなくて、あるタイプまで水域および森林もある。コルホースに確保された土地のうちには地方的な、漁業上の意義をもたない小さな湖水（池、湖など）部分的には地方的な森林をもつ林野（ぼつんとした森林地区をなしている山林地帯）がある。さらにコルホースには補足的にかなり大きな森林面積があたえられた。

*コルホースの湖水利用権については、——あとの第五節、第五項をみよ。

またコルホースの森林利用権については——あとの森林フオンドについてのべた第十章、第五節、第二項をみよ。

コルホースに確保された土地のうちにはいるものは——耕地（田地）採草地、放牧地および屋敷附屬地などである。土地集團の各種の構成部分はおたがい地図のうえでも、現地でも区分されねばならない。

各種の農業用地は、あるタイプまで独立している——まず耕地、つぎに採草地、牧場などである。

各州執行委員會議の許可があり、のちにウクライナ・ソヴェート社会主義共和国の人民委員會議の認定がある場合にかぎる（第二四條）この規定は、のちに、シベリアとカザフク・ソヴェート社会主義共和国のおおきの地は、州にも適用された（一九四〇年四月二十日ソ同盟人民委員會議およびソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）中央委員會議の決定「ソ同盟東部地区のコルホースとホフホースにおける家畜飼育の一層の発達について」一九四〇年ソ同盟決定集、第一〇條第二五一條、第一部、第一一—二四條をみよ）。

コルホースの輪作耕地は、さらに、個々の耕地にわけられ、輪作の全期間にわたつて耕作突撃隊にわりつけられる（定款第三條）、コルホースに良質の種子をホシヨウするため、どのコルホースにも各穀物栽培ごとにコルホースのあたえられた条件にもつとも適した品種の種子をそだてるため、特別の苗床がつくれねばならない。

コルホースの耕地で新種の試験栽培をするため、一九三七年六月二十九日のソ同盟人民委員會議の決定「穀物栽培の品種改良の手段について」（一九三七年ソ同盟法令集、第四〇集、第一六八條）によつて田舎品種改良試験場のソシヤが定められた。田舎穀物品種改良委員會議は十年以上の期間試験品種の栽培のため六〇から一〇〇ヘクタールの一定の耕地をわりあてるようにコルホースとクイヤクサ（「穀物栽培にかんする田舎品種改良試験場の規定」これは一九三七年七月十七日ソ同盟人民委員會議で確認された——一九三九年ソ同盟法令集、第四五集、第一八六條——第七一—一〇條をみよ）と同様なキノにたつて南部地区のコルホースの耕地では田舎綿作試験

耕地はかならず確認された輪作にもつき輪作耕地に区分される（農業アルテリ定款第三條）。コルホースに正しい輪作をいれることは、ますます大きな意義をもつてきており、現在は、コルホースの土地における経営内機構の中心課題である。だが、さいきんまで大部分のコルホースには社会主義的に大經營の農業がだす要求にこたえる正しい輪作がとりいられていなかった。ソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）第十八回大会はこの問題におおきの注意をさき、つぎの点をもとめた（同志モトロフの演説「国民經濟發展の第三次五カ年計画について」にかんする決議で）——第三次五カ年計画では「コルホースとソフホースに正しい輪作をとりいれ、土壤の豊度をいちじるしい増大と、收穫を増加し、畜産増産のため安定した飼料のキノをつくるための牧草をまく」必要がある（ソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）第十八回大会決定集、一九三九年、二一—二二頁）ソ同盟共産党（ポリシエヴィーク）第十八回大会のこの指令を実行するため、ソ同盟人民委員會議により一九四〇年二月二十一日に決定「ウクライナ・ソヴェート社会主義共和国のコルホースとソフホースに正しい輪作を導入する件について」（一九四〇年ソ同盟決定集、第五集、第一四九條）が確認された。輪作は耕作の場もあり、同様に畜産企業が天然の飼料地をホシヨウされていなくとも、飼料上のものもある（第七條）。輪作をいれるにあつては各コルホースでは共有果樹園用に土地がわりあてられねばならない（第八條）コルホース員の一般集會で輪作が採択され、地方執行委員會議でそれが確認されたのち（第一八條「ロ」）、この実施された輪作の変更はアゼルバイジャン・ソヴェート社会主義共和国人民委員會議と

場がつくられている（一九三九年十月十一日ソ同盟人民委員會議所屬經濟評議會の決定「棉作の品種改良策について」——一九三九年ソ同盟決定集、第五五集、第五四四條）

大畜産企業をもつコルホースのために、農業アルテリ定款は、コルホースの土地がひろい場合、一定の土地をさいて畜産企業にわりあて、コルホースの共有家畜のため飼料源として利用するようにきめてい（定款第三條）

乾燥地方で收斂安定させ、さらに増收をはかるため、コルホースの土地には森林保護の地帯がもうけられねばならない（定款第六條「イ」項）。

コルホースの土地利用は、コルホースが永久に利用するよう確保している土地にかぎらない。場合によつては、また特殊な条件のもとでは、国家は、とくにコルホースの採草地および牧場にたいする必要をみたすため、国有土地フオンドないし森林フオンドの隣接した土地から一定の土地を期限つきで利用する権利をコルホースにあたえる。

コルホースは、ソフホースがじぶんの經營に利用していない土地で採草し、放牧することがゆるされている（一九三四年五月二十九日、ソ同盟人民委員會議の決定「採草地と牧場の利用について」——一九三四年ソ同盟法令集、第三二集、第二三九條）

コルホースには、第一に、森林フオンドの土地にあるいつさいのいわゆる「副産物」があたえられる——採草、放牧、狩猟などがこれにあたる（あとで森林フオンドをのべた第十章、第六節、第二項をみよ）

この形のホルホースの土地利用は、基本的土地集團の利用とおなじように——無償の形である。だが土地永久利用の國家土地証券でホルホースに確保された土地とはちがつて、それは期限つきのものである。これらの土地にたいするホルホースの利用権の規定も、がつたものである——利用権は土地割当によつて、またおおくの場合には二重ケイヤクによつて規定される。

第五節 土地利用者としての

ホルホースの権利義務

一、土地をホルホースに確保する目的——それは共営農場の經營である。ホルホースは土地を直接農耕用に利用するだけでなく、放牧用に、經營内の必要をみたす道路網用に、家畜の通路用等々に、(一九三九年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国全盟中央執行委員會および人民委員會議の決定、土地組合のカイヤクについて——ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令集、第五一集、第六二一條、第五條をみよ) 農業經營に役だつ經營用、公共用建築物をつくるために(定款第六條「チ」項) 野外宿舎をたて、ホルホース員の文化上の要求をみたすために(定款第六條「リ」項) 地区の條件に応じて農業に附随する手工業をソシキするために(定款第六條「ト」項) 利用する権利をもつ。

農業經營用として農業アルテリ確保された土地は、農業アルテリがじぶんの考で農業經營となんの關係もないべつな經營のためにたとえば雇傭労働をつかう工業ないし商業企業をいとむために、な入手がゆるされた。ホルホース農家が家族財産のかりの(いつわりの) 分割をおこない、この見せかけに分家した家族員の經營にたいし補足的な屋敷附屬地を——だまして——もらうといつたことがゆるされた。またホルホースの共有地内で、ホルホースの耕地(果樹園、菜園、瓜畑) 内で屋敷附屬地の割当がゆるされ、このためホルホースにとつて共有地の正しい利用がむつかしくされた。

ホルホース内でみぎにあげたようなホルホース共有地の荒廢とリヤクダツの事実がどれほどひろくおこなわれたかは、一九三九年六月二十一日にだされたソ同盟人民委員會議およびソ同盟共産党(ボリスエヴィーク) 中央委員會議の決定にもとずいておこなわれたホルホース員、個人農およびほかの非ホルホース員の屋敷附屬地の測定がしめしている(「アラウダ」「イメヴェニスタ」)。

たとえば、この実施された測定の資料によると、カルムイク・アゼルバイジャン・ソヴェート社会主義共和国では、ホルホース農家の一九%が法定標準以上の屋敷附屬地を利用してゐた。みぎのホルホース農家は屋敷附屬地を二〇二〇ヘクタールだけよけいに利用し、もつともよいホルホースの耕地を一九〇八ヘクタール瓜畑や菜園に利用してゐた。リヤザン州では、地方機關に目認されて、一九〇〇ヘクタール以上のホルホースの土地が荒廢させられてゐた。ソ同盟農業人民委員部の資料によると、さきにのべたソ同盟人民委員會議およびソ同盟共産党(ボリスエヴィーク) 中央委員會議の決定にもとずいておこなわれた土地測量は、ホルホース員、個人農およびほかの非ホルホース員が約二百五十万ヘクタールだけよけいにホルホースの土地をもつてゐることをあきらかにした。

別荘をたてて賃がしするため等々に利用してはならない。このような土地利用はホルホースに土地を確保する目的と直接ムジュンするものであり、農業アルテリ定款にきめられたホルホースの権限(農業アルテリ標準定款第一、六條) と直接ムジュンするホルホースがその確保する土地から、土地が生産力として利用されず、またはホルホース員の労働をもちいないような方法で収入をあげることは、ゆるされない。

二、ホルホースが確保する單一土地集團は、ホルホース農家が個人的に利用する屋敷附屬耕地はべつとして、ホルホースが集團的農業經營をいとむために利用しなければならぬ。

ホルホースの共有地は、どんな場合にも、どんな形にしても、ホルホース農家の個人經營に利用して、共同經營に損害をあたえはならない。農業アルテリ定款があたえたこの規定は、一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党(ボリスエヴィーク) 中央委員會議およびソ同盟人民委員會議の決定、「ホルホースの共有地を荒廢からまもる手段について」のなかでとくにはつきりと發展させられてゐる。

この決定であきらかにしたように、おおくのホルホースではホルホースの共有地がホルホース員の個人經營のために、つかいはたされ、リヤクダツされてゐた。ホルホースの共有地が算定されてなく共有地と屋敷附屬地との境界がきまつていない場合、各ホルホース員はホルホースの土地經營の手ぬかりを利用して私利私慾をみたし——個人の屋敷附屬地を不法にふくらませ、ホルホースの共同經營の發達をギセイにし、それに損害をあたえた。おおくのホルホースでは不法な土地きりとりやホルホース農家による屋敷附屬地の勝手

また、共有地としてホルホースに確保された採草地や放牧場の利用基準にたいする侵害もまれではなかつた。ホルホース員がホルホースの共有採草地で個人用に採草することは、無條件にゆるされてはいない。ホルホースの採草地を個人用の小地区に分割することはゆるされない。ホルホース採草地での干草の刈取は、ホルホース内の農業作業実施の全般的な順序のなかで、共同作業と共同經營の原則にもとずいておこなわれるべきである。

農業アルテリ定款は、各ホルホース農家の私有する(農業アルテリ標準定款第五條でさまつてゐる標準内で) 家畜の飼養をどんな形でホシヨウするかを、きわめて正確にきめてゐる。アルテリは自発的に共同生産のなかではたらいいてゐるアルテリ員を援助し、かれらにたいしてできるところではホルホースの放牧場を利用させ、またかれらが私有する家畜にたいしては、労働日で計算して、できるだけ飼料をあたえる(第六條「ヘ」項) これによつてふたつの形の援助がきめられてゐる——第一に、共有されていない家畜を(放牧期間) ホルホースの牧場内で放牧させる。第二に、かりとつた干草の一部を労働日で計算してあたえる。ホルホース側からのこの種の援助は、自発的にホルホースの共同生産にはたらくホルホース員のためにはきめられてゐる(うそのホルホース員のためではない)。

三、労働者、農民のソヴェート國家は、土地をホルホースに永久に確保する一方、ホルホースにたいし土地をもつとも効果的に利用するための義務を課してゐる。

ホルホースは農業經營用として確保された土地をしかるべく耕作し、おおくの農業技術上の処置を講じて土地の生産性をたかめる義

務をもつ。農業アルテリ定款第六條はこの点で、農業生産の国家計画をやりとり、輪作法をとりいれ、耕地に肥料をほどこし、農業の技術改善をするなどについて、コルホースの具体的な義務を列挙している。

コルホースはつぎの義務をもつ――

(H) 正しい輪作法の実施と遵守、深耕、除草、休耕地と秋耕地の拡大と良好な耕耘、工藝用作物の適時、慎重な間作、棉花の適時採集、畜産物加工工場およびコルホース農家から出る糞尿の施肥、動物性肥料の施肥、農作物害虫の駆除、適時、慎重な、損害のない取入れ、カンガイ設備の保全と清掃、森林保護、保安林地帯の植林、地方土地機関によつてきめられた農業技術上の規則の遵守――これらの手段によつてコルホース耕地の収穫率をたかめること。

(I) 播種用にもつともよい種子をえらび、いつさいの夾雑物をのぞき、注意ぶかくしてそれがぬすまれたり、損傷をうけたりしないようにし、それをきれいな通風のよい場所におき、改良種による播種を拡大すること。

(J) 採草場と牧場を改良すること……

コルホースに課せられた収穫率の系統的向上のための処置は特別な法規および農法規でくわしく定められている。その実施にたいするカントクは地方土地機関によりおこなわれる。

コルホースはその確保された土地をカンガイに利用し、既コン地の耕作だけをしてはならない。

農業アルテリ定款(第六條)によると、アルテリは義務として――

「……(I) アルテリの管理するいつさいの土地を利用し、放棄地を改良、耕耘し、処女地をカイコンして、播種面積を拡大し、……(H) 飼料の生産を拡大しなければならない。未コン地をギセイにして播種面積を系統的に拡大することは――毎年の国家農業活動計画および土地のおおい地区における農業増産にかんする特別決定によつてきめられるきわめて重大な任務である。」

*たとえば、一九四〇年四月二十日づけソ同盟人民委員会議およびソ同盟共産黨(ボリシエヴィーク)中央委員会の決定「ソ同盟東部地区のコルホースとソフホースにおける穀物増産のため」をみよ(一九四〇年ソ同盟決定集、第一〇集、二五一ページ、第一部、第一―三章をみよ)

コルホースが経営上強化されるにつれ、コルホースが確保された土地集区内でまだ農業用に利用していない土地を利用する任務は、ますます現実的となり、同志スターリンがさだめた毎年八十億ルーブル以上の穀物を生産するという課題をはたすうえで、重要な役割をはたしている。

コルホースであららしい土地をカクトクするために、いつさいの可能性がある。同志スターリンは全面的集團化運動のはじめ一九二九年十月二十七日マルクス主義的農業専門家大会での演説で、つぎのようにかたつた――

「コルホース運動の意義は、そのいつさいの段階において――そのさいしよの段階でも、この運動がトラクターに武装されるもつとすすんだ段階でも――農民たちがいま放棄された土地および処女

地をうごかしはじめる可能性をもつている点にある。この点に農民が集團的労働にうつる場合に播種面積を倍大に拡張するヒミツがある。ここにコルホースが個人農経営に優越する原因のひとつがある」(スターリン、レーニン主義の諸問題、第一版、二八四ページ)

四、重大な意義をもつのは、土地利用者であるコルホースが国家に農産物を義務納入し、契約をむすぶ、等々についての義務である。

コルホースに確保された土地をもつとも有効に利用する目的で、

一九四〇年四月六日づけソ同盟共産黨(ボリシエヴィーク)中央委員会議およびソ同盟人民委員会議の決定「農産物買あげおよび追加購入政策の変更について」(一九四〇年ソ同盟決定集、第九集、二二五―二二七ページ)により、当時までおこなわれていた買上げ制度、第一にコルホースが義務納入のキボをきめる制度を根本的にかえた。

*各農産物の新しい義務納入制度はソ同盟共産黨(ボリシエヴィーク)中央委員会議およびソ同盟人民委員会議の特別な諸決定により実施されている。これらのものは部分的に一九四〇年四月七日に発表された指導的決定にききんじており、部分的にはそれにおくれている――肉類納入にかんするもの(一九三九年ソ同盟決定集、第四二集、第三一六章――緒論と第一八、一九章をみよ)絹布納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第三集、第八二章――第一、二章をみよ)種子と米の納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第九集、第二三六章――第一、二章をみよ)ジャガイモの納入にかんするもの(一九四

〇年ソ同盟決定集、第九集、第二三七章――第二章をみよ)毛皮類の納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第一〇集、第二五二章――第三章をみよ)野菜の納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第一四集、第三二二章――第二章をみよ)油脂作物の種子の納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第一四集、第三二四章――第二章をみよ)乾草の納入にかんするもの(一九四〇年ソ同盟決定集、第一五集、第三五九章――第二章をみよ)

もつとも重要で、もつとも普及している農産物にたいしては各コルホースに課せられる納入額のあたらしいヘクタールあたりの計算方法がきめられている――これは従来の畜産物の納入額は事実上の家畜頭数(肉、絹、牛乳など)についてもおなじ)によつて計算し、農作物の義務納入額はこれら作物の播種計画にしたがつて計算する(種子、米、大豆、ジャガイモについてもおなじ)方法ではなくて各コルホースに確保された土地面積に応じてきめられるのである。

なお国家にたいするコルホースの義務納入額にかんするヘクタール当り計算方法は、もとケイヤクの対象となつていたもの(たとえば野菜、油脂作物の種子、乾草の種子)にも適用される。

*コルホースの義務納入額にかんするあたらしいヘクタールあたりの計算方法は、工藝用作物には適用されない、たとえば、棉花、テン菜、麻、大麻、タバコ、薬用作物などで、これらの買

た検査がシウメイしているように、混合コルホース——これにたいしてはテイドの大小はあるが平均面積の土地集積が確保されており、多少ともおなじ発展の可能性、たとえば共同畜産をもつている——はしばしばひびくようにちがったキボのコルホース畜産物加工工場をもつていた。そのうえ、コルホースのうち共有畜群のすくないものは、さいきんまで国家にたいして肉類の納入義務がかるかつた。なぜなら国家にたいするコルホースの肉類義務納入額はコルホースの工場にいる家畜頭数によつてきめられるのだから、このように、コルホース内の家畜頭数の増加は肉類納入額を増加させ、このことは畜産の発展をうながさなかつた。

一九三九年七月八日の決定、「コルホースにおける共同畜産の発展について」(一九三九年ノ同盟決定集、第四二集、第三一六章)でしめされているように——このときからコルホースの義務納入額にかんするあたらしい計算方法が実施されはじめたのであるが——あたらしいヘクタールあたり納入額計算方法によると、りつばな工場をもたず、家畜頭数の増加を心がけないコルホースが損な立場におかれる——これにシゲキされてこれらコルホースはりつばな工場をもち、毎年共有家畜頭数をふやすようになる。

同様に、ほかの農産物についても、国家にたいするコルホースの義務納入にかんする現在の計算制度は、一九四〇年四月六日の指導的な決定がしめたように、すんだコルホースもシウレイするのではなくて、反対に、共同経営の発展をよろこばないコルホースをシウレイするのである。とくに国家と住民にもつとも必要で、もつとも普及している農業部門——穀物栽培、野菜栽培、養鶏、養馬

などについてはそうである。とくに、納入額を各作物の播種計画にしたがつて計算するといひひろくおこなわれている制度は、この計算にしっかりと土台をあたえず、コルホースが播種計画をへらすようにシゲし、播種面積の減少をシウレイし、処女地のカイコン沼沢地の干拓およびヤブの清掃などによつてあたらしい土地をカクトクするようにシゲキしなかつた。

義務納入にかんするあたらしい、ヘクタールあたりの計算制度では、各納入物資にたいしてどれだけのコルホース利用面積から納入が計算されるかがきめられる。

畜産物——肉、牛乳と羊乳のチーズ、毛皮材料、卵、羊毛の納入および馬匹の納入は各コルホースに確保された土地面積——耕地、そのなかには菜園と果樹園、採草と牧場をふくむ——のヘクタールごとに計算する(共有畜の発達にかんする決定の第一八、一九條、羊毛納入にかんする決定の第一、二條、農産物買上げおよび追加購入政策の変更にかんする決定の第五、六および七條)

穀物、米、ジガイモ、野菜、油脂作物の種子と乾草の種子の納入は、コルホースに確保された耕地のヘクタールあたり計算される。この場合、耕地のハンイ内には一方では、菜園がふくまれ、国家計画によつて処女地のカイコン、沼沢地の干拓およびヤブの清掃によりカクトクされるあたらしい土地がふくまれ、他方、工芸作物の播種、果樹の植付および現行の基準にもとずき国家に納入する作物のある土地もふくまれる(農産物買上げおよび追加購入政策の変更にかんする決定、第二條)

乾草の納入はさきにしめた制限をもつ耕地面積と採草地面積で

計算される。この場合耕地と採草地、河川のない採草地と河川のある採草地では基準がちがう(農産物買上げおよび追加購入政策の変更にかんする決定、第四條)

コルホースの農産物納入にかんするあたらしい規定によつて、とくにはつきりとキョウチョウウサされているのはコルホースの土地利用権が権利としてもつ全目的意義である。この権利の不利用ないしは不完全な利用は土地利用権の主体そのものに不利な経済的結果をもたらすであろう。

あたらしい買上げ制度はすべて全国的利害関係とコルホースおよびコルホース員の利害関係をむすびつけている。あたらしくとりいれられた処置の意義はつぎの点にある——すなわちすでにコルホースがカクトクしている土地の農業的利用の集約度をたかめ、またコルホースの土地集積のうちまだカクトクされていない土地を農業的利用のなかにくりこみ、こうして土地からとれるだけのものをとり、コルホースの社会主義的共同経営を全面的に発達させることである。あたらしい制度は「社会主義社会の原理から共産主義社会の原理にうつる可能性をあたえる、あの食物と一般消費物資の豊富さをつくりだすもつとも重要な歴史的任務」をカイケツする(ブルシチエフ、「農産物買上げおよび追加購入政策の変更について」一九四〇年四月十六日キエフ党活動大会においておこなわれたソ同盟共産党(ボリシエヴィク)の中央委員会定期幹部会の結語にかんする報告、一九四〇年、五ページ)

三、コルホースに確保された地域内にある水域資源にたいし、土地利用者としてのコルホースがもつ権利は、この水域が農業に独占

的な大きな役割をはたすかぎり、第一義的な意義をもつ。

コルホースは土地利用者の資格で、わが法律が各土地利用者にみとめている権利をもつ、すなわち経営内の利用のために水上(土地集積内の)を利用する権利および地下水と河水を給水用(井戸など)家畜の飲料用、漁業用、カンガイ用などにつかう権利である。

農業アルテリ標準定款はコルホースが漁業を農業の副業として発展させることを規定している。コルホースは「現存の池を保護し、ソウジをし、あたらしい池をつくり、そこで漁業をいとなむ」べきである(農業アルテリ定款、第六條「ト」項)だが、漁業が主業であるところでは、さきにも述べたように(この章の第一節)漁業コルホースがつくられる。

一九四〇年の春から、ヴォロネジ州タロフ地区の農業アルテリ「ジュレズノダロジエク」の提唱により「各コルホースにじぶんの貯水池、堤防および池をつくる」コルホース運動が、とくにひろく展開された(一九四〇年五月二十四日の「ブラウダ」で発表されたほかのコルホースにたいするこのコルホース員一般總會のよびかけはこうかいてる)このよびかけがまったく正しくシテキしているように「水はどこにも必要である——耕地と菜園のカンガイにも家畜にも、水鳥の増産にも、養魚にも、やすい水車小屋と水力発電所をつくるにも必要である。そのうえ水は空気をうるおし、そして植物の成長にもつともよい条件をつくりだす、水は消火にも必要である。さいごにかなりの水がないとコルホース内の文化生活はかんがえられない」。

おなじように、谷間と山あいには堤防をつくり、ちいさな河水網(航

行できない)にセキをつくることは、土地利用者であるコルホースの権限内にある。これにはこれらの貯水池を漁業用だけでなく、製粉所、小水力発電所をつくるため、人工カンガイ用などのために利用することもふくまれる。ちようど、ソ同盟共産党(ボリシェヴィーク)第十八回党大会の決定にもとずき、第三次五年計画で定められた電化部面のひとつの任務は「地方小発電所の建設をひろく展開すること」であつた(ソ同盟共産党(ボリシェヴィーク)第十八回党大会決議集、一九三九年、二七ページ)コルホースはつぎつぎとその経営に役だつ小発電所の建設に着手した。

コルホースがますます多くの注意をさしているのは、農地の人工カンガイ(イリガチア)であるが、これは乾燥地区の土壌の豊度をたかめるのに大きな役割をはたしている。

コルホースのカンガイ工事がひろげられている。コルホースの経営内小カンガイ網の建設から、国家の援助のもとに、一九四〇年から利用されはじめた長さ二七〇キロメートルの大フェルガン運河のような大設備を共同で建設するようにかわつてゐる。ウズベクスタン、キルギスおよびタジクスタンのコルホースがしめした大衆的スターノフ活動のこのかがかしい例は、ほかの地区のおおくのコルホースで多数の追隨者を発見した。カンガイ工事の広大な計画は中央アジアの各共和国——ウズベク、タジク、トルクメンおよびカザク——における棉花増産策にかんしソ同盟人民委員会議とソ同盟共産党(ボリシェヴィーク)中央委員会がおこなつたさいきんの決定によつて採用された(一九四〇年ソ同盟決定集、第一集、第二章、第四集、第一二〇章、第一〇集、第二五三章、第一一集、第

二七〇章)。地方コルホースおよびコルホース員の提唱にもとずきまた共和国の指導機関の提唱にもとずき、この決定によつて近々五—六カ年間にウズベク、ソヴェート社会主義共和国の播種面積を四三万ヘクタール、タジク、ソヴェート社会主義共和国では——一—万三千七百ヘクタール、トルクメン、ソヴェート社会主義共和国では——三万九百ヘクタール、カザク、ソヴェート社会主義共和国では——四二万五千五百ヘクタール増加しようと計画された。

このため乾燥地帯では、土地利用と水域利用とを相互にむすびつけて法的に規定することが、ますます有意義となつてゐる。各乾燥地区における特別な水利法とならんで、官廳規則として一九三八年にソ同盟全領土にたいしくわしい「ソ同盟カンガイ(灌水)網の人工的利用にかんする規則」(一九三八年九月四日ソ同盟人民委員會議により確認された)が発表された。

六、土地利用者であるコルホースが、地下埋蔵物(鉱物)にたいしても、権利については、法律はいわゆる一般に分布している鉱物の発掘権を一方では泥炭の採取権とはつきりと区別し、他方では泥炭の採取権とはつきりと区別してゐる。

一般に分布している鉱物(粘土、砂、礫、石灰など)についてはコルホースも、ほかの土地利用者も、法律がのべてゐるようによつて「それじしんの経営のために、公然とした作業によつて」それを採取する権利をもつ(ソ同盟鉱山法、一九二七年、第八七條)じつ上この一般に分布している鉱物はコルホース経営内で現地の建設資材として重要な役割をはたしている。

コルホースが地下の鉱坑ふかくよこたわつていて、その発掘には

完全な要坑が必要である高價な鉱物の採掘をおこなう問題は、まったく別な解決があたえられている。農業アルテリ定款も、ほかの法規も、コルホースにわりあてられた土地で鉱業をいとなむコルホースの権利を規定していない(ほかの土地利用者とおなじである)地表の利用権は鉱脈の利用に適用されない(一般に分布している鉱物は別である)有物鉱物の鉱層は排他的な国有財産である。この利用には国家からの特別な許可がある。コルホースは、そのメンバーのソシキ的労働によつて共營農業をいとなむための勤勞農民の統一体であるのだから、鉱業をいとなむとすると、社会主義的共營農業を發展させるというその直接の任務からされることになる。

だが、鉱物のゆたかな地方(ドンバスなど)では、おおくのコルホースはこの方面に着手し、その事業の重点を農業からこの領域にうつしさせた。ソ同盟人民委員會議の特別な決定「コルホース内において農業と無関係な産業企業の非合法的ソシキについて」が要求され、一九三八年十月二十三日発表されたのである(「ブラウダ」「イズヴェステア」村ソヴェート用ソ同盟およびロシア社会主義連邦ソヴェート共和国法令要覧、一九三八年、第一九—二〇集、八五ページ)この決定のなかで、コルホースがその確保された土地で広ハシの雇傭労働をつかつて鉱山業をいとなむことが鉱業地帯ではかなりひろがつてゐる点があつた。一九三八年十月二十三日の決定によつて、この種のコルホースの企業をただちにカイサンし、それを地区執行委員會議の指示にもとずき、地方の国有機關および協同組合団体にひきわたした。

泥炭の採取については、法律は地方住民——都市および農村の—

に消費させる目的とする泥炭の採取をとくに規定し、それを營業的泥炭採取と区別してゐる。コルホースは消費のために、コルホースじしんのために——泥炭をコルホース経営内で燃料用に、コルホースの家畜の下敷用に、コルホースの耕地の肥料用に、建設資材として、等々に泥炭を採取することがゆるされてゐる。この採取は一九三二年五月二十五日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国經濟會議の特別な決定「農村住民、および都市、労働者村、別荘村の住民による泥炭の採取について」(一九三二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国指令集、第四九集、第二五—二六章)およびそれを發展させた官廳指令によつて統制されてゐる。泥炭採取のカントクは各共和国の農業人民委員部によりおこなわれる。

一九三七年十月七日のロシア社会主義連邦ソヴェート共和国農業人民委員部の命令「泥炭層のコルホースによる採掘の手續について」一〇〇六号(ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国農業人民委員部命令および指令集、一九三七年、第一五集、三ページ)によると、コルホースに永久に確保された土地でコルホース経営の必要上おこなう泥炭の採掘は、地区農業部のだす「義務的條件」にしたがい、土地機關のみとめた泥炭開発計画によつて定められたハシ内では無償でおこなわれる。なお、コルホースがリン時に森林フォンDの土地(全目的な森林と地方的な森林)などから提供された泥炭地で、コルホース経営のために泥炭を採取することはゆるされる。

この場合の泥炭の採取は、これも地区農業部からだされた「許可証」に規定され、泥炭地利用計画に依つて、一部分は無償で(肥料用、下敷用および建築用に泥炭を採取する場合)一部分は有償で

(燃料用に泥炭を採取する場合)おこなわれる。

七、コルホースに永久に確保された土地は、直接それが属するコルホースによつて耕作されねばならない。ほかのコルホースにたいする土地利用権の再譲歩は、一時的であつても、政府の許可なしにはみとめられない。賃がしの條件で土地利用権の再譲歩はけつしてゆるされない。賃がしは、すでに再三シテキしたように、農業用地については一般に禁止されている。

だが、コルホースが土地を賃がしする場合はまれではない。たとへば、一九三六年にチエヒイングーシ、アゼルバイジャン、ソヴェート社会主義共和国のあるコルホースでは、計画によると七〇六穀物を播種しなければならなかつたが、事実上播種したのは五〇〇ヘクタールにすぎず、のこり二〇六ヘクタールのコルホースの土地はコルホース議長が三〇一五〇ルーブルの貸貸料をとつて個人農にかしつけていた。クル州リゴフ地区のあるコルホースの議長は一〇・七五ヘクタールの河川沿岸の採草地を四・一一六ルーブルで、八ヘクタールの平原採草地を一〇〇〇ルーブルでかきつけ、このため州裁判所で二カ年の禁固に処せられた。ひとつのコルホースが別なコルホースに採草地をかきつけて採草させ、そのかわり乾草の半分をもらうような場合はすくなくあつた。このように、じしんで労働せず、確保された土地を直接に利用しないで、コルホースはできあがつた。採集された乾草をうけとるのである。

裁判、檢察機關はコルホースの土地にたいするこの種の非合法的利用をダンコとして排すべきである。土地国有法をやぶつたものはダンカクな刑罰にとられる。

屋敷附屬地での副業、住宅、生産的家畜、鶏および農具を——農業アルテリ定款によつて私有する(第七條)

わずかな屋敷附屬地におけるコルホース農家の個人経営と共有地におけるコルホースの共同経営との正しい相互関係にたいし、ソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)第十八回党大会ではおおくの注意がはらわれた。「若干のわが地方黨機關およびソヴェート機關の指導者たちの正しくない……タイドと行動は、——と同志アンドレーエフは大会での演説でシテキした——コルホース定款のはなはだしい違反をみちびき、コルホース農家の個人経営がコルホースの共同経営をおいこし、それが本業となり、コルホース経営は、反対に——副業となつている」。「わがコルホースはまだかよわく、コルホース員の必要を共同経営をギセイにしてカンゼンにホショウする力をもたない時期があつた。その当時コルホース員に家畜に依つて屋敷附屬地を個人的に経営させる問題がただしくたてられた。いまは、この任務がやりとげられ、全コルホース員は牝牛と附屬地がわけられてゐるし、コルホースはもうつよくなつてゐるのであるから、コルホース経営の強化と拡大、コルホース員の需要と収入におけるその役割の向上に、重点がむけられねばならない。コルホースにおける個人的利害関係と共同的利害関係との正しい結合はやはりコルホース制度の根本であるが、コルホース農家の個人経営はますます副業的性格をもち、コルホース共同経営が——根本的なものとして生長すべきである」(アンドレーエフ、ソ同盟共産党(ボリシエヴィーク)第十八回党大会での演説、一九三九年、(三三三ページ)。

二、コルホース農村で屋敷附屬地の社会的、経済的任務が以前とく

第六節 コルホース農家の屋敷附屬地利用権

一、各コルホース農家が、ちいさな屋敷附屬地を個人的に利用する権利と屋敷附屬地における副業の私有権は農業アルテリの定款形式のトク、チ、ウである。だが、農業アルテリ内のコルホース農家もつ屋敷附屬地の土地利用権は根本的法律制度——コルホースの共同土地利用を補足する法律制度である。

農業アルテリ標準定款作製のためにひらかれた第二回全国コルホース突撃隊員大会一九三五年二月で、同志スターリンはかたつた「もしみなさんがアルテリをつよくしたいとのぞまれるなら、もしみなさんが数十、数百といつた農家ではなくて数百万の農家をふくむ大衆的コルホース運動をのぞまれるなら、もしみなさんがこのことをやりとげたいなら——みなさんは、いまのところ、コルホース員の共通の利害関係のほかに、かれらの個人の利害関係を考えねばならない」。「コルホース員の個人的利害関係とコルホースの共同の利害関係の結合——ここにコルホースをつよくするカギがある」(「ボリシエヴィーク」一九三八年、第一〇一—二号、二〇—ページ)一九三五年農業アルテリ標準定款(第二條)によると「共有地のうちからその小部分を屋敷附屬地(菜園、果樹園)の形で各コルホース農家の個人使用にあてられる」スターリン憲法はこの規定を強化している——「各コルホース農家は、コルホースの共同経営からうまれる基本収入のほか、ちいさな屋敷附屬地を個人的に利用し、

らべて——個人農経営内での任務とくらべて、根本的にかわつた。

個人農の家では(共同体的土地利用の場合でも、屋敷附屬地的土地利用の場合でも)屋敷附屬地は全小農経営の経営上の中心という役割をはたした——ここでは土地耕転用の家畜と農具のすべて……役畜と生産的家畜のすべて、農業用具と手段のすべてがあり、ここでは納屋も打穀場などもある。

同時に屋敷附屬地を農業用に利用することは、耕地の利用とひじようになつてゐた。全面的集團化以前、小農的生産のもとで、屋敷附屬地——これは個人的土地利用と個人的小経営の土地であり、また耕地でもあつた。

コルホース制度のもとでは、コルホース農家の屋敷附屬地はその利用の性質上コルホースのなかの土地の利用とおなじではない——コルホースの共有地ではコルホースの大共同経営がソシキされており、屋敷附屬地では各コルホース農家のちいさな補足的副業がおこなわれる。コルホース農家の屋敷附屬地は、同時に、農村の経済生活の中心でなくなつた。根本的な経営は共同経営となつたからである。

三、農業アルテリにあるコルホース農家の屋敷附屬地利用権は、ソ同盟内のすべての土地利用権とおなじように、土地国有財産からうまれるものである。この権利は同時にコルホースのメンバーとしての資格からコルホースの共同土地利用権からうまれる。この派生べつな言葉でいうと、コルホース農家の屋敷附屬地利用権の二次的性格は、ますます現行法でキウチウチウとされている。

コルホース農家の屋敷附屬地利用権がコルホースのメンバーとし

ての資格、コルホースの共同的土地利用からうまれるという性格は、屋敷附屬地利用権が農業アルテリ標準定款によりコルホース員である成人をもつ農家だけにみとめられる点、コルホース農家は屋敷附屬地を直接国家からもらうのではなくて、当該コルホースから——コルホースと確保された單一土地集團からもらう点にあらわされている。この場合、コルホース農家の屋敷附屬地利用権は、農家の労働能力をもつメンバーがコルホースの共同経営にたえず、積極的に参加することとむすびついている。同時に、コルホース農家が屋敷附屬地利用権を屋敷附屬地の意図に応じて行使するのをコントロールするのは、地方国家機関（村ソヴェート、地方執行委員会、地会土地部）だけではなくて、直接現地のコルホースである。

屋敷附屬地のひじょうな悪用がコルホースの実態にはおこなわれある場合には、屋敷附屬地での個人経営がコルホース員の副収入源から主収入源にかわるようなことになつたが、これについて一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会とソ同盟人民委員会議の決定「コルホースの共有地をセフトウからまもる手段について」（一九三九年ソ同盟決定集、第三四集、第二三三章）はこのソヴェート土地法制度の法規に根本的な補足をおこなつた。

四、コルホース農家の屋敷附屬地利用権の発生と、ハイ止はコルホースのメンバーとしての資格とむすびついている。
あたらしいコルホース農家の屋敷附屬地利用権は、コルホースがその屋敷附屬地フォンドからしかるべき附屬地をわりあててある場合、発生する。これはあたらしいメンバーがコルホースにはいり、とく

に移住の場合は、定住地であたらしいコルホース農家をつくる場合に於てはまる。

一九三九年五月二十七日のソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会およびソ同盟人民委員会議の決定「コルホースの共有地をセフトウからまもる手段について」によつて、最少限度の義務労働日（各地区によつて六〇、八〇ないし一〇〇日）が定められ、これを労働能力をもつ男女の各コルホース員は一年間にはたらかねばならない——この一九三九年五月二十七日の決定で、コルホースには「一年間さきにあげた基準よりもすくなくはたらいした労働能力をもつ男女コルホース員は、コルホースを脱退し、コルホース員の権利をなくしたものとみなす」ようカンコクされた（第一四條）同時にコルホースの屋敷附屬地フォンドを補充する源泉のひとつとして、つぎのひとたちの屋敷附屬地が定められている——

- (イ) 以前からコルホース生活をやめ、じじつ上コルホースを脱退しているコルホース員。
 - (ロ) きめられた最低労働日をはたらかず、このためコルホースを脱退したちみなされるコルホース員（第八條）
 - (ハ) 一九三九年五月二十七日のおなじ決定によると「……コルホース内でくらし、コルホースの一員である労働者と報給生活者の家族にたいしては、これら家族の労働能力をもつ家族員がコルホースではたらし、きめられた最低労働日をはたらしぬ場合にかぎり、きめられた基準の屋敷附屬地があたえられる」（第一六條）
- 屋敷附屬地の利用権はコルホース農家が移住する場合中止される一九三九年五月二十七日のおなじ決定ではつきりと定められるよう

に、屋敷附屬地フォンドは、土地のすくない地区から土地のおおい地区に移住したコルホース員の屋敷附屬地をギエイにしてつくられる（第八節「ハ」項）。

さいごに、屋敷附屬地利用権の中止はコルホース農家が死にたえた場合、すなわち家族員ぜんぶが死んだ場合おこる。コルホース農家の屋敷附屬地は、この場合、コルホースの屋敷附屬地フォンドにかえされる。

五、屋敷附屬地は、スターリン憲法がいつているように、「新しいもの」であるべきである。党と政府とはコルホース農家の屋敷附屬地の面積を標準化することに、ますます大きな意義をあたえている。

一九三〇年の農業アルテリ標準定款ではまだコルホース農家の屋敷附屬地のキボはきめられなかつた（まして全面的集團化以前、この標準定款のまえにあつた農業アルテリにはなかつた）——ただ「必要なところでは、アルテリ管理部の許可と一般集会のソウウンにより、屋敷附屬地のキボがかえられる」（第三條）とだけ指示されていた。一九三五年の標準定款は屋敷附屬地のキボを正確に標準化している。

ケイケンの上めすところによると、屋敷附屬地のキボをきめることは、まったく必要である。これは各コルホース員が農業アルテリ標準定款できめた開墾のワクからでて、同時にコルホース農家に一定の最低屋敷附屬地をカシヨウウするシゲキとなる。

一九三五年農業アルテリ標準定款（第二條）によると、「コルホース農家が個人的に利用する屋敷附屬地（住宅の敷地はかんがえな

い）のキボは、四分の一ヘクタールから二分の一ヘクタールまで上下し、地区によつては州と地区の條件によつて一ヘクタール以下となる」このキジュンには住宅地ははいらない。コルホース農家の経営上の建造物の敷地は、屋敷附屬地のキボをきめる場合、計算にいれられる。屋敷附屬地に菜園があるからといって、屋敷附屬地の面積を追加する理由にはならない。

*一九三九年十月十五日ソ同盟人民委員会議の決定「共同耕作組合員の屋敷附屬地のキボについて」（一九三九年ソ同盟決定集、第五五集、第五二七章）によつて、農業アルテリ標準定款のきめたコルホース農家の屋敷附屬地キジュンは共同耕作組合（トイズ）のコルホース農家にも適用されることになつた。

コルホース農家が個人的に利用する屋敷附屬地のキボは、共和国地区、州、ごとに、ソヴェート州および党の（地区、共和国）機関の決定「農業アルテリ定款をコルホースが作製、審査採択する処置について」によつてきめられた（一九三五年）この決定は、それがソ同盟農業人民委員部とソ同盟共産党（ボリシエヴィク）中央委員会農業部にシヨウインされてはじめて効力をもつ（一九三五年の「アラウダ」に発表された）

この決定で、州（地区、共和国）は数コの群にわけられ、地区の各群は地方の諸條件（土壌、大都市中心地へのキャリなど）により農業アルテリ標準定款のキジュン内で、この地区のコルホース農家が利用する権利をもつ屋敷附屬地の最高と最低のキボをきめた。ヴオロネジ州（一九三五年の境界線）では各コルホース農家の個人的に利用する屋敷附屬地のキボがつぎのようきめられた。これに

は住宅敷地はふくまれない——この州の一一の地区では——〇・三〇から〇・四〇ヘクタール、七三の地区では——〇・四〇から〇・五〇ヘクタール、三〇の地区では——〇・六〇から〇・七〇ヘクタール、一四の地区では〇・九〇から一ヘクタールである。

あれこれの地区にたいし州（地区）執行委員会と共和国人民委員会議の決定によつてきめられた屋敷附屬地のキジユンは、コルホース員一般集會の決定によつてそのコルホースの定款にいれられる。各コルホース農家はその地区できめられたキジユンのハンイ内で屋敷附屬地をもつことができるだけである。

あれこれの地区でコルホース農家の屋敷附屬地のキボが〇・二五ヘクタールから〇・五〇ヘクタールのハンイ内ときめられた場合、これは各コルホース農家がこのキジユンのハンイ内でもとから個人的に利用していた屋敷附屬地をもつことができるという意味である。その地区できめられた最高限度のキジユンをこす屋敷附屬地をもつコルホース農家では、よぶんの土地はきりとられる。

同一コルホース内でもコルホース農家の屋敷附屬地は種々であるが、それはその地区できめられたキジユンのハンイ内ではなければならぬ。

六、じじつ上、農業アルテリ定款を実施する場合、定款できめられたコルホース農家の屋敷附屬地のキジユンをやぶる場合がまれではなく——きめられたキジユン以上のキボの屋敷附屬地がゆるされる。

コルホースの共有地内にある土地をコルホース農家の個人的利用にまかせるといつた農業定款の歪曲がゆるされた。

ジユンによりあたらしい屋敷附屬地をもらうのである。

フートルの移住にかんする処置は、大きな経済的意義をもつている。しじつの上では、フートルはコルホースの共同生産——共同耕作さらに共同牧畜の全面的発展へとむかう大企業であると同時に、フートル的な移住の場合、コルホース員の意識がひくい人たちのあいだで共同経営にソングイをおたえても副業的な個人経営を拡大しようという努力が強化され、農村の共同的政治的生活はのろい速度ですすむことになる。

*フートルの移住のキジユンについては——あごの社會主義的地整理と土地整理の手續をのべた第十一章、第二、四節をみよ。

七、コルホース農家の屋敷附屬地利用権は根本的にはつぎのようなものである。コルホース農家にあたえられる屋敷附屬地は菜園と果樹園にやくだて（定款第二條）——ジャガイモと野菜、イチゴ、果樹などをうるために、つかわれるべきである。

屋敷附屬地を殺作用に利用することは附屬地の任務に反する。コルホースは屋敷附屬地の任務にそわないような利用にたいし、しかるべきキモウ活動をおこなわねばならない（一九三七年七月六日の「ブラウダ」と「イズヴェスチヤ」に発表されたソ同盟人民委員會議の説明をみよ）

コルホース農家が屋敷附屬地で栽培したものはすべてコルホース農家の私有財産である。

コルホース農家の屋敷附屬地利用にかんする資料は、コルホース員がかれらにあたえられた屋敷附屬地のちいさな果樹園の栽培にあ

ソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員会とソ同盟人民委員會議の一九三九年五月二十七日の決定「コルホースの共有地をセツトウからまもる手段について」（一九三九年ソ同盟決定集、第三四集、第二三五章）によつて、コルホース農家の屋敷附屬地利用にかんする具体的な処置（第七條「イ」「ロ」および「ハ」項）まず第一に違反の摘発がきめられた。この処置は一九三九年—一九四〇年におこなわれた。

第一に、コルホース農家からはよぶんの屋敷附屬地（標準定款第二章できめたキジユン以上のもの）はすべて没収され、コルホースの共有地にくわえられた。

第二に、附屬地以外のコルホース耕地（果樹園、菜園、瓜畑など）にあるコルホース農家の個人利用地もすべて個人的利用から没収され、コルホースの共有地につしよにされた。なお、このきりとりののちになお個人的用分としてのこつている屋敷附屬地が定款できめたキジユンよりもすくない場合、コルホースはこのような農家にたいしてあたらしいコルホース農家に屋敷附屬地用としてかけるための屋敷附屬地フオンドから不足分の土地をあたえねばならない。（第七條「ロ」項）

第三に、コルホースの共有耕地にあつたコルホース員のフートル的屋敷附屬地の清掃がはじめられた。これはおもにウクライナ・ソヴェエト社會主義共和國、白ロシア・ソヴェエト社會主義共和國、スモレンスク、レニングラード、カリーホン州その他でのこつていた。これら州のコルホース農家はひとつの場所と（フートルからあたらしくできた村へ）移住し、移任先で農業アルテリ標準定款のキ

まり注意をはらつていないことをしめした。ソ同盟全国平均でコルホース農家の一六％が附屬地で果樹を栽培しているにすぎない。地区および州によつてはコルホースの附屬地に果樹園はほとんどないところがある。たとえば、カオスタフ州では七・七％にすぎず、チカロフ州ではコルホース農家の〇・四％が屋敷附屬地で果樹園を栽培しているにすぎない（一九三九年十二月三十日の「ブラウダ」をみよ）

ソ同盟人民委員會議とソ同盟共産党（ボリシェヴィーク）中央委員會議の二月二十一日の決定「農村にすむ労働者および報給生活者の屋敷附屬地で住宅のまわりに果樹を栽培する件について」（一九四〇年ソ同盟決定集、第五集、一四七ページ）は、農村にける屋敷附屬地の果樹栽培が不足なものであることをはつきりさせ、モスコウ、レニングラードその他の諸州でのコルホース員、地方ソヴェエト機関、党機関がおこなつた屋敷附屬地果樹栽培団体をつくれとの提唱をショウエンした。「住宅のまわりに果樹を植えることはコルホースの住宅と村を緑化し、果樹園を数十万ヘクタールもふやし、蘇果および乾燥果実の生産を大きくし、コルホース農家の収入をます」この決定で（第二條）農村にすむコルホース員、労働者および報給生活者にたいし、屋敷附屬地に約一五—二〇本の果樹（リンゴ、サタランボなど）をうるようショウレイされ、屋敷附屬地に個人的な果樹栽培をおこなうことにたいし国家当局の方から一般的な援助計画が計画された（もつとも気候条件にあつていて、はやく果実をつける樹の種類をえらび、イチゴの苗床網をひろげ、信用をソシキするなど）

*そのさいしよのものがソ連共産黨（ボリシエヴィク）モスクワ委員事務局およびモスコウ州執行委員会幹事会の決定「農村にすむコルホース員、労働者および報給生活者の屋敷附屬地において、住宅のまわりに果樹を植つける件について」（一九三九年十二月二十七日の「プラウダ」と「イズヴェスチア」で発表された）であつた。

屋敷附屬地での建築については、コルホース農家は屋敷附屬地でその農家の副業にやくだつちいさな建築をする権利をもつ。もつぱら賃貸しをして収入のひとつにするため第二の住宅をつくり、じぶんでその住宅を利用しないのは、屋敷附屬地の経済的任務に違反するものとみなすべきである。

コルホース農家が屋敷附屬地を非合理的に利用し、それをあそばしておいたり、または任務どおり利用しない場合、コルホース管理部はコルホース農家にたいし土地を農業アルテリ定款の要求とゲンミツに一致するよう利用することを要求すべきである。

村ソヴェートもこれにならうべきである。一九三一年一月一日ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国中央執行委員会で確認された村ソヴェートの規定（一九三一年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国指令集、第一一集、第一四二章）では村ソヴェートの権限として、村ソヴェートが「土地および農業用地を集團經營および個人經營が正しく、目的にかなうよう利用しているかどうかを監視すること」にきめられている。

八、屋敷附屬地は共同經營の副業をソシキするため、それがあ

えられているコルホース農によつて直接に利用されねばならない。コルホース農家は屋敷附屬地の利用者として、じぶの考えでだれかに附屬地をゆずる権利をもたない。

一九三九年五月二十七日の決定は、この利用権に違反した場合とくにゲン重な罰を課するようきめてい——「屋敷附屬地を賃がしするような、またはそれを他人にゆずつて利用させるようなコルホース員は、その屋敷附屬地をとりあげ、コルホースから追放されるであらう」（第五條）

果樹園、ブドウ園、花園、すなわち植物を土地といつしよりに、屋敷附屬地の一部分といつしよに売買することは、どんなものもゆるされない。この種の行為は土地固有権の根本的侵害であり、法によつてゲン重に処罰される。

果樹の苗木、イチゴの苗、鉢植などだけをうることはゆるされる。

じつさい上大きな意義をもつのは屋敷附屬地の利用権とコルホース農家の私有財産である建造物の処分権（その譲渡権）との間の關係にかんする問題である。

コルホース農家の屋敷附屬地が、さきにしめしたように、コルホースの單一土地集團の構成部分にはいり、特別な屋敷附屬地フォンドをつくつていふのだから——コルホース農家がその私有財産である建造物を処分する権利は、屋敷附屬地の処分権を意味しない、すなわち農家の考えで附屬地を建造物の買手にゆずる権利をふくんでいない。副業をやるための屋敷附屬地にたいする権利をコルホース員がもつのは、かれらがコルホースの一員だからである。コルホー

ス農家の屋敷附屬地にたいする権利は、だから、建造物の売買行為からはうまれない、たといこの行為の当事者である人がコルホースの一員であつても、おなじである。

ほかの土地利用者とおなじよりに、コルホース農家は、かれにあたえられる屋敷附屬地の利用権と関連して、国家にたいし一定の義務——若干の農産物の義務納入（ジャガイモなど）および農業税にかんする義務をもつ。

第七節 農村にすむ労働者と報給生活者

その他非コルホース員の屋敷附屬地利用権

コルホース農村では、コルホース員以外に、おおくのコルホース員でない労働者と報給生活者、教師、農業技術者、医者および一般に農村インテリゲンツィアの代表者がすんでいる。

コルホース員でなくて、農村にすむこの種の市民の数は農業の工業化、コルホース農民層の富裕化および文化的要求の成長、地方工業の発展、通信交通網の改良とともに年々ふえてい

この型の市民の生活要求——住宅にたいするかれらの権利、ちいさな屋敷附屬地にたいするかれらの需要、かれらの私有する家畜の飼料にたいする需要を無視するわけにはゆかない。とくにたたくないのは、すでに農村にすむ人たちから屋敷附屬地の権利および共同牧場の利用に參加する権利をうばうこと——それもかれらの屋敷附屬地と共同牧場はコルホースに確保された地域内にあるからとい

り理由でこれらるうばうことである。

農村住民のこの型の土地利用は、一九三九年七月二十八日のソ連人民委員会議およびソ連共産黨（ボリシエヴィク）中央委員会の特別な決定「農村にすむ労働者および報給生活者、農村教師、農業技術者およびほかの非コルホース員の屋敷附屬地について」（一九三九年ソ連決定集、第四七集、第六二章）で定められた。

第一に、屋敷附屬地の利用権がさだめられた。コルホースにはいつてはいないが、国有企業、鉄道や官廳ではたつき、コルホースの地域内の農村ではたらいっている労働者と報給生活者、また農村で生活し、はたらいっている農村教師、農業技術者、獣医および医者は一家族で住宅の敷地をふくめて〇・一五ヘクタール以下の屋敷附屬地を利用する権利をもつ（第一條）おなじキボの屋敷附屬地がコルホース員でなくて年をとつた障害者、年金受領者にもきめられている。（第二條）カンガイ農業地帯にすむさきにあ

げた型の市民には、このキジュンに半分はへらされる（第三條）このキジュンよりも大きなキボの屋敷附屬地をもつものからは、一九三九年十一月十五日いらいさきの決定にもとずいてよぶんな土地は没收され、一定期間コルホースの土地にくわえられる。

第二に、農村にすむ労働者と報給生活者、農村教師、農業技術者その他の非コルホース員が私有する家畜のため放牧の利用権がさだめられた。

国家の團體と官廳にたいして、さきの型の市民がもつ家畜に固有の空地、すなわち田家および地方の森林、鉄道および国道割当地村ソヴェートの土地などで小面積の放牧地をあたえることがゆるされ

ている。国有の空地がない場合、一九三九年七月二十八日の決定は
コルホーエがさきの型の市民にたいし「コルホーエとケイヤク
し、じぶんたちの家畜のためコルホーエの放牧場を利用させ、しか
るべく支払いし、この支払いはコルホーエの放牧と池との費用をま
かなう」(第八條)よりすすめている。放牧と池の費用、その補償
のための費用その補償のための費用に入るものに、放牧をよくし、
井戸をほり、垣をつくるなどの費用である。



